

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

半 田 市 議 会 定 例 会 議 案

令和５年第７回半田市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
報告 2 9	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	5
6 4	令和５年度半田市一般会計補正予算第 6 号	13
6 5	令和５年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第 2 号	79
6 6	令和５年度半田市ＪＲ半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第 1 号	99
6 7	令和５年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号	117
6 8	令和５年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第 3 号	127
6 9	令和５年度半田市立半田病院事業会計補正予算第 1 号	147
7 0	令和５年度半田市水道事業会計補正予算第 1 号	177
7 1	令和５年度半田市下水道事業会計補正予算第 1 号	197
7 2	半田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	227
7 3	半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	231
7 4	半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	233
7 5	半田市特別職員の給与に関する条例の一部改正について	235
7 6	半田市職員の給与に関する条例の一部改正について	237
7 7	半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	277
7 8	半田市児童遊園及びちびっ子広場に関する条例の一部改正について	299
7 9	半田市国民健康保険税条例の一部改正について	301
8 0	半田市創造・連携・実践センター条例の制定について	305
8 1	地方独立行政法人知多半島総合医療機構第 1 期中期目標について	309
8 2	新学校給食センター建設管工事（週休 2 日交代制工事）請負変更契約の締結について	319
8 3	半田市知多半田駅前再開発ビル駐車場の指定管理者の指定について	325

報告第 29 号

専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 5 日提出

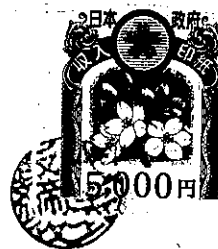
半田市長 久世孝宏

- 1 工 事 名 乙川中学校改築校舎解体工事
- 2 工 事 場 所 半田市大池町三丁目 1 番地
- 3 変更前請負契約金額 金 231,000,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 21,000,000 円)
- 4 変更後請負契約金額 金 236,907,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 21,537,000 円)
- 5 変更による契約金増減額（増額） 金 5,907,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 537,000 円)
- 6 請負契約者 半田市成岩東町 77 番地
株式会社七番組
代表取締役 中山友裕

令和 5 年 10 月 5 日専決

半田市長 久世孝宏

工 事 請 負 変 更 契 約 書



1. 工 事 名 乙川中学校改築校舎解体工事
2. 路線等の名称 なし
3. 工 事 場 所 半田市大池町三丁目1番地
4. 工 事 概 要 別添変更設計書及び図面のとおり
5. 工 期 原契約書のとお
6. 変更前契約金額 金 231,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 21,000,000円)
7. 変更後契約金額 金 236,907,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 21,537,000円)
8. 変更額 増 額 金 5,907,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 537,000円)
9. 特に定めた条件 原契約書のとお

令和5年9月5日付けで締結した工事請負契約について、上記のとおり変更するものとする。

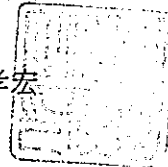
ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

以上契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和5年10月5日

発 注 者 半田市東洋町二丁目1番地

半 田 市
半田市長 久世 孝宏



受 注 者

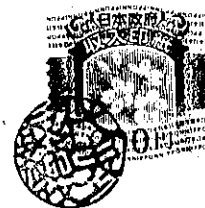
愛知県半田市成瀬町77番地

株式会社 三井物産 組

代表取締役



工 事 請 負 変 更 契 約 書



1. 工 事 名 乙川中学校改築校舎解体工事
2. 路線等の名称 なし
3. 工 事 場 所 半田市大池町三丁目1番地
4. 工 事 概 要 原契約書のとおり
5. 原 工 期 着 手 令和4年12月24日
完 了 令和5年9月29日
6. 変 更 後 工 期 着 手 令和4年12月24日
完 了 令和5年10月13日
7. 契 約 金 額 原契約書のとおり
8. 特に定めた条件 原契約書のとおり

令和4年12月23日付けで締結した工事請負契約について、上記のとおり変更するものとする。

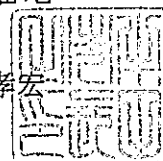
ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

以上契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

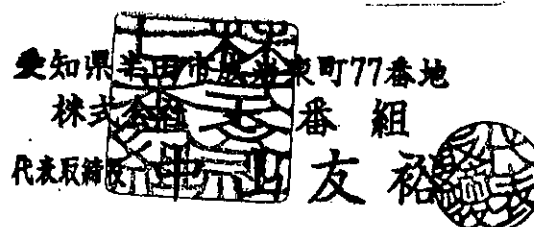
令和5年9月5日

発 注 者 半田市東洋町二丁目1番地

半 田 市
半田市長 久世 孝宏



受 注 者



工 事 概 要

乙川中学校改築校舎解体工事

○変更工事概要（解体工事）

校舎南棟

ダイオキシン除染処理工事	0.0 式	→	1.0 式
--------------	-------	---	-------

倉庫

アスベスト含有建材除去	0.0 か所	→	19.0 か所
-------------	--------	---	---------

外構

コンクリート擁壁撤去（地中埋設物）L=1700+400			
-----------------------------	--	--	--

	0.0m	→	35.0m
--	------	---	-------

浄化槽撤去（地中埋設物）	0.0 m ³	→	30.0 m ³
--------------	--------------------	---	---------------------

発生材運搬・処分

ダイオキシン含有燃殻等	0.0 式	→	1.0 式
-------------	-------	---	-------

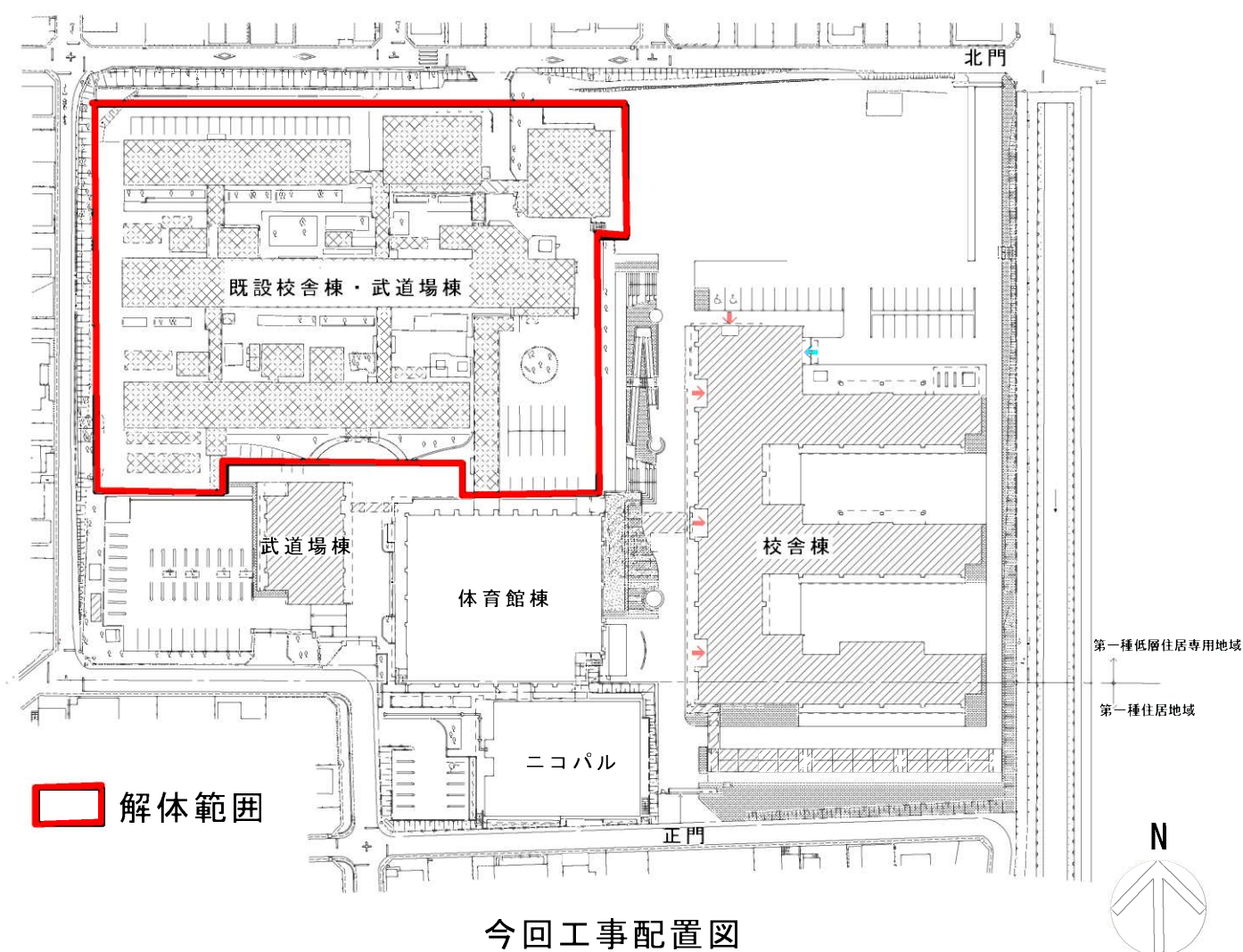
アスベスト含有配管	0.0 式	→	1.0 式
-----------	-------	---	-------

無筋コンクリート類	6827.0 m ³	→	6877.0 m ³
-----------	-----------------------	---	-----------------------

位置図



今回の工事場所を示す。
縮尺 1 : 5,000



工事概要

- ・ 校舎等解体工事 一式
 - ・ 南棟…RC造 2階 延床面積 1,335.56㎡
 - ・ 中棟…RC造 4階 延床面積 4,025.15㎡
 - ・ 北棟…RC造 2階 延床面積 993.27㎡
 - ・ 金工木工室棟…RC造 平屋 延床面積 309.46㎡
 - ・ 武道場棟…RC造 2階 延床面積 571.46㎡
 - ・ その他付属施設
(渡り廊下、トイレ、更衣室、倉庫、自転車置き場等)
 - ・ 支障樹木伐採

乙川中学校改築校舎解体工事

議案第 6 4 号

令和 5 年度半田市一般会計補正予算第 6 号

令和 5 年度半田市の一般会計補正予算第 6 号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 5 2 , 9 5 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6 , 4 7 0 , 4 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		7,206,095	16,803	7,222,898
	1 国庫負担金	4,762,355	1,170	4,763,525
	2 国庫補助金	2,418,240	15,633	2,433,873
16 県支出金		2,871,413	41,235	2,912,648
	2 県補助金	900,818	41,235	942,053
18 寄附金		194,731	1,469	196,200
	1 寄附金	194,731	1,469	196,200
20 繰越金		856,734	284,168	1,140,902
	1 繰越金	856,734	284,168	1,140,902
21 諸収入		1,604,372	9,280	1,613,652
	6 雑入	1,242,759	9,280	1,252,039
歳 入 合 計		46,117,506	352,955	46,470,461

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		282,907	△334	282,573
	1 議会費	282,907	△334	282,573
2 総務費		3,861,897	52,140	3,914,037
	1 総務管理費	3,171,324	52,213	3,223,537
	2 徴税費	364,400	△17,771	346,629
	3 戸籍住民基本台帳費	218,214	19,233	237,447
	4 選挙費	73,928	295	74,223
	6 監査委員費	26,452	△1,830	24,622
3 民生費		17,220,871	134,657	17,355,528
	1 社会福祉費	7,665,272	84,944	7,750,216
	2 児童福祉費	8,199,346	45,416	8,244,762
	3 生活保護費	1,355,978	4,297	1,360,275
4 衛生費		5,071,803	△3,804	5,067,999
	1 保健衛生費	2,614,795	△7,196	2,607,599
	2 清掃費	2,457,008	3,392	2,460,400
5 農林水産業費		140,381	2,567	142,948
	1 農業費	140,381	2,567	142,948
6 商工費		1,632,127	18,440	1,650,567
	1 商工費	1,632,127	18,440	1,650,567

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 土木費		千円 6,466,518	千円 147,879	千円 6,614,397
	1 土木管理費	126,604	2,260	128,864
	2 道路橋梁費	820,114	△976	819,138
	3 河川費	156,509	19,440	175,949
	5 都市計画費	4,847,416	124,530	4,971,946
	6 住宅費	504,014	2,625	506,639
8 消防費		1,340,941	147	1,341,088
	1 消防費	1,340,941	147	1,341,088
9 教育費		8,735,965	1,263	8,737,228
	1 教育総務費	654,353	5,211	659,564
	2 小学校費	1,431,161	287	1,431,448
	3 中学校費	1,107,785	448	1,108,233
	4 幼稚園費	460,110	△10,070	450,040
	5 社会教育費	983,044	7,026	990,070
	6 保健体育費	4,099,512	△1,639	4,097,873
歳 出 合 計		46,117,506	352,955	46,470,461

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
児童発達支援センターつくし学園管理運営事業 (通園バス運行管理委託)	令和 5 年度から令和 6 年度まで	千円 8,539
中心市街地活性化事業 (創造・連携・実践センター指定管理料)	令和 5 年度から令和 9 年度まで	85,288
小学校水泳授業指導補助委託事業 (バス借上料)	令和 5 年度から令和 6 年度まで	12,441
福祉文化会館施設等改修事業 (施設改修工事)	令和 5 年度から令和 6 年度まで	19,745

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
		千円			千円
公共交通対策事業 (公共交通運行委託)	令和5年度から 令和6年度まで	93,216	公共交通対策事業 (公共交通運行委託)	令和5年度から 令和6年度まで	100,453
日本語初期指導事業 (日本語初期指導 業務委託)	令和5年度から 令和8年度まで	27,573	日本語初期指導事業 (日本語初期指導 業務委託)	令和5年度から 令和8年度まで	29,660
小学校情報機器整備事業 (ソフトウェア使用料)	令和5年度から 令和8年度まで	32,433	小学校情報機器整備事業 (ソフトウェア使用料)	令和5年度から 令和9年度まで	87,367
中学校情報機器整備事業 (ソフトウェア使用料)	令和5年度から 令和8年度まで	13,900	中学校情報機器整備事業 (ソフトウェア使用料)	令和5年度から 令和10年度まで	58,917

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 5 国庫支出金	7,206,095	16,803	7,222,898
1 6 県支出金	2,871,413	41,235	2,912,648
1 8 寄附金	194,731	1,469	196,200
2 0 繰越金	856,734	284,168	1,140,902
2 1 諸収入	1,604,372	9,280	1,613,652
歳 入 合 計	46,117,506	352,955	46,470,461

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	282,907	△334	282,573
2 総務費	3,861,897	52,140	3,914,037
3 民生費	17,220,871	134,657	17,355,528
4 衛生費	5,071,803	△3,804	5,067,999
5 農林水産業費	140,381	2,567	142,948
6 商工費	1,632,127	18,440	1,650,567
7 土木費	6,466,518	147,879	6,614,397
8 消防費	1,340,941	147	1,341,088
9 教育費	8,735,965	1,263	8,737,228
歳 出 合 計	46,117,506	352,955	46,470,461

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△334
14,902	0	9,280	27,958
42,620	0	1,174	90,863
0	0	0	△3,804
516	0	0	2,051
0	0	0	18,440
0	0	0	147,879
0	0	0	147
0	0	295	968
58,038	0	10,749	284,168

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	4, 400, 394	1, 170	4, 401, 564
計	4, 762, 355	1, 170	4, 763, 525

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	398, 640	14, 902	413, 542
2 民生費国庫補助金	1, 056, 002	731	1, 056, 733
計	2, 418, 240	15, 633	2, 433, 873

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

2 民生費県補助金	673, 883	40, 719	714, 602
4 農林水産業費県補助金	34, 574	516	35, 090
計	900, 818	41, 235	942, 053

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	千円 1, 170	61 中国残留邦人医療支援給付金負担金 千円 1, 170

2 戸籍住民基本台帳費補助金	14, 902	05 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 14, 902
1 社会福祉費補助金	731	02 障がい者総合支援事業費補助金 731

1 社会福祉費補助金	22, 600	40 福祉医療費支給事業補助金（障がい者） 22, 600
2 老人福祉費補助金	2, 231	60 福祉医療費支給事業補助金（後期高齢者） 2, 231
3 児童福祉費補助金	15, 888	40 福祉医療費支給事業補助金（母子・父子家庭） 383 42 福祉医療費支給事業補助金（子ども） 15, 505
1 農業費補助金	516	31 あいち型産地パワーアップ事業費補助金 516

1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金

18款 寄附金
1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 教育費寄附金	45,090	295	45,385
6 民生費寄附金	500	1,174	1,674
計	194,731	1,469	196,200

20款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	856,734	284,168	1,140,902
計	856,734	284,168	1,140,902

21款 諸収入
6項 雑入

1 雑入	1,242,759	9,280	1,252,039
計	1,242,759	9,280	1,252,039

節		説 明	
区 分	金 額		
6 中学校費寄附金	千円 295	01 中学校教育振興費寄附金	千円 295
2 児童福祉費寄附金	1,174	02 児童福祉費寄附金	1,124
		08 子育て支援センター事業費寄附金	50

1 繰越金	284,168	01 前年度繰越金	284,168

1 総務費雑入	8,113	14 収入印紙売捌手数料	158
		15 収入印紙売払収入	7,955
8 教育費雑入	1,167	87 ネーミングライツ料（半田運動公園）	667
		95 ネーミングライツ料（半田市福祉文化会館）	500

1 8 款 寄附金 2 0 款 繰越金 2 1 款 諸収入

3 歳 出

1 款 議会費 1 項 議会費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 議会費	282,907	△334	282,573				△334
計	282,907	△334	282,573	0	0	0	△334

2 款 総務費 1 項 総務管理費

1 一般管理費	968,555	40,340	1,008,895				40,340
---------	---------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	400	01 職員給等（29人）	△334
		01 職員給等	1,262
3 職員手当等	△937	02 給料	400
		職員給	400
4 共済費	203	03 職員手当等	659
		地域手当	24
		超過勤務手当	144
		期末手当	255
		勤勉手当	236
		04 共済費	203
		都市共済負担金（長期）	160
		都市共済負担金（短期）	43
		70 議員報酬等	△1,596
		03 職員手当等	△1,596
		議員期末手当	△1,596

1 報酬	2,708	01 職員給等（78人）	38,646
		01 職員給等	38,646
2 給料	△748	01 報酬	2,708
		会計年度任用職員報酬	2,588
3 職員手当等	50,575	超過勤務に係る報酬	120
		02 給料	△748
4 共済費	△14,429	職員給	△748
8 旅費	540	03 職員手当等	50,575
		扶養手当	△1,033
		地域手当	△55
10 需用費	1,694	住居手当	1,792
		通勤手当	△429
		超過勤務手当	5,620
		期末手当	△56
		勤勉手当	914
		会計年度任用職員期末手当	△1,395
		退職手当	46,456
		児童手当	△1,282
		休日勤務手当	43
		04 共済費	△14,429
		都市共済負担金（長期）	212
		都市共済負担金（短期）	△147
		都市共済負担金（追加費用）	△10,946
		都市共済負担金（事務費）	△2,783
		都市共済負担金（特定健康診査及び特定保健指導）	△50
		厚生年金保険料負担金	△168
		公務災害補償基金負担金	△290
		雇用保険料	△257
		08 旅費	540
		通勤に係る費用弁償	540
		20 行政一般管理事務費	1,694

1 款 議会費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 財産管理費	384,831	1,167	385,998			諸収入 1,167	
9 交通安全対策費	93,627	△486	93,141				△486
11 市民交流センター費	153,686	11,192	164,878			諸収入 8,113	3,079
計	3,171,324	52,213	3,223,537	0	0	9,280	42,933

2 項 徴税費

1 税務総務費	279,421	△17,771	261,650				△17,771
---------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		01 行政一般管理事務	1,694
		10 需用費	1,694
		光熱水費	1,694
24 積立金	1,167	20 基金積立金	1,167
		01 基金積立金	1,167
		24 積立金	1,167
		教育基金積立金	1,167
1 報酬	△580	01 職員給等（1人）	△486
		01 職員給等	△486
2 給料	42	01 報酬	△580
		会計年度任用職員報酬	△580
3 職員手当等	62	02 給料	42
		職員給	42
4 共済費	10	03 職員手当等	62
		地域手当	2
8 旅費	△20	超過勤務手当	178
		期末手当	24
		勤勉手当	20
		会計年度任用職員期末手当	△162
		04 共済費	10
		都市共済負担金（長期）	9
		都市共済負担金（短期）	1
		08 旅費	△20
		通勤に係る費用弁償	△20
10 需用費	11,192	02 市民交流センター管理運営費	11,192
		財源更正（02 01 市民交流センター管理運営事業）	
		02 収入印紙売捌事務事業	11,192
		10 需用費	11,192
		消耗品費	11,192

1 報酬	△329	01 職員給等（39人）	△17,771
		01 職員給等	△17,771
2 給料	△9,897	01 報酬	△329
		会計年度任用職員報酬	△319
3 職員手当等	△4,818	超過勤務に係る報酬	△10
		02 給料	△9,897
4 共済費	△2,687	職員給	△9,897
		03 職員手当等	△4,818
8 旅費	△40	扶養手当	△889
		地域手当	△575
		住居手当	△801
		通勤手当	△177
		超過勤務手当	2,083
		期末手当	△2,541

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	364,400	△17,771	346,629	0	0	0	△17,771

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	218,214	19,233	237,447	国庫支出金 14,902			4,331
計	218,214	19,233	237,447	14,902	0	0	4,331

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		勤勉手当 △1,913 会計年度任用職員期末手当 △69 休日勤務手当 64 04 共済費 △2,687 都市共済負担金（長期） △1,876 都市共済負担金（短期） △765 厚生年金保険料負担金 △46 08 旅費 △40 通勤に係る費用弁償 △40

1 報酬	△88	01 職員給等（13人） 2,942
2 給料	2,348	01 職員給等 2,942
3 職員手当等	152	01 報酬 △88
4 共済費	513	会計年度任用職員報酬 △128
8 旅費	17	超過勤務に係る報酬 40
12 委託料	16,291	02 給料 2,348
		職員給 2,348
		03 職員手当等 152
		扶養手当 △207
		地域手当 128
		住居手当 △414
		通勤手当 △28
		超過勤務手当 △124
		期末手当 459
		勤勉手当 376
		会計年度任用職員期末手当 △19
		休日勤務手当 △19
		04 共済費 513
		都市共済負担金（長期） 423
		都市共済負担金（短期） 92
		厚生年金保険料負担金 △2
		08 旅費 17
		通勤に係る費用弁償 17
		05 戸籍等振り仮名記載事業費 16,291
		01 戸籍等振り仮名記載事業 16,291
		12 委託料 16,291
		住民記録システム改修委託料 8,756
		コンビニ交付システム改修委託料 1,881
		戸籍電算システム改修委託料 5,654

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	16,136	295	16,431				295
計	73,928	295	74,223	0	0	0	295

6 項 監査委員費

1 監査委員費	26,452	△1,830	24,622				△1,830
計	26,452	△1,830	24,622	0	0	0	△1,830

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	3,795,469	65,285	3,860,754	国庫支出金 1,901 県支出金 22,600			40,784
-----------	-----------	--------	-----------	----------------------------------	--	--	--------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	86	01 職員給等（2人）	295
		01 職員給等	295
3 職員手当等	232	02 給料	86
		職員給	86
4 共済費	△23	03 職員手当等	232
		地域手当	5
		超過勤務手当	127
		期末手当	55
		勤勉手当	45
		04 共済費	△23
		都市共済負担金（長期）	△15
		都市共済負担金（短期）	△8

2 給料	△384	01 職員給等（3人）	△1,830
		01 職員給等	△1,830
3 職員手当等	△1,228	02 給料	△384
		職員給	△384
4 共済費	△218	03 職員手当等	△1,228
		扶養手当	84
		地域手当	△45
		超過勤務手当	△117
		期末手当	△369
		勤勉手当	△781
		04 共済費	△218
		都市共済負担金（長期）	△153
		都市共済負担金（短期）	△65

1 報酬	△1,937	01 職員給等（32人）	△4,835
		01 職員給等	△4,835
2 給料	△2,268	01 報酬	△1,937
		会計年度任用職員報酬	△1,937
3 職員手当等	52	02 給料	△2,268
		職員給	△2,268
4 共済費	△640	03 職員手当等	52
		扶養手当	558
8 旅費	△42	地域手当	△12
		住居手当	△843
11 役務費	87	通勤手当	149
		超過勤務手当	△23

2 款 総務費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 老人福祉費	3, 171, 696	15, 674	3, 187, 370	県支出金 2, 231			13, 443
3 国民年金事業費	18, 068	4, 771	22, 839				4, 771

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
12 委託料	1,463	期末手当	258
		勤勉手当	311
19 扶助費	68,570	会計年度任用職員期末手当	△322
		休日勤務手当	△24
		04 共済費	△640
		都市共済負担金（長期）	△111
		都市共済負担金（短期）	△266
		厚生年金保険料負担金	△263
		08 旅費	△42
		通勤に係る費用弁償	△42
		02 障がい者医療費助成事業費	67,096
		50 障がい者医療費助成事業	67,096
		11 役務費	87
		障がい者医療費審査支払手数料	186
		精神障がい者医療費審査支払手数料	△99
		19 扶助費	67,009
		障がい者医療費扶助費	33,342
		精神障がい者医療費扶助費	33,667
		08 障がい者等自立支援事業費	1,463
		51 障がい者等自立支援事業	1,463
		12 委託料	1,463
		障がい者自立支援給付審査支払等システム改修委託料	1,463
		70 中国残留邦人生活支援事業費	1,561
		70 中国残留邦人生活支援事業	1,561
		19 扶助費	1,561
		医療支援給付費	1,561
11 役務費	10	40 後期高齢者福祉医療費給付事業費	5,667
		50 後期高齢者福祉医療費給付事業	5,667
19 扶助費	5,657	11 役務費	10
		後期高齢者福祉医療費審査支払手数料	10
27 繰出金	10,007	19 扶助費	5,657
		後期高齢者福祉医療費給付金	5,657
		50 介護保険事業勘定繰出金	10,007
		51 その他一般会計繰出金	10,299
		27 繰出金	10,299
		職員給与費等繰出金	5,365
		事務費繰出金	4,934
		52 地域支援事業繰出金	△292
		27 繰出金	△292
		介護予防・日常生活支援総合事業繰出金	△274
		包括的支援事業・任意事業繰出金	△18
1 報酬	△49	01 職員給等（2人）	4,771
		01 職員給等	4,771
2 給料	2,355	01 報酬	△49
		会計年度任用職員報酬	△69
3 職員手当等	1,767	超過勤務に係る報酬	20
4 共済費	664	02 給料	2,355
		職員給	2,355
8 旅費	34	03 職員手当等	1,767
		扶養手当	558
		地域手当	174
		住居手当	△168
		超過勤務手当	△43

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 国民健康保険費	665,710	△786	664,924				△786
計	7,665,272	84,944	7,750,216	26,732	0	0	58,212

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	837,643	△2,388	835,255				△2,388
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		期末手当	703
		勤勉手当	558
		会計年度任用職員期末手当	△15
		04 共済費	664
		都市共済負担金（長期）	639
		都市共済負担金（短期）	220
		厚生年金保険料負担金	△195
		08 旅費	34
		通勤に係る費用弁償	34
1 報酬	△79	01 職員給等（12人）	△786
2 給料	△1,017	01 職員給等	△786
3 職員手当等	585	01 報酬	△79
4 共済費	△308	会計年度任用職員報酬	△99
8 旅費	33	超過勤務に係る報酬	20
		02 給料	△1,017
		職員給	△1,017
		03 職員手当等	585
		扶養手当	318
		地域手当	△9
		住居手当	△636
		通勤手当	△3
		超過勤務手当	1,155
		期末手当	△155
		勤勉手当	△59
		会計年度任用職員期末手当	△18
		休日勤務手当	△8
		04 共済費	△308
		都市共済負担金（長期）	△217
		都市共済負担金（短期）	△85
		厚生年金保険料負担金	△6
		08 旅費	33
		通勤に係る費用弁償	33

1 報酬	2,616	01 職員給等（39人）	△2,388
2 給料	△4,918	01 職員給等	△2,388
3 職員手当等	312	01 報酬	2,616
4 共済費	△520	会計年度任用職員報酬	2,616
8 旅費	122	02 給料	△4,918
		職員給	△4,918
		03 職員手当等	312
		扶養手当	△302
		地域手当	△304
		住居手当	△806
		通勤手当	△102
		超過勤務手当	3,598
		期末手当	△1,192

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 児童福祉費	4,925,001	114,134	5,039,135	県支出金 15,505		寄附金 1,124	97,505
3 母子福祉費	94,680	765	95,445	県支出金 383			382

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		勤勉手当	△920
		会計年度任用職員期末手当	254
		休日勤務手当	86
		04 共済費	△520
		都市共済負担金（長期）	△579
		都市共済負担金（短期）	△212
		厚生年金保険料負担金	271
		08 旅費	122
		通勤に係る費用弁償	122
1 報酬	△223	01 職員給等（5人）	△136
2 給料	60	01 職員給等	△136
3 職員手当等	3	01 報酬	△223
4 共済費	△55	会計年度任用職員報酬	△233
8 旅費	79	超過勤務に係る報酬	10
10 需用費	150	02 給料	60
11 役務費	1,959	職員給	60
14 工事請負費	4,268	03 職員手当等	3
17 備品購入費	974	地域手当	4
18 負担金、補助及び交付金	5,443	超過勤務手当	9
19 扶助費	101,476	期末手当	42
		勤勉手当	39
		会計年度任用職員期末手当	△91
		04 共済費	△55
		都市共済負担金（長期）	18
		都市共済負担金（短期）	△28
		厚生年金保険料負担金	△45
		08 旅費	79
		通勤に係る費用弁償	79
		02 子ども医療費助成事業費	103,435
		50 子ども医療費助成事業	103,435
		11 役務費	1,959
		子ども医療費審査支払手数料	1,959
		19 扶助費	101,476
		子ども医療費扶助費	101,476
		12 放課後児童健全育成事業費	5,443
		50 放課後児童健全育成事業	5,443
		18 負担金、補助及び交付金	5,443
		入所児童奨励費	5,443
		20 児童センター管理運営費	3,544
		01 児童センター管理運営事業	3,544
		10 需用費	150
		消耗品費	150
		14 工事請負費	2,420
		児童センター整備工事	2,420
		17 備品購入費	974
		児童センター用備品	974
		40 児童遊園、ちびっ子広場管理運営費	1,848
		01 児童遊園、ちびっ子広場管理運営事業	1,848
		14 工事請負費	1,848
		児童遊園等整備工事	1,848
11 役務費	66	02 母子・父子家庭医療費助成事業費	765
19 扶助費	699	50 母子・父子家庭医療費助成事業	765
		11 役務費	66

2 項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 保育園費	2,096,895	△71,829	2,025,066				△71,829
5 児童発達支援センター費	213,103	4,684	217,787				4,684
6 子育て支援センター事業費	32,024	50	32,074			寄附金 50	

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		母子・父子家庭医療費審査支払手数料	66
		19 扶助費	699
		母子・父子家庭医療費扶助費	699
1 報酬	△34,670	01 職員給等（184人）	△71,829
2 給料	△10,315	01 職員給等	△71,829
3 職員手当等	△12,931	01 報酬	△34,670
4 共済費	△14,020	会計年度任用職員報酬	△35,670
8 旅費	107	超過勤務に係る報酬	1,000
		02 給料	△10,315
		職員給	△10,315
		03 職員手当等	△12,931
		扶養手当	220
		地域手当	△484
		住居手当	273
		通勤手当	△1,140
		超過勤務手当	8,525
		期末手当	△3,885
		勤勉手当	△2,968
		会計年度任用職員期末手当	△13,491
		休日勤務手当	19
		04 共済費	△14,020
		都市共済負担金（長期）	△2,946
		都市共済負担金（短期）	△5,549
		厚生年金保険料負担金	△5,525
		08 旅費	107
		通勤に係る費用弁償	107
1 報酬	△753	01 職員給等（33人）	4,684
2 給料	1,090	01 職員給等	4,684
3 職員手当等	4,339	01 報酬	△753
4 共済費	8	会計年度任用職員報酬	△753
		02 給料	1,090
		職員給	1,090
		03 職員手当等	4,339
		扶養手当	△180
		地域手当	58
		住居手当	△336
		通勤手当	△69
		超過勤務手当	5,382
		期末手当	△363
		勤勉手当	△48
		会計年度任用職員期末手当	△105
		04 共済費	8
		都市共済負担金（長期）	△102
		都市共済負担金（短期）	△50
		厚生年金保険料負担金	160
10 需用費	18	02 子育て支援センター事業費	50
17 備品購入費	32	01 子育て支援センター事業	50
		10 需用費	18
		消耗品費	18
		17 備品購入費	32
		事業用備品	32

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	8,199,346	45,416	8,244,762	15,888	0	1,174	28,354

3 項 生活保護費

1 生活保護総務費	119,097	4,297	123,394				4,297
計	1,355,978	4,297	1,360,275	0	0	0	4,297

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	760,340	△7,000	753,340				△7,000
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

2 給料	△383	01 職員給等（13人） 01 職員給等	4,297 4,297
3 職員手当等	4,060	02 給料 職員給	△383 △383
4 共済費	620	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 休日勤務手当	4,060 150 △32 622 183 3,140 △156 74 79
		04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期）	620 480 140

1 報酬	445	01 職員給等（39人） 01 職員給等	△7,000 △7,000
2 給料	△4,272	01 報酬 会計年度任用職員報酬 超過勤務に係る報酬	445 440 5
3 職員手当等	△2,686	02 給料 職員給	△4,272 △4,272
4 共済費	△496	03 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 超過勤務手当 期末手当 勤勉手当 特殊勤務手当 会計年度任用職員期末手当 休日勤務手当	△2,686 △102 △169 △934 △315 852 △958 △679 1 △28 △354
8 旅費	9	04 共済費 都市共済負担金（長期） 都市共済負担金（短期）	△496 △390 △189

3 款 民生費

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 病院事業費	783, 887	△196	783, 691				△196
計	2, 614, 795	△7, 196	2, 607, 599	0	0	0	△7, 196

2 項 清掃費

1 清掃総務費	129, 674	3, 392	133, 066				3, 392
計	2, 457, 008	3, 392	2, 460, 400	0	0	0	3, 392

5 款 農林水産業費
1 項 農業費

2 農業総務費	55, 814	2, 051	57, 865				2, 051

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		厚生年金保険料負担金 83
		08 旅費 9
		通勤に係る費用弁償 9
23 投資及び出資金	△196	02 病院事業会計繰出金 △196
		50 病院事業会計繰出金 △196
		23 投資及び出資金 △196
		病院事業会計出資金 △196

1 報酬	△219	01 職員給等（17人） 3,392
2 給料	2,440	01 職員給等 3,392
3 職員手当等	523	01 報酬 △219
4 共済費	648	会計年度任用職員報酬 △219
		02 給料 2,440
		職員給 2,440
		03 職員手当等 523
		扶養手当 374
		地域手当 150
		住居手当 △520
		通勤手当 89
		超過勤務手当 248
		期末手当 251
		勤勉手当 102
		特殊勤務手当 △36
		会計年度任用職員期末手当 △118
		休日勤務手当 △17
		04 共済費 648
		都市共済負担金（長期） 499
		都市共済負担金（短期） 183
		厚生年金保険料負担金 △34

1 報酬	△31	01 職員給等（9人） 2,051
2 給料	1,599	01 職員給等 2,051
3 職員手当等	395	01 報酬 △31
4 共済費	88	会計年度任用職員報酬 △31
		02 給料 1,599
		職員給 1,599
		03 職員手当等 395
		扶養手当 △332

4 款 衛生費

5 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
3 農業振興費	41,256	516	41,772	県支出金 516			
計	140,381	2,567	142,948	516	0	0	2,051

6 款 商工費
1 項 商工費

1 商工総務費	129,538	15,254	144,792				15,254
2 商工振興費	1,115,555	3,186	1,118,741				3,186

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		地域手当	95
		住居手当	△458
		通勤手当	152
		超過勤務手当	564
		期末手当	329
		勤勉手当	44
		会計年度任用職員期末手当	△9
		休日勤務手当	10
		04 共済費	88
		都市共済負担金（長期）	129
		都市共済負担金（短期）	△29
		厚生年金保険料負担金	△12
18 負担金、補助及び交付金	516	02 農業振興事業費	516
		31 あいち型産地パワーアップ事業	516
		18 負担金、補助及び交付金	516
		あいち型産地パワーアップ事業補助金	516

1 報酬	1,863	01 職員給等（18人）	15,254
2 給料	1,358	01 職員給等	15,254
3 職員手当等	10,136	01 報酬	1,863
4 共済費	1,863	会計年度任用職員報酬	1,763
8 旅費	34	超過勤務に係る報酬	100
		02 給料	1,358
		職員給	1,358
		03 職員手当等	10,136
		扶養手当	△480
		地域手当	53
		住居手当	△454
		通勤手当	105
		超過勤務手当	10,154
		期末手当	△29
		勤勉手当	609
		会計年度任用職員期末手当	245
		休日勤務手当	△67
		04 共済費	1,863
		都市共済負担金（長期）	1,263
		都市共済負担金（短期）	430
		厚生年金保険料負担金	170
		08 旅費	34
		通勤に係る費用弁償	34
12 委託料	3,186	07 中心市街地活性化支援事業費	3,186
		52 中心市街地活性化事業	3,186
		12 委託料	3,186
		地質調査委託料	374
		創造・連携・実践センターデザイン業務委託料	1,471

5 款 農林水産業費

6 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	1,632,127	18,440	1,650,567	0	0	0	18,440

7 款 土木費

1 項 土木管理費

1 土木総務費	126,604	2,260	128,864				2,260
計	126,604	2,260	128,864	0	0	0	2,260

2 項 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	48,627	△976	47,651				△976
-----------	--------	------	--------	--	--	--	------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		通行量調査委託料 1,341

1 報酬	△878	01 職員給等（15人） 2,260
2 給料	1,027	01 職員給等 2,260
3 職員手当等	1,942	01 報酬 △878
4 共済費	214	会計年度任用職員報酬 △818
8 旅費	△45	超過勤務に係る報酬 △60
		02 給料 1,027
		職員給 1,027
		03 職員手当等 1,942
		扶養手当 △162
		地域手当 37
		住居手当 △168
		通勤手当 △233
		超過勤務手当 1,640
		期末手当 451
		勤勉手当 432
		会計年度任用職員期末手当 △45
		休日勤務手当 △10
		04 共済費 214
		都市共済負担金（長期） 319
		都市共済負担金（短期） △17
		厚生年金保険料負担金 △88
		08 旅費 △45
		通勤に係る費用弁償 △45

2 給料	△124	01 職員給等（6人） △976
3 職員手当等	△555	01 職員給等 △976
4 共済費	△297	02 給料 △124
		職員給 △124
		03 職員手当等 △555
		扶養手当 △338
		地域手当 △36
		住居手当 189
		通勤手当 △37
		超過勤務手当 336
		期末手当 △392
		勤勉手当 △256
		休日勤務手当 △21

6 款 商工費

7 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	820, 114	△976	819, 138	0	0	0	△976

3 項 河川費

1 河川総務費	11, 183	1, 450	12, 633				1, 450
4 市営排水機 場費	55, 737	17, 990	73, 727				17, 990
計	156, 509	19, 440	175, 949	0	0	0	19, 440

5 項 都市計画費

1 都市計画総 務費	807, 194	△8, 081	799, 113				△8, 081
---------------	----------	---------	----------	--	--	--	---------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		04 共済費 △297
		都市共済負担金（長期） △205
		都市共済負担金（短期） △92

2 給料	233	01 職員給等（2人） 1,450
		01 職員給等 1,450
3 職員手当等	1,142	02 給料 233
		職員給 233
4 共済費	75	03 職員手当等 1,142
		扶養手当 292
		地域手当 31
		超過勤務手当 821
		期末手当 △9
		勤勉手当 △1
		休日勤務手当 8
		04 共済費 75
		都市共済負担金（長期） 59
		都市共済負担金（短期） 16
18 負担金、補助及び交付金	17,990	04 下水道事業会計繰出金（市営排水機場） 17,990
		50 下水道事業会計繰出金（市営排水機場） 17,990
		18 負担金、補助及び交付金 17,990
		下水道事業会計負担金（市営排水機場） 17,990

1 報酬	△2	01 職員給等（14人） △8,081
		01 職員給等 △8,081
2 給料	△3,483	01 報酬 △2
		会計年度任用職員報酬 △32
3 職員手当等	△2,913	超過勤務に係る報酬 30
4 共済費	△1,683	02 給料 △3,483
		職員給 △3,483
		03 職員手当等 △2,913
		扶養手当 △441
		地域手当 △236
		住居手当 414
		通勤手当 △582
		超過勤務手当 △1,047
		期末手当 △770
		勤勉手当 △345

7 款 土木費

5 項 都市計画費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 土地区画整理費	1, 945, 278	129, 063	2, 074, 341				129, 063
3 公共下水道費	1, 781, 489	5, 474	1, 786, 963				5, 474
4 公園費	217, 322	△1, 926	215, 396				△1, 926

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		会計年度任用職員期末手当	△7
		休日勤務手当	101
		04 共済費	△1,683
		都市共済負担金（長期）	△1,166
		都市共済負担金（短期）	△511
		厚生年金保険料負担金	△6
2 給料	14	01 職員給等（1人）	△675
3 職員手当等	△688	01 職員給等	△675
4 共済費	△1	02 給料	14
27 繰出金	129,738	職員給	14
		03 職員手当等	△688
		管理職手当	△62
		扶養手当	△558
		地域手当	△37
		通勤手当	△12
		期末手当	△91
		勤勉手当	72
		04 共済費	△1
		都市共済負担金（長期）	1
		都市共済負担金（短期）	△2
		30 乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金	△11,041
		50 乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金	△11,041
		27 繰出金	△11,041
		乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金	△11,041
		41 J R半田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出金	140,779
		51 J R半田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出金	140,779
		27 繰出金	140,779
		J R半田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出金	140,779
18 負担金、補助及び交付金	5,824	02 下水道事業会計繰出金	5,474
23 投資及び出資金	△350	50 下水道事業会計繰出金	5,474
		18 負担金、補助及び交付金	5,824
		下水道事業会計負担金	11,044
		下水道事業会計補助金	△5,220
		23 投資及び出資金	△350
		下水道事業会計出資金	△350
2 給料	△9	01 職員給等（4人）	△1,926
3 職員手当等	△1,792	01 職員給等	△1,926
4 共済費	△125	02 給料	△9
		職員給	△9
		03 職員手当等	△1,792
		扶養手当	△232
		地域手当	△14
		住居手当	△168
		通勤手当	30
		超過勤務手当	△354
		期末手当	△386
		勤勉手当	△771
		休日勤務手当	103
		04 共済費	△125
		都市共済負担金（長期）	△57
		都市共済負担金（短期）	△68

5 項 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	4,847,416	124,530	4,971,946	0	0	0	124,530

6 項 住宅費

1 住宅管理費	504,014	2,625	506,639				2,625
計	504,014	2,625	506,639	0	0	0	2,625

8 款 消防費
1 項 消防費

2 非常備消防費	80,878	147	81,025				147
----------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 報酬	862	01 職員給等（13人）	2,625
2 給料	616	01 職員給等	2,625
3 職員手当等	777	01 報酬	862
4 共済費	268	会計年度任用職員報酬	852
8 旅費	102	超過勤務に係る報酬	10
		02 給料	616
		職員給	616
		03 職員手当等	777
		扶養手当	367
		地域手当	19
		住居手当	△168
		通勤手当	△54
		超過勤務手当	1,223
		期末手当	△332
		勤勉手当	△379
		会計年度任用職員期末手当	178
		休日勤務手当	△77
		04 共済費	268
		都市共済負担金（長期）	139
		都市共済負担金（短期）	32
		厚生年金保険料負担金	97
		08 旅費	102
		通勤に係る費用弁償	102

2 給料	12	01 職員給等（1人）	147
3 職員手当等	150	01 職員給等	147
4 共済費	△15	02 給料	12
		職員給	12
		03 職員手当等	150
		地域手当	1
		通勤手当	67
		超過勤務手当	67
		期末手当	8
		勤勉手当	7
		04 共済費	△15
		都市共済負担金（長期）	△10
		都市共済負担金（短期）	△5

7 款 土木費

8 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,340,941	147	1,341,088	0	0	0	147

9 款 教育費

1 項 教育総務費

2 事務局費	145,140	5,211	150,351				5,211
計	654,353	5,211	659,564	0	0	0	5,211

2 項 小学校費

1 学校管理費	878,408	287	878,695				287
---------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 報酬	104	01 職員給等（14人）	5,211
2 給料	2,014	01 職員給等	5,211
3 職員手当等	2,407	01 報酬	104
4 共済費	686	会計年度任用職員報酬	84
		超過勤務に係る報酬	20
		02 給料	2,014
		職員給	2,014
		03 職員手当等	2,407
		扶養手当	△325
		地域手当	101
		住居手当	△504
		通勤手当	△52
		超過勤務手当	1,547
		期末手当	495
		勤勉手当	966
		会計年度任用職員期末手当	140
		休日勤務手当	39
		04 共済費	686
		都市共済負担金（長期）	569
		都市共済負担金（短期）	98
		厚生年金保険料負担金	19

1 報酬	57	01 職員給等（9人）	287
2 給料	110	01 職員給等	287
3 職員手当等	102	01 報酬	57
4 共済費	△32	会計年度任用職員報酬	77
8 旅費	50	超過勤務に係る報酬	△20
		02 給料	110
		職員給	110
		03 職員手当等	102
		地域手当	7
		超過勤務手当	48
		期末手当	79
		勤勉手当	95
		会計年度任用職員期末手当	△127
		04 共済費	△32
		都市共済負担金（長期）	41
		都市共済負担金（短期）	△41

8 款 消防費

9 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	1, 431, 161	287	1, 431, 448	0	0	0	287

3 項 中学校費

1 学校管理費	239, 939	153	240, 092				153
2 教育振興費	173, 208	295	173, 503			寄附金 295	
計	1, 107, 785	448	1, 108, 233	0	0	295	153

4 項 幼稚園費

1 幼稚園費	460, 110	△10, 070	450, 040				△10, 070
--------	----------	----------	----------	--	--	--	----------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		厚生年金保険料負担金 △32
		08 旅費 50
		通勤に係る費用弁償 50

1 報酬	△15	01 職員給等（5人） 153
2 給料	12	01 職員給等 153
3 職員手当等	182	01 報酬 △15
4 共済費	23	会計年度任用職員報酬 5
8 旅費	△49	超過勤務に係る報酬 △20
		02 給料 12
		職員給 12
		03 職員手当等 182
		地域手当 1
		超過勤務手当 △92
		期末手当 91
		勤勉手当 176
		会計年度任用職員期末手当 6
		04 共済費 23
		都市共済負担金（長期） 48
		都市共済負担金（短期） △9
		厚生年金保険料負担金 △16
		08 旅費 △49
		通勤に係る費用弁償 △49
10 需用費	295	02 中学校教育振興費 295
		02 中学校教育振興事業 295
		10 需用費 295
		教材用消耗品費 295

1 報酬	△2,961	01 職員給等（46人） △10,070
2 給料	△2,812	01 職員給等 △10,070
3 職員手当等	△2,542	01 報酬 △2,961
4 共済費	△1,675	会計年度任用職員報酬 △3,211
8 旅費	△80	超過勤務に係る報酬 250
		02 給料 △2,812
		職員給 △2,812
		03 職員手当等 △2,542
		扶養手当 △300
		地域手当 △119

9 款 教育費

4 項 幼稚園費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	460,110	△10,070	450,040	0	0	0	△10,070

5 項 社会教育費

1 社会教育総務費	255,401	424	255,825				424
3 図書館、博物館費	293,332	6,347	299,679				6,347

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		住居手当 △672 通勤手当 △150 超過勤務手当 △337 期末手当 △698 勤勉手当 303 会計年度任用職員期末手当 △573 休日勤務手当 4 04 共済費 △1,675 都市共済負担金（長期） △457 都市共済負担金（短期） △781 厚生年金保険料負担金 △437 08 旅費 △80 通勤に係る費用弁償 △80

1 報酬	2,451	01 職員給等（25人） 424
2 給料	△2,651	01 職員給等 424
3 職員手当等	1,006	01 報酬 2,451 会計年度任用職員報酬 2,401 超過勤務に係る報酬 50
4 共済費	△388	02 給料 △2,651 職員給 △2,651
8 旅費	6	03 職員手当等 1,006 管理職手当 △49 扶養手当 762 地域手当 △91 住居手当 △150 通勤手当 △207 超過勤務手当 1,525 期末手当 △405 勤勉手当 △664 会計年度任用職員期末手当 421 休日勤務手当 △136 04 共済費 △388 都市共済負担金（長期） △178 都市共済負担金（短期） △141 厚生年金保険料負担金 △69 08 旅費 6 通勤に係る費用弁償 6
1 報酬	△80	01 職員給等（19人） 6,347
2 給料	4,856	01 職員給等 6,347
3 職員手当等	384	01 報酬 △80 会計年度任用職員報酬 430 超過勤務に係る報酬 △510
4 共済費	888	02 給料 4,856 職員給 4,856 03 職員手当等 384

9 款 教育費

5 項 社会教育費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
7 新美南吉記念館費	123,982	255	124,237				255
計	983,044	7,026	990,070	0	0	0	7,026

6 項 保健体育費

3 学校給食費	3,625,738	△3,531	3,622,207				△3,531
---------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説 明	
区 分	金 額		
8 旅費	千円 299	扶養手当 204 地域手当 279 住居手当 24 通勤手当 173 超過勤務手当 536 期末手当 847 勤勉手当 798 会計年度任用職員期末手当 57 休日勤務手当 594 04 共済費 888 都市共済負担金（長期） 810 都市共済負担金（短期） 176 厚生年金保険料負担金 98 08 旅費 299 通勤に係る費用弁償 299	千円
1 報酬	△138	01 職員給等（5人）	255
2 給料	15	01 職員給等	255
3 職員手当等	264	01 報酬	138
4 共済費	119	会計年度任用職員報酬	218
8 旅費	△5	超過勤務に係る報酬	80
		02 給料	15
		職員給	15
		03 職員手当等	264
		地域手当	14
		超過勤務手当	83
		期末手当	140
		勤勉手当	112
		会計年度任用職員期末手当	81
		04 共済費	119
		都市共済負担金（長期）	122
		都市共済負担金（短期）	9
		厚生年金保険料負担金	12
		08 旅費	5
		通勤に係る費用弁償	5

1 報酬	△5,478	01 職員給等（4人）	△5,122
2 給料	583	01 職員給等	△5,122
3 職員手当等	△188	01 報酬	△5,478
4 共済費	106	会計年度任用職員報酬	△5,468
8 旅費	△145	超過勤務に係る報酬	△10
10 需用費	1,591	02 給料	583
		職員給	583
		03 職員手当等	△188
		扶養手当	△18
		地域手当	72
		住居手当	78

9 款 教育費

6 項 保健体育費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 体育施設費	334,548	1,892	336,440				1,892
計	4,099,512	△1,639	4,097,873	0	0	0	△1,639

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		通勤手当	△217
		超過勤務手当	104
		期末手当	201
		勤勉手当	112
		会計年度任用職員期末手当	△558
		休日勤務手当	38
		04 共済費	106
		都市共済負担金（長期）	118
		都市共済負担金（短期）	△3
		厚生年金保険料負担金	△9
		08 旅費	△145
		通勤に係る費用弁償	△145
		02 学校給食管理運営費	1,591
		03 学校給食センター管理運営事業	1,591
		10 需用費	1,591
		光熱水費	1,591
14 工事請負費	1,892	02 体育施設管理運営費	1,892
		30 青山記念武道館管理運営事業	1,892
		14 工事請負費	1,892
		施設改修工事	1,892

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	地域手当 (千円)	その他 手 当 (千円)			計 (千円)
補 正 後	長 等	3	0	32,496	13,351 (4.93)	0	0	45,847	7,058	52,905
	議 員	22	121,941	0	45,876 (4.93)	0	0	167,817	35,062	202,879
	その他	1,022	150,388	0	0	0	0	150,388	0	150,388
	計	1,047	272,329	32,496	59,227	0	0	364,052	42,120	406,172
補 正 前	長 等	3	0	32,496	12,959 (4.785)	0	0	45,455	6,978	52,433
	議 員	22	121,941	0	47,472 (4.785)	0	0	169,413	35,062	204,475
	その他	1,022	150,388	0	0	0	0	150,388	0	150,388
	計	1,047	272,329	32,496	60,431	0	0	365,256	42,040	407,296
比 較	長 等	0	0	0	392 (0.145)	0	0	392	80	472
	議 員	0	0	0	△ 1,596 (0.145)	0	0	△ 1,596	0	△ 1,596
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	△ 1,204	0	0	△ 1,204	80	△ 1,124

※「その他手当」は退職手当

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(14) 729	0	2,332,720	1,662,754	3,995,474	758,731	4,754,205
補正前	(14) 734	0	2,354,731	1,595,395	3,950,126	778,775	4,728,901
比 較	(0) △ 5	0	△ 22,011	67,359	45,348	△ 20,044	25,304

※()内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	51,979	45,945	146,233	32,649	47,467	203,301	2,512
補正前	52,090	48,365	147,196	37,457	50,672	156,967	3,245
比 較	△ 111	△ 2,420	△ 963	△ 4,808	△ 3,205	46,334	△ 733

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)	児童手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	514,057	419,589	565	0	136,456	62,001	1,662,754
補正前	522,548	422,972	600	0	90,000	63,283	1,595,395
比 較	△ 8,491	△ 3,383	△ 35	0	46,456	△ 1,282	67,359

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (期末手当) (千円)	計 (千円)		
補正後	(778) 778	1,012,334	0	159,680	1,172,014	147,188	1,319,202
補正前	(762) 762	1,049,738	0	175,564	1,225,302	157,840	1,383,142
比 較	(16) 16	△ 37,404	0	△ 15,884	△ 53,288	△ 10,652	△ 63,940

※()内は、短時間勤務職員

[illegible]

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員以外の職員)

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	教 育 職	技能労務職
補正後 令和5年4月1 日現在	平均給料月額(円)	292,094	297,722	270,903
	平均給与月額(円)	372,522	349,929	298,559
	平均年齢 (歳)	38 歳 8 月	42 歳 7 月	55 歳 5 月
補正前 令和5年1月1 日現在	平均給料月額(円)	283,523	302,200	259,002
	平均給与月額(円)	338,215	351,124	291,209
	平均年齢 (歳)	39 歳 10 月	44 歳 8 月	57 歳 7 月

区 分		医療職(2)	医療職(3)
補正後 令和5年4月1 日現在	平均給料月額(円)	238,533	290,353
	平均給与月額(円)	296,509	350,150
	平均年齢 (歳)	39 歳 3 月	37 歳 10 月
補正前 令和5年1月1 日現在	平均給料月額(円)	268,500	280,728
	平均給与月額(円)	309,861	323,331
	平均年齢 (歳)	42 歳 10 月	39 歳 4 月

※ 短時間勤務職員は除く。

イ 初任給

区 分	一般行政職		技能労務職	
	半田市	国	半田市	国
高校卒	170,900 円	166,600 円	159,500 円	159,500 円
短大卒	184,600 円	179,100 円	—	—
大学卒	202,400 円	196,200 円	—	—

※ 教育職の初任給については一般行政職に準ずる。

区 分	医療職(2)		医療職(3)	
	半田市	国	半田市	国
高校卒	—	—	—	—
短大卒	189,800 円	182,700 円	225,800 円	218,800 円
大学卒	208,800 円	202,800 円	230,800 円	228,500 円

ウ 級別職員数

区 分	職務の級	一般行政職		教育職		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後 令和5年4月1日 現在	1 級	(83)	13.5	(10)	20.4	(17)	47.2
	2 級	(132)	21.4	(4)	8.2	(2)	5.5
	3 級	(216)	35.1	(20)	40.8	(1)	2.8
	4 級	(86)	14.0	(6)	12.2	(15)	41.7
	5 級	(52)	8.4	(9)	18.4	(1)	2.8
	6 級	(12)	1.9	()		()	
	7 級	(25)	4.1	()		()	
	8 級	(3)	0.5	()		()	
	9 級	(7)	1.1	()		()	
	計	(616)	100.0	(49)	100.0	(36)	100.0
補正前 令和5年1月1日 現在	1 級	(72)	12.0	(6)	12.5	(15)	41.7
	2 級	(129)	21.5	(3)	6.2	(2)	5.5
	3 級	(215)	35.8	(25)	52.1	()	
	4 級	(89)	14.8	(6)	12.5	(18)	50.0
	5 級	(49)	8.1	(8)	16.7	(1)	2.8
	6 級	(14)	2.3	()		()	
	7 級	(23)	3.8	()		()	
	8 級	(3)	0.5	()		()	
	9 級	(7)	1.2	()		()	
	計	(601)	100.0	(48)	100.0	(36)	100.0
補正後 令和5年4月1日 現在	医療職(2)	1 級	4 人	()	構成比	57.1 %	
	医療職(2)	2 級	2 人	()	構成比	28.6 %	
	医療職(2)	3 級	1 人	()	構成比	14.3 %	
	医療職(2)	4 級	0 人	()	構成比	0.0 %	
	計		7 人	()	構成比	100.0 %	
補正前 令和5年1月1日 現在	医療職(2)	1 級	2 人	()	構成比	33.3 %	
	医療職(2)	2 級	2 人	()	構成比	33.3 %	
	医療職(2)	3 級	1 人	()	構成比	16.7 %	
	医療職(2)	4 級	1 人	()	構成比	16.7 %	
	計		6 人	()	構成比	100.0 %	
補正後 令和5年4月1日 現在	医療職(3)	2 級	11 人	()	構成比	52.4 %	
	医療職(3)	3 級	7 人	()	構成比	33.3 %	
	医療職(3)	4 級	3 人	()	構成比	14.3 %	
	計		21 人	()	構成比	100.0 %	
補正前 令和5年1月1日 現在	医療職(3)	2 級	8 人	()	構成比	44.4 %	
	医療職(3)	3 級	8 人	()	構成比	44.4 %	
	医療職(3)	4 級	2 人	()	構成比	11.2 %	
	計		18 人	()	構成比	100.0 %	

※ () 内は、短時間勤務職員

(行政職給料表(一)の級別標準的職務内容)

令和5年4月1日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職 務 内 容	事務員 技術員	書記 技手	主事 技師	主査	課長補佐 園長 副主幹	課長 主幹	課長	部長 監	部長

エ 昇給

区 分			合計	代表的な職種			
				一般 行政職	教育職	技 能 労務職	医療職
補 正 後	職員数(A) (人)		715	608	49	30	28
	昇給に係る職員数 (B) (人)		492	437	30	5	20
	号給数別内訳	2号給 (人)	16	15	0	1	0
		4号給 (人)	454	403	30	4	17
		6号給 (人)	4	4	0	0	0
		8号給 (人)	3	2	0	0	1
		その他号給(人)	15	13	0	0	2
	比率(B)／(A) (%)		68.8	71.9	61.2	16.7	71.4
補 正 前	職員数(A) (人)		720	612	49	30	29
	昇給に係る職員数 (B) (人)		542	482	35	4	21
	号給数別内訳	2号給 (人)	2	2	0	0	0
		4号給 (人)	538	479	35	4	20
		6号給 (人)	0	0	0	0	0
		8号給 (人)	0	0	0	0	0
		その他号給(人)	2	1	0	0	1
	比率(B)／(A) (%)		75.3	78.8	71.4	13.3	72.4

※ 短時間勤務職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6 月 (月分)	12 月 (月分)		
補正後	(1.150) 2.200	(1.200) 2.300	(2.35) 4.50	有
補正前	(1.150) 2.200	(1.150) 2.200	(2.30) 4.40	有
国の制度	(1.150) 2.200	(1.200) 2.300	(2.35) 4.50	有

()内は、再任用職員の標準的な支給率。

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分		20 年勤続 の者 (月分)	25 年勤続 の者 (月分)	35 年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給 率等	応募 認定	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (3～45%加算)	
	定年	24.586875	33.27075	47.709	47.709	制度なし	
国の制度		24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (3～45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	半田市
支 給 率(%)	6
国の指定基準に基づく 支給率(%)	3

※支給対象は、全職員

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的職種	
		一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.015	0.005	0.256
支給対象職員の比率 (%) (令和 5 年 4 月 1 日現在)	1.78	0.81	22.2
特殊勤務手当の名称	不快手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	交通機関 異 交通用具 異	運賃相当額における最高支給限 50,000 円 通勤距離 2Km 以上 5Km 未満 4,100 円 5Km 以上 10Km 未満 6,900 円 10Km 以上 15Km 未満 9,700 円 以下 5Km 増す毎に 2,800 円加算

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての令和４年度末までの支出額

事 項	限 度 額	債務負担行為に 基 づ く 支出負担行為額	４年度末までの 支出(見込)額	
			期 間	金 額
児童発達支援センター つくし学園管理運営事業 (通園バス運行管理委託)	千円 8,539	千円 —	令和４年度	千円 0
中心市街地活性化事業 (創造・連携・実践センター指定管理料)	85,288	—	令和４年度	0
公共交通対策事業 (公共交通運行委託)	100,453	—	令和４年度	0
日本語初期指導事業 (日本語初期指導業務委託)	29,660	—	令和４年度	0
小学校水泳授業指導補助委託事業 (バス借上料)	12,441	—	令和４年度	0
小学校情報機器整備事業 (ソフトウェア使用料)	87,367	—	令和４年度	0
中学校情報機器整備事業 (ソフトウェア使用料)	58,917	—	令和４年度	0
福祉文化会館施設等改修事業 (施設改修工事)	19,745	—	令和４年度	0

又は支出額の見込み及び令和５年度以降の支出予定額等に関する調書

５年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		特 定 財 源				一 般 財 源
期 間	金 額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和５年度から 令和６年度まで	8,539				8,539	
令和５年度から 令和９年度まで	85,288					85,288
令和５年度から 令和６年度まで	100,453	3,894				96,559
令和５年度から 令和８年度まで	29,660		19,770			9,890
令和５年度から 令和６年度まで	12,441					12,441
令和５年度から 令和９年度まで	87,367					87,367
令和５年度から 令和１０年度まで	58,917					58,917
令和５年度から 令和６年度まで	19,745					19,745

令和5年度半田市一般会計補正予算第6号 歳入参考資料

(款) 15 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額				
1	国庫負担金				
	1	民生費国庫負担金			
		1 社会福祉費負担金 1,170	中国残留邦人医療支援 給付金負担金 664×3/4498	中国残留邦人医療支援 給付金負担金 2,225×3/41,668	1,170
2	国庫補助金				
	1	総務費国庫補助金			
		2 戸籍住民基本台帳費補助金 14,902		社会保障・税番号制度 システム整備費等補助金 14,902×10/1014,902	14,902
	2	民生費国庫補助金			
		1 社会福祉費補助金 731		障がい者総合支援事業費 補助金 1,463×1/2731	731

(款) 16 県 支 出 金

(単位：千円)

項目	節	補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分 / 金 額			
2	県補助金			
2	民生費県補助金			
1	社会福祉費 補助金 22,600	福祉医療費支給事業 補助金（障がい者） (医療費)235,717×1/2 (事務費)1,468×1/2	福祉医療費支給事業 補助金（障がい者） (医療費)234,281×1/2 92,984×1/4 (事務費)1,376×1/2 473×1/4	22,600
2	老人福祉費 補助金 2,231	福祉医療費支給事業 補助金（後期高齢者） (医療費)174,703×1/2 (事務費)2,096×1/2	福祉医療費支給事業 補助金（後期高齢者） (医療費)179,161×1/2 (事務費)2,099×1/2	2,231
3	児童福祉費 補助金 15,888	福祉医療費支給事業 補助金（母子・父子家庭） (医療費)78,781×1/2 (事務費)864×1/2	福祉医療費支給事業 補助金（母子・父子家庭） (医療費)79,480×1/2 (事務費)931×1/2	383
		福祉医療費支給事業 補助金（子ども） (医療費)248,959×1/2 (事務費)3,162×1/2	福祉医療費支給事業 補助金（子ども） (医療費)278,719×1/2 (事務費)4,411×1/2	15,505
4	農林水産業費県補助金			
1	農業費補助金 516		あいち型産地パワーアップ 事業費補助金 516×10/10	516

令和5年度半田市一般会計補正予算第6号 歳入参考資料（寄附一覧）

（款）18 寄 附 金

（単位：円）

項	目	節	細 節	寄附者名および寄附金額
			寄附の目的	
1			寄附金	
	5		教育費寄附金	
		6	中学校費寄附金	
		1	中学校教育振興費寄附金	295千円
			理科教材充実のために	第26回JFEオープンゴルフ大会 会長 三宅 亮一様 294,400
	6		民生費寄附金	
		2	児童福祉費寄附金	
		2	児童福祉費寄附金	1,124千円
			子育て支援のために	明治安田生命保険相互会社 刈谷支社 様 623,500
				匿名（2名） 500,000
		8	子育て支援センター事業費寄附金	50千円
			子育て支援のために	ボランティアグループ ポケット 様 50,000

議案第 6 5 号

令和 5 年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第 2 号

令和 5 年度半田市の乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 1, 0 4 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 3 0, 4 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 932,540	千円 △11,041	千円 921,499
	1 他会計繰入金	932,540	△11,041	921,499
歳 入	合 計	1,141,540	△11,041	1,130,499

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 乙川中部土地区画整理 費		千円 883,060	千円 △11,041	千円 872,019
	1 乙川中部土地区画整理 費	883,060	△11,041	872,019
歳 出 合 計		1,141,540	△11,041	1,130,499

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 乙川中部土地 区画整理費	1 乙川中部土地 区画整理費	乙川中部土地 区画整理事業	千円 1,452,000	令和2 年度	千円 400,000	千円 1,452,000	令和2 年度	千円 400,000
				令和3 年度	610,000		令和3 年度	610,000
				令和4 年度	350,000		令和4 年度	350,000
				令和5 年度	92,000		令和5 年度	80,000
				令和6 年度	0		令和6 年度	12,000

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 乙川中部土地 区画整理費	1 乙川中部土地 区画整理費	乙川中部土地区画整理事業	千円 13,594

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	932,540	△11,041	921,499
歳 入 合 計	1,141,540	△11,041	1,130,499

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 乙川中部土地区画整理費	883,060	△11,041	872,019
歳 出 合 計	1,141,540	△11,041	1,130,499

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△11,041
0	0	0	△11,041

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	932,540	△11,041	921,499
計	932,540	△11,041	921,499

節		説 明	
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 △11, 041	01 一般会計繰入金	千円 △11, 041

3 歳 出

1 款 乙川中部土地地区画整理費

1 項 乙川中部土地地区画整理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 乙川中部土地地区画整理費	883,060	△11,041	872,019				△11,041
計	883,060	△11,041	872,019	0	0	0	△11,041

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	882	01 職員給等（4人）	959
		01 職員給等	959
3 職員手当等	△323	02 給料	882
		職員給	882
4 共済費	400	03 職員手当等	△323
		扶養手当	240
14 工事請負費	△12,000	地域手当	74
		住居手当	△168
		通勤手当	△33
		超過勤務手当	△865
		期末手当	246
		勤勉手当	191
		休日勤務手当	△8
		04 共済費	400
		都市共済負担金（長期）	321
		都市共済負担金（短期）	79
		02 乙川中部土地区画整理事業費	△12,000
		50 乙川中部土地区画整理事業	△12,000
		14 工事請負費	△12,000
		区画整理工事	△12,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年 間 支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他 手 当 (千円)	計 (千円)	
補 正 後	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	78	0	0	0	0	78	78
	計	10	78	0	0	0	0	78	78
補 正 前	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	78	0	0	0	0	78	78
	計	10	78	0	0	0	0	78	78
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	() 4	0	15,494	9,584	25,078	4,648	29,726
補正前	() 4	0	14,612	9,907	24,519	4,248	28,767
比 較	() 0	0	882	△ 323	559	400	959

※()内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	0	480	966	0	231	1,552	24
補正前	0	240	892	168	264	2,417	32
比 較	0	240	74	△ 168	△ 33	△ 865	△ 8

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	3,495	2,836	0	9,584
補正前	3,249	2,645	0	9,907
比 較	246	191	0	△ 323

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (期末手当) (千円)	計 (千円)		
補正後	() 0	0	0	0	0	0	0
補正前	() 0	0	0	0	0	0	0
比 較	() 0	0	0	0	0	0	0

※()内は、短時間勤務職員

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	882	給与改定に伴う増減分	124 給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均0.80% ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 前年度 給料の改定率 平均0.00% ※令和4年12月に改定(令和4年4月から適用)	
		昇給・昇格に伴う増減分	426 昇給・昇格の状況 昇 給 1人 94 千円 昇 格 1人 332 千円	
		その他増減分	332 新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況 現に在職する職員 計 補正後 4人 0人 4人 補正前 3人 1人 4人 増 減 1人 △1人 0人	
職員 手当	△ 323	制度改正に伴う増減分	188 期末手当の改定 期末手当 98 千円 ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.40月 2.45月 (内訳) 6月期 1.20月 1.20月 12月期 1.20月 1.25月 勤勉手当の改定 勤勉手当 90 千円 ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.00月 2.05月 (内訳) 6月期 1.00月 1.00月 12月期 1.00月 1.05月	
		その他増減分	△ 511 管理職手当 0 千円 扶養手当 240 千円 地域手当 74 千円 住居手当 △ 168 千円 通勤手当 △ 33 千円 超過勤務手当 △ 865 千円 休日勤務手当 △ 8 千円 期末手当 148 千円 勤勉手当 101 千円 特殊勤務手当 0 千円	

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員以外の職員)

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職
補正後 令和5年4月1 日現在	平均給料月額(円)	325,200
	平均給与月額(円)	405,619
	平均年齢 (歳)	41 歳 5 月
補正前 令和5年1月1 日現在	平均給料月額(円)	328,789
	平均給与月額(円)	419,594
	平均年齢 (歳)	46 歳 10 月

イ 初任給

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ウ 級別職員数

区 分	職務 の級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
補正後 令和5年4月1 日現在	1 級	()	
	2 級	()	
	3 級	() 2	50.0
	4 級	() 1	25.0
	5 級	() 1	25.0
	6 級	()	
	7 級	()	
	8 級	()	
	9 級	()	
	計	() 4	100.0

区 分	職務 の級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
補正前 令和5年1月1 日現在	1 級	()	
	2 級	()	
	3 級	() 2	66.7
	4 級	()	
	5 級	() 1	33.3
	6 級	()	
	7 級	()	
	8 級	()	
	9 級	()	
	計	() 3	100.0

※()内は、短時間勤務職員

(行政職給料表(一)の級別標準的職務内容)

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

エ 昇給

区 分			合 計	代表的な職種
				一般行政職
補 正 後	職員数(A) (人)		4	4
	昇給に係る職員数 (B) (人)		4	4
	号給数別内訳	4号給 (人)	2	2
		8号給 (人)	1	1
		その他号給 (人)	1	1
		号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)		100.0	100.0
補 正 前	職員数(A) (人)		4	4
	昇給に係る職員数 (B) (人)		2	2
	号給数別内訳	4号給 (人)	2	2
		8号給 (人)	0	0
		その他号給 (人)	0	0
		号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)		50.0	50.0

※短時間勤務職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

キ 地域手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的職種
		一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0	0
支給対象職員の比率 (%) (令和5年4月1日現在)	0	0
特殊勤務手当の名称	—	

ケ その他の手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

継 続 費 に

款	項	事 業 名	全 体 計 画				
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源		一般 財源
					国 県 支出金	地方債	
1	1		元	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
乙川中部 土地区画 整理費	乙川中部 土地区画 整理費	乙川中部 土地区画 整理事業	2	400,000	175,000	0	225,000
			3	610,000	214,000	0	396,000
			4	350,000	104,000	0	246,000
			5	80,000	15,200	0	64,800
			6	12,000	0	0	12,000
			計	1,452,000	508,200	0	943,800

関する調書

令和2年度末 までの支払額	令和3年度末 までの支払額	令和4年度末 までの支出予 定額	令和5年度末 までの支払額 (見込額)	令和6年度支 出予定額	継続費の総 額に対する進 捗率	備 考
千円	千円	千円	千円	千円	%	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
—	652,900	652,900	652,900	—	45.0%	逡次繰越 400,000千円
—	—	690,569	690,569	—	47.6%	逡次繰越 357,100千円
—	—	—	96,531	—	6.6%	逡次繰越 16,531千円
—	—	—	—	12,000	0.8%	
—	652,900	1,343,469	1,440,000	12,000	100.0%	

議案第 6 6 号

令和 5 年度半田市 J R 半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第 1 号

令和 5 年度半田市の J R 半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 3 , 2 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 7 5 1 , 8 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 県支出金		千円 137,500	千円 △96,250	千円 41,250
	1 県負担金	137,500	△96,250	41,250
3 繰入金		1,002,205	140,779	1,142,984
	1 他会計繰入金	1,002,205	140,779	1,142,984
5 繰越金		0	78,755	78,755
	1 繰越金	0	78,755	78,755
歳 入 合 計		1,628,554	123,284	1,751,838

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 J R 半田駅前土地区画 整理費		千円 1, 593, 579	千円 123, 284	千円 1, 716, 863
	1 J R 半田駅前土地区画 整理費	1, 593, 579	123, 284	1, 716, 863
歳 出 合 計		1, 628, 554	123, 284	1, 751, 838

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 J R 半田駅前 土地区画整理費	1 J R 半田駅前 土地区画整理費	J R 半田駅前土地区画整理事業	千円 676,970

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 県支出金	137,500	△96,250	41,250
3 繰入金	1,002,205	140,779	1,142,984
5 繰越金	0	78,755	78,755
歳 入 合 計	1,628,554	123,284	1,751,838

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 J R半田駅前土地区画整理費	1,593,579	123,284	1,716,863
歳 出 合 計	1,628,554	123,284	1,751,838

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	△96,250	219,534
0	0	△96,250	219,534

2 歳 入

2 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 土地区画整理費県負担金	137,500	△96,250	41,250
計	137,500	△96,250	41,250

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,002,205	140,779	1,142,984
計	1,002,205	140,779	1,142,984

5 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	0	78,755	78,755
計	0	78,755	78,755

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地区画整理 費負担金	千円 △96,250	02 県管理道路負担金（道路事業） 千円 △96,250

1 一般会計繰入 金	140,779	01 一般会計繰入金 140,779

1 繰越金	78,755	01 前年度繰越金 78,755

3 歳 出

1 款 J R 半田駅前土地区画整理費

1 項 J R 半田駅前土地区画整理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 J R 半田駅前土地区画整理費	1, 593, 579	123, 284	1, 716, 863			県支出金 △96, 250	219, 534
計	1, 593, 579	123, 284	1, 716, 863	0	0	△96, 250	219, 534

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	△17	01 職員給等（6人）	581
		01 職員給等	581
2 給料	421	01 報酬	△17
		会計年度任用職員報酬	△17
3 職員手当等	△63	02 給料	421
		職員給	421
4 共済費	240	03 職員手当等	△63
		扶養手当	△128
21 補償、補填及び賠償金	122,703	地域手当	18
		住居手当	△207
		通勤手当	△238
		超過勤務手当	84
		期末手当	142
		勤勉手当	259
		会計年度任用職員期末手当	△5
		休日勤務手当	12
		04 共済費	240
		都市共済負担金（長期）	209
		都市共済負担金（短期）	32
		厚生年金保険料負担金	△1
		02 J R半田駅前土地地区画整理事業費	122,703
		50 J R半田駅前土地地区画整理事業	122,703
		21 補償、補填及び賠償金	122,703
		物件移転補償費	122,703

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年 間 支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他 手 当 (千円)	計 (千円)	
補 正 後	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	78	0	0	0	0	78	78
	計	10	78	0	0	0	0	78	78
補 正 前	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	78	0	0	0	0	78	78
	計	10	78	0	0	0	0	78	78
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	() 6	0	17,538	12,996	30,534	5,694	36,228
補正前	() 6	0	17,117	13,054	30,171	5,452	35,623
比 較	() 0	0	421	△ 58	363	242	605

※()内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	0	550	1,086	627	358	3,070	50
補正前	0	678	1,068	834	596	2,986	38
比 較	0	△ 128	18	△ 207	△ 238	84	12

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	3,955	3,300	0	12,996
補正前	3,813	3,041	0	13,054
比 較	142	259	0	△ 58

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (期末手当) (千円)	計 (千円)		
補正後	(1) 1	2,000	0	393	2,393	352	2,745
補正前	(1) 1	2,017	0	398	2,415	354	2,769
比 較	(0) 0	△ 17	0	△ 5	△ 22	△ 2	△ 24

※()内は、短時間勤務職員

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	421	給与改定に伴う増減分	503 給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均2.95% ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 前年度 給料の改定率 平均0.82% ※令和4年12月に改定(令和4年4月から適用)	
		昇給・昇格に伴う増減分	197 昇給・昇格の状況 昇 給 0人 27 千円 昇 格 1人 170 千円	
		その他増減分	△ 279 新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況 現に在職する職員 計 補正後 6人 0人 6人 補正前 5人 1人 6人 増 減 1人 △ 1人 0人	
職員 手当	△ 58	制度改正に伴う増減分	357 期末手当の改定 期末手当 188 千円 ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.40月 2.45月 (内訳) 6月期 1.20月 1.20月 12月期 1.20月 1.25月 勤勉手当の改定 勤勉手当 169 千円 ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.00月 2.05月 (内訳) 6月期 1.00月 1.00月 12月期 1.00月 1.05月	
		その他増減分	△ 415 管理職手当 0 千円 扶養手当 △ 128 千円 地域手当 18 千円 住居手当 △ 207 千円 通勤手当 △ 238 千円 超過勤務手当 84 千円 休日勤務手当 12 千円 期末手当 △ 46 千円 勤勉手当 90 千円 特殊勤務手当 0 千円	

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員以外の職員)

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職
補正後 令和5年4月1 日現在	平均給料月額(円)	243,583
	平均給与月額(円)	338,295
	平均年齢 (歳)	29 歳 2 月
補正前 令和5年1月1 日現在	平均給料月額(円)	247,200
	平均給与月額(円)	332,278
	平均年齢 (歳)	31 歳 3 月

イ 初任給

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ウ 級別職員数

区 分	職 務 の 級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
補正後 令和5年4月1 日現在	1 級	() 2	33.3
	2 級	() 1	16.7
	3 級	() 2	33.3
	4 級	() 1	16.7
	5 級	()	
	6 級	()	
	7 級	()	
	8 級	()	
	9 級	()	
	計	() 6	100.0

区 分	職 務 の 級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
補正前 令和5年1月1 日現在	1 級	() 1	20.0
	2 級	()	
	3 級	() 3	60.0
	4 級	() 1	20.0
	5 級	()	
	6 級	()	
	7 級	()	
	8 級	()	
	9 級	()	
	計	() 5	100.0

※()内は、短時間勤務職員

(行政職給料表(一)の級別標準的職務内容)

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

エ 昇給

区 分			合 計	代表的な職種 一般行政職
補 正 後	職員数(A) (人)		6	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)		6	6
	号給数別内訳	4号給 (人)	6	6
		号給 (人)		
		号給 (人)		
		号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)		100.0	100.0
補 正 前	職員数(A) (人)		6	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)		5	5
	号給数別内訳	4号給 (人)	5	5
		号給 (人)		
		号給 (人)		
		号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)		83.3	83.3

※短時間勤務職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

キ 地域手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的職種
		一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0	0
支給対象職員の比率 (%) (令和5年4月1日現在)	0	0
特殊勤務手当の名称	—	

ケ その他の手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

令和5年度 半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第1号 歳入参考資料

(款) 2 県 支 出 金

(単位：千円)

項 目	節		補 正 前	補 正 後	比較増減	
	区 分 / 金 額					
1	県負担金					
	1 土地区画整理費 県負担金					
	1 土地区画整理費 負担金 △ 96,250	県管理道路負担金 (道路事業) 275,000×1/2	137,500	県管理道路負担金 (道路事業) 82,500×1/2	41,250	△ 96,250

議案第 6 7 号

令和 5 年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号

令和 5 年度半田市の国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 6 , 6 3 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 , 9 3 3 , 0 2 2 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 県支出金		千円 6,592,740	千円 126,586	千円 6,719,326
	2 県補助金	6,555,988	126,586	6,682,574
5 繰越金		23,893	52	23,945
	1 繰越金	23,893	52	23,945
歳 入 合 計		9,806,384	126,638	9,933,022

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 6,468,672	千円 126,586	千円 6,595,258
	1 療養諸費	5,716,917	42,651	5,759,568
	2 高額療養費	704,509	83,935	788,444
6 諸支出金		26,851	52	26,903
	1 償還金及び還付加算金	26,851	52	26,903
歳 出 合 計		9,806,384	126,638	9,933,022

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 県支出金	6,592,740	126,586	6,719,326
5 繰越金	23,893	52	23,945
歳 入 合 計	9,806,384	126,638	9,933,022

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	6,468,672	126,586	6,595,258
6 諸支出金	26,851	52	26,903
歳 出 合 計	9,806,384	126,638	9,933,022

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 126,586	千円 0	千円 0	千円 0
0	0	52	0
126,586	0	52	0

2 歳 入

2 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 6, 555, 988	千円 126, 586	千円 6, 682, 574
計	6, 555, 988	126, 586	6, 682, 574

5 款 繰越金
1 項 繰越金

1 繰越金	23, 893	52	23, 945
計	23, 893	52	23, 945

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 保険給付費等 交付金（普通 交付金）	126,586	01 保険給付費等交付金（普通交付金）	126,586

1 繰越金	52	01 前年度繰越金	52

3 歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 一般被保険者療養給付費	5,630,007	42,651	5,672,658	県支出金 42,651			
計	5,716,917	42,651	5,759,568	42,651	0	0	0

2 項 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	703,507	83,935	787,442	県支出金 83,935			
計	704,509	83,935	788,444	83,935	0	0	0

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

3 保険給付費等交付金等償還金	3,399	52	3,451			繰越金 52	
計	26,851	52	26,903	0	0	52	0

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
18 負担金、補助 及び交付金	42,651	02 一般被保険者療養給付費	42,651
		01 療養給付費（一般）	42,651
		18 負担金、補助及び交付金	42,651
		一般被保険者療養給付費	42,651

18 負担金、補助 及び交付金	83,935	02 一般被保険者高額療養費	83,935
		01 高額療養費（一般）	83,935
		18 負担金、補助及び交付金	83,935
		一般被保険者高額療養費	83,935

22 償還金、利子 及び割引料	52	02 保険給付費等交付金等償還金	52
		01 償還金及び還付金（保険給付費等交付金等）	52
		22 償還金、利子及び割引料	52
		過年度歳入還付金	52

議案第 6 8 号

令和 5 年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第 3 号

令和 5 年度半田市の介護保険事業特別会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 0 1 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 4 4 0, 6 4 7 千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		1,930,532	△529	1,930,003
	2 国庫補助金	319,285	△529	318,756
4 支払基金交付金		2,461,631	△593	2,461,038
	1 支払基金交付金	2,461,631	△593	2,461,038
5 県支出金		1,288,417	△292	1,288,125
	2 県補助金	35,240	△292	34,948
7 繰入金		1,607,277	9,430	1,616,707
	1 他会計繰入金	1,401,359	10,007	1,411,366
	2 基金繰入金	205,918	△577	205,341
歳 入 合 計		9,432,631	8,016	9,440,647

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 193,877	千円 10,299	千円 204,176
	1 総務管理費	115,139	5,733	120,872
	3 介護認定審査会費	74,842	4,566	79,408
3 地域支援事業費		271,904	△2,283	269,621
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	244,582	△2,194	242,388
	2 包括的支援事業・任意事業費	27,322	△89	27,233
歳 出 合 計		9,432,631	8,016	9,440,647

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 国庫支出金	1,930,532	△529	1,930,003
4 支払基金交付金	2,461,631	△593	2,461,038
5 県支出金	1,288,417	△292	1,288,125
7 繰入金	1,607,277	9,430	1,616,707
歳入合計	9,432,631	8,016	9,440,647

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	193,877	10,299	204,176
3 地域支援事業費	271,904	△2,283	269,621
歳出合計	9,432,631	8,016	9,440,647

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	10,299
△819	0	△593	△871
△819	0	△593	9,428

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	48,866	△439	48,427
3 地域支援事業交付金（総合事業調整交付金）	6,132	△55	6,077
4 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	9,398	△35	9,363
計	319,285	△529	318,756

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

2 地域支援事業支援交付金	65,969	△593	65,376
計	2,461,631	△593	2,461,038

5 款 県支出金

2 項 県補助金

1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	30,541	△274	30,267
2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	4,699	△18	4,681
計	35,240	△292	34,948

7 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,401,359	10,007	1,411,366
-----------	-----------	--------	-----------

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年度分	千円 △439	01 現年度分	千円 △439
1 現年度分調整 交付金	△55	01 現年度分調整交付金	△55
1 現年度分	△35	01 現年度分	△35

1 現年度分	△593	01 現年度分	△593

1 現年度分	△274	01 現年度分	△274
1 現年度分	△18	01 現年度分	△18

2 地域支援事業 繰入金（介護 予防・日常生 活支援総合事 業）	△274	01 現年度分	△274
--	------	---------	------

介護保険事業特別会計（保険事業勘定）

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
計	1, 401, 359	10, 007	1, 411, 366

2 項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	205, 918	△577	205, 341
計	205, 918	△577	205, 341

節		説 明	
区 分	金 額		
3 地域支援事業 繰入金（包括 の支援事業・ 任意事業）	千円 △18	01 現年度分	千円 △18
4 職員給与費等 繰入金	5,365	01 職員給与費等繰入金	5,365
5 事務費繰入金	4,934	01 事務費繰入金	4,934

1 介護給付費準 備基金繰入金	△577	01 介護給付費準備基金繰入金	△577

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 一般管理費	115,139	5,733	120,872				5,733
計	115,139	5,733	120,872	0	0	0	5,733

3 項 介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	39,601	4,934	44,535				4,934
2 認定調査等費	35,241	△368	34,873				△368
計	74,842	4,566	79,408	0	0	0	4,566

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	△115	01 職員給等（16人）	5,733
2 給料	1,897	01 職員給等	5,733
3 職員手当等	2,763	01 報酬	△115
4 共済費	1,222	会計年度任用職員報酬	△95
8 旅費	△34	超過勤務に係る報酬	△20
		02 給料	1,897
		職員給	1,897
		03 職員手当等	2,763
		扶養手当	367
		地域手当	136
		住居手当	△162
		超過勤務手当	1,158
		期末手当	591
		勤勉手当	578
		会計年度任用職員期末手当	△15
		休日勤務手当	110
		04 共済費	1,222
		都市共済負担金（長期）	943
		都市共済負担金（短期）	296
		厚生年金保険料負担金	△17
		08 旅費	△34
		通勤に係る費用弁償	△34

1 報酬	1,788	02 介護認定審査会費	4,934
11 役務費	3,146	50 介護認定審査会費	4,934
		01 報酬	1,788
		介護認定審査会委員報酬（48人）	1,788
		11 役務費	3,146
		医師文書料	3,146
1 報酬	△113	01 職員給等	△368
3 職員手当等	△220	01 職員給等	△368
4 共済費	△102	01 報酬	△113
8 旅費	67	会計年度任用職員報酬	△133
		超過勤務に係る報酬	20
		03 職員手当等	△220
		会計年度任用職員期末手当	△220
		04 共済費	△102
		都市共済負担金（短期）	△23
		厚生年金保険料負担金	△79
		08 旅費	67
		通勤に係る費用弁償	67

介護保険事業特別会計（保険事業勘定）

3 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・日常生活支援総合事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
2 一般介護予 防事業費	千円 12,869	千円 △2,194	千円 10,675	千円 国庫支出金 △494 県支出金 △274	千円	千円 基金交付金 △593	千円 △833
計	244,582	△2,194	242,388	△768	0	△593	△833

2 項 包括的支援事業・任意事業費

1 包括的支援 事業費	8,431	△89	8,342	国庫支出金 △34 県支出金 △17			△38
計	27,322	△89	27,233	△51	0	0	△38

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	△1,099	01 職員給等（1人）	△2,194
		01 職員給等	△2,194
3 職員手当等	△647	02 給料	△1,099
		職員給	△1,099
4 共済費	△448	03 職員手当等	△647
		地域手当	△51
		超過勤務手当	△130
		期末手当	△254
		勤勉手当	△212
		04 共済費	△448
		都市共済負担金（長期）	△314
		都市共済負担金（短期）	△134

1 報酬	△63	01 職員給等	△89
		01 職員給等	△89
3 職員手当等	△9	01 報酬	△63
		会計年度任用職員報酬	△43
		超過勤務に係る報酬	△20
4 共済費	△17	03 職員手当等	△9
		会計年度任用職員期末手当	△9
		04 共済費	△17
		都市共済負担金（短期）	△7
		厚生年金保険料負担金	△10

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年 間 支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他 手 当 (千円)	計 (千円)	
補 正 後	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	66	18,451	0	0	0	0	18,451	18,451
	計	66	18,451	0	0	0	0	18,451	18,451
補 正 前	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	66	16,663	0	0	0	0	16,663	16,663
	計	66	16,663	0	0	0	0	16,663	16,663
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1,788	0	0	0	0	1,788	1,788
	計	0	1,788	0	0	0	0	1,788	1,788

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	() 17	0	56,338	35,256	91,594	17,585	109,179
補正前	() 17	0	55,540	33,125	88,665	16,761	105,426
比 較	() 0	0	798	2,131	2,929	824	3,753

※()内は、短時間勤務職員

職員手当の内訳

区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	748	943	3,498	336	1,225	5,175	110
補正前	748	576	3,413	498	1,225	4,147	0
比 較	0	367	85	△ 162	0	1,028	110

区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	合 計 (千円)
補正後	12,686	10,535	0	35,256
補正前	12,349	10,169	0	33,125
比 較	337	366	0	2,131

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (期末手当) (千円)	計 (千円)		
補正後	(12) 12	28,608	0	5,509	34,117	4,980	39,097
補正前	(12) 12	28,899	0	5,753	34,652	5,149	39,801
比 較	(0) 0	△ 291	0	△ 244	△ 535	△ 169	△ 704

※()内は、短時間勤務職員

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	798	給与改定に伴う増減分	863 給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均1.58% ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 前年度 給料の改定率 平均0.47% ※令和4年12月に改定(令和4年4月から適用)	
		昇給・昇格に伴う増減分	99 昇給・昇格の状況 昇 給 0人 29 千円 昇 格 0人 70 千円	
		その他増減分	△ 164 新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況 現に在職する職員 計 補正後 17人 0人 17人 補正前 16人 1人 17人 増 減 1人 △ 1人 0人	
職員 手当	2,131	制度改正に伴う増減分	844 期末手当の改定 期末手当 437 千円 ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.40月 2.45月 (内訳) 6月期 1.20月 1.20月 12月期 1.20月 1.25月 勤勉手当の改定 勤勉手当 407 千円 ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.00月 2.05月 (内訳) 6月期 1.00月 1.00月 12月期 1.00月 1.05月	
		その他増減分	1,287 管理職手当 0 千円 扶養手当 367 千円 地域手当 85 千円 住居手当 △ 162 千円 通勤手当 0 千円 超過勤務手当 1,028 千円 休日勤務手当 110 千円 期末手当 △ 100 千円 勤勉手当 △ 41 千円 特殊勤務手当 0 千円	

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員以外の職員)

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	医療職(3)
補正後 令和5年4月1 日現在	平均給料月額(円)	295,180	288,600
	平均給与月額(円)	392,958	263,320
	平均年齢 (歳)	39 歳 0 月	39 歳 8 月
補正前 令和5年1月1 日現在	平均給料月額(円)	293,200	358,600
	平均給与月額(円)	343,460	384,216
	平均年齢 (歳)	40 歳 11 月	54 歳 9 月

イ 初任給

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ウ 級別職員数

区 分	職 務 の 級	一般行政職		医療職(3)	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後 令和5年4月1 日現在	1 級	() 2	12.5	()	
	2 級	() 2	12.5	()	
	3 級	() 8	50.0	() 1	100.0
	4 級	() 1	6.25	()	
	5 級	() 2	12.5	()	
	6 級	()		()	
	7 級	() 1	6.25	()	
	8 級	()		()	
	9 級	()		()	
	計	() 16	100.0	() 1	100.0
補正前 令和5年1月1 日現在	1 級	() 1	6.7	()	
	2 級	() 3	20.0	()	
	3 級	() 8	53.3	()	
	4 級	()		() 1	100.0
	5 級	() 2	13.3	()	
	6 級	()		()	
	7 級	() 1	6.7	()	
	8 級	()		()	
	9 級	()		()	
	計	() 15	100.0	() 1	100.0

※ ()内は、短時間勤務職員

(行政職給料表(一)の級別標準的職務内容)

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

エ 昇給

区 分			合 計	代表的な職種	
				一般行政職	医療職(3)
補 正 後	職員数(A) (人)		17	16	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)		12	11	1
	号級数別内訳	4号給 (人)	12	11	1
		号給 (人)			
		号給 (人)			
		号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		70.6	68.8	100.0
補 正 前	職員数(A) (人)		17	16	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)		12	12	0
	号級数別内訳	4号給 (人)	12	12	0
		号給 (人)			
		号給 (人)			
		号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		70.6	75.0	0.0

※短時間勤務職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

キ 地域手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的職種	
		一般行政職	医療職(3)
給料総額に対する比率(%)	0	0	0
支給対象職員の比率 (%) (令和5年4月1日現在)	0	0	0
特殊勤務手当の名称	—		

ケ その他の手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載と同じ。

令和5年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第3号 歳入参考資料

(款) 3 国庫支出金

(単位：千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
2	国庫補助金			
	2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)			
	1 現年度分 △ 439	現年度分 48,866 $\frac{244,330 \times 20}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分 48,427 $\frac{242,136 \times 20}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 439
	3 地域支援事業交付金 (総合事業調整交付金)			
	1 現年度分調整交付金 △ 55	現年度分調整交付金 6,132 $\frac{244,330 \times 2.51}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分調整交付金 6,077 $\frac{242,136 \times 2.51}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 55
	4 地域支援事業交付金 (包括の支援事業・任意事業)			
	1 現年度分 △ 35	現年度分 9,398 $\frac{24,411 \times 38.5}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分 9,363 $\frac{24,322 \times 38.5}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 35

(款) 4 支払基金交付金

(単位：千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
1	支払基金交付金			
	2 地域支援事業支援交付金			
	1 現年度分 △ 593	現年度分 65,969 $\frac{244,330 \times 27}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分 65,376 $\frac{242,136 \times 27}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 593

(款) 5 県支出金

(単位：千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
2	県補助金			
	1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)			
	1 現年度分 △ 274	現年度分 30,541 $\frac{244,330 \times 12.5}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分 30,267 $\frac{242,136 \times 12.5}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 274
	2 地域支援事業交付金 (包括の支援事業・任意事業)			
	1 現年度分 △ 18	現年度分 4,699 $\frac{24,411 \times 19.25}{100}$ 法定事業費 交付率	現年度分 4,681 $\frac{24,322 \times 19.25}{100}$ 法定事業費 交付率	△ 18

議案第 6 9 号

令和 5 年度半田市立半田病院事業会計補正予算第 1 号

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度半田市立半田病院事業会計の補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 5 年度半田市立半田病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間患者数			
入院	1 4 2 , 7 4 0 人	△ 9 , 1 5 0 人	1 3 3 , 5 9 0 人
(3) 一日平均患者数			
入院	3 9 0 人	△ 2 5 人	3 6 5 人
(4) 主要な建設改良事業			
病院建設費	11,244,602 千円	△401,391 千円	10,843,211 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 病院事業収益	14,940,269 千円	586,003 千円	15,526,272 千円
第 1 項 医 業 収 益	14,425,711 千円	408,202 千円	14,833,913 千円
第 2 項 医業外収益	514,556 千円	177,801 千円	692,357 千円
支 出			
第 1 款 病院事業費用	16,025,383 千円	418,049 千円	16,443,432 千円
第 1 項 医 業 費 用	14,629,835 千円	436,526 千円	15,066,361 千円
第 2 項 医業外費用	1,271,334 千円	△18,477 千円	1,252,857 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かつて書中「不足する額 381,224 千円」を「不足する額 381,029 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19,119 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 17,924 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 362,105 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 363,105 千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	11,365,542 千円	△401,196 千円	10,964,346 千円
第 1 項 出 資 金	119,764 千円	△196 千円	119,568 千円
第 2 項 企 業 債	11,084,000 千円	△401,000 千円	10,683,000 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	11,746,766 千円	△401,391 千円	11,345,375 千円
第 1 項 建設改良費	11,427,378 千円	△401,391 千円	11,025,987 千円

(継続費)

第 5 条 既定の継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 病院 事業費 用	2 医業 外費用	道路改良 工事	千円 151,250	令和 4	千円 121,000	千円 152,297	令和 4	千円 121,000
				5	0		5	0
				6	30,250		6	31,297
1 資本 的支出	1 建設 改良費	新病院建設 事業 (新病院建 設工事)	24,464,550	4	2,765,340	25,442,095	4	2,765,340
				5	10,589,000		5	10,589,000
				6	11,110,210		6	12,087,755

(債務負担行為)

第 6 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為の限度額を次のとおり補正する。

事項	期間	補正前	補正後
新病院建設事業 (新病院医療情報システム等 整備業務委託)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	限度額	限度額
		千円 1,799,700	千円 2,200,650

(企業債)

第 7 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
新病院建設事業 (新病院医療情報システム等 整備業務委託)	千円 495,000	千円 94,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 予算第 9 条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,117,650 千円	29,454 千円	7,147,104 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額「1,892,000千円」を「2,079,000千円」に改める。

令和5年12月5日提出

半田市長 久世孝宏

令和5年度半田市立半田病院事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益			千円 14,940,269	千円 586,003	千円 15,526,272
	1 医 業 収 益		14,425,711	408,202	14,833,913
		1 入 院 収 益	9,806,238	346,602	10,152,840
		2 外 来 収 益	3,860,298	61,600	3,921,898
	2 医 業 外 収 益		514,556	177,801	692,357
		3 補 助 金	29,226	178,629	207,855
		5 消費税及び地方 消費税還付金	4,584	△ 828	3,756

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用			千円 16,025,383	千円 418,049	千円 16,443,432
	1 医 業 費 用		14,629,835	436,526	15,066,361
		1 給 与 費	7,069,331	29,891	7,099,222
		2 材 料 費	3,864,632	407,817	4,272,449
		3 経 費	2,716,062	△ 1,182	2,714,880
	2 医 業 外 費 用		1,271,334	△ 18,477	1,252,857
		3 雑 損 失	1,182,753	△ 18,477	1,164,276

資 本 の 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 の 収 入			千円 11,365,542	千円 △ 401,196	千円 10,964,346
	1 出 資 金		119,764	△ 196	119,568
		1 一般会計出資金	119,764	△ 196	119,568
	2 企 業 債		11,084,000	△ 401,000	10,683,000
		1 企 業 債	11,084,000	△ 401,000	10,683,000

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 の 支 出			千円 11,746,766	千円 △ 401,391	千円 11,345,375
	1 建 設 改 良 費		11,427,378	△ 401,391	11,025,987
		2 病 院 建 設 費	11,244,602	△ 401,391	10,843,211

令和5年度半田市立半田病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 932,246
減価償却費	879,612
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 11,400
引当金の増減額 (△は減少)	235,820
長期前受金戻入額	△ 166,814
受取利息及び受取配当金	△ 21
支払利息	77,181
固定資産除却費	46,037
修学資金返還免除額	22,800
未収金の増減額 (△は増加)	△ 261,633
未払金の増減額 (△は減少)	△ 1,281,555
たな卸資産の増減額 (△は増加)	868
小計	△ 1,391,351
利息及び配当金の受取額	21
利息の支払額	△ 77,181
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,468,511

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 10,019,309
有形固定資産の売却による収入	2
投資の取得等による支出	△ 4,754
投資の売却等による収入	7
寄附金による収入	4,094
一般会計からの繰入金による収入	157,675
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,862,285

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	11,356,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 314,634
他会計からの出資による収入	119,568
リース債務の支払による支出	△ 96,429
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,064,505

資金増加額	△ 266,291
資金期首残高	7,786,014
資金期末残高	7,519,723

給 与 費 明 細 書

1 総 括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 等 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(15) 745	0	2,587,110	2,791,580	5,378,690	955,864	6,334,554
補 正 前	(12) 752	0	2,614,732	2,760,092	5,374,824	947,522	6,322,346
比 較	(3) △ 7	0	△ 27,622	31,488	3,866	8,342	12,208

※ () 内は、短時間勤務職員

手 当 等 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	41,671	53,138	227,720	49,934	57,494	217,983	37,008
	補正前	41,325	53,970	229,371	59,420	57,877	219,561	57,403
	比 較	346	△ 832	△ 1,651	△ 9,486	△ 383	△ 1,578	△ 20,395
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)	合 計 (千円)
	補正後	593,436	494,330	640,344	48,898	62,079	267,545	2,791,580
	補正前	573,865	460,195	715,426	48,898	64,232	178,549	2,760,092
	比 較	19,571	34,135	△ 75,082	0	△ 2,153	88,996	31,488

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (期末手当) (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(300) 300	657,784	0	70,732	728,516	84,034	812,550
補 正 前	(281) 281	640,286	0	65,241	705,527	89,777	795,304
比 較	(19) 19	17,498	0	5,491	22,989	△ 5,743	17,246

※ () 内は、短時間勤務職員

2 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 27,622	給与改定に伴う増減分	40,303	給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均1.63% ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 前年度 給料の改定率 平均0.47% ※令和4年12月に改定(令和4年4月から適用)
		昇給に伴う増減分	△ 2,157	昇給・昇給の状況 昇 給 △54人 △ 5,426 千円 昇 格 19人 3,269 千円
		その他増減分	△ 65,768	新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況 現に在職する職員数 その他 計 補正後 724 人 21 人 745 人 補正前 703 人 49 人 752 人 増 減 21 人 △ 28 人 △ 7 人
職 員 手 当	31,488	制度改正に伴う増減分	20,950	期末手当の改定 期末手当 20,950 千円 ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.40月 2.45月 (内訳) 6 月期 1.20月 1.20月 12月期 1.20月 1.25月 勤勉手当の改定 勤勉手当 20,145 千円 ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.00月 2.05月 (内訳) 6 月期 1.00月 1.00月 12月期 1.00月 1.05月
		その他増減分	10,538	管理職手当 346 千円 扶養手当 △ 832 千円 地域手当 △ 1,651 千円 住居手当 △ 9,486 千円 通勤手当 △ 383 千円 超過勤務手当 △ 1,578 千円 休日勤務手当 △ 20,395 千円 期末手当 △ 1,379 千円 勤勉手当 34,135 千円 特殊勤務手当 △ 75,082 千円 宿日直手当 0 千円 夜勤手当 △ 2,153 千円 退職給付費 88,996 千円

3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員以外の職員）

(1) 職員1人当たり給与

区 分		医 師 (医療職(1))	医 療 技 術 員 (医療職(2))	看護師・准看護師 (医療職(3))	事務員・労務員 (行政職)
令和5年 4月1日現在	平均給料月額(円)	438,772	280,630	279,260	281,452
	平均給与月額(円)	954,019	344,496	366,401	350,624
	平均年齢(歳)	37歳6月	38歳3月	37歳4月	38歳7月
令和5年 1月1日現在	平均給料月額(円)	444,534	285,743	276,734	280,463
	平均給与月額(円)	1,003,422	373,447	414,844	344,202
	平均年齢(歳)	39歳0月	39歳9月	38歳6月	40歳3月

※短時間勤務職員は除く

(2) 初任給

区 分	医療職(1) (円)	医療職(2) (円)	医療職(3) (円)	一般行政職 (円)	一 般 会 計 の 制 度		
					医療職(2) (円)	医療職(3) (円)	一般行政職 (円)
高 校 卒				170,900			170,900
短 大 2 卒		189,800	225,800	184,600	211,200		184,600
短 大 3 卒		202,800	230,800			225,800	
大 学 卒		208,800	234,800	202,400	225,500	230,800	202,400
大 学 6 卒	331,300	225,500					

(3) 級別職員数

区 分	職務 の級	医 療 職 (1)		医 療 職 (2)		医 療 職 (3)		行 政 職 (1)		行 政 職 (2)	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令 和 5 年 4月1日現在	1	() 52	() 45.2	()	()	()	()	() 10	() 19.6	(1) 1	(100.0) 50.0
	2	() 16	() 13.9	(3) 78	(100.0) 56.1	(11) 248	(100.0) 58.9	() 6	() 11.7	()	()
	3	() 22	() 19.1	() 26	() 18.7	() 128	() 30.4	() 23	() 45.1	()	()
	4	() 21	() 18.3	() 29	() 20.9	() 27	() 6.4	() 3	() 5.9	() 1	() 50.0
	5	() 4	() 3.5	() 5	() 3.6	() 17	() 4.1	() 4	() 7.8	()	()
	6	()	()	() 1	() 0.7	() 1	() 0.2	() 3	() 5.9	()	()
	7	()	()	()	()	()	()	() 1	() 2.0	()	()
	8	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	9	()	()	()	()	()	()	() 1	() 2.0	()	()
	計	() 115	() 100.0	(3) 139	(100.0) 100.0	(11) 421	(100.0) 100.0	() 51	() 100.0	(1) 2	(100.0) 100.0

※ ()内は、短時間勤務職員

区 分	職務 の級	医 療 職 (1)		医 療 職 (2)		医 療 職 (3)		行 政 職 (1)		行 政 職 (2)	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令 和 5 年 1月1日現在	1	() 41	() 38.3	()	()	()	()	() 8	() 18.2	(1) 1	(100.0) 50.0
	2	() 22	() 20.6	(1) 71	(100.0) 55.5	(12) 246	(100.0) 58.7	() 7	() 15.9	()	()
	3	() 19	() 17.8	() 21	() 16.4	() 130	() 31.0	() 18	() 40.9	()	()
	4	() 21	() 19.6	() 30	() 23.4	() 26	() 6.2	() 4	() 9.1	() 1	() 50.0
	5	() 4	() 3.7	() 5	() 3.9	() 16	() 3.8	() 2	() 4.5	()	()
	6	()	()	() 1	() 0.8	() 1	() 0.3	() 3	() 6.8	()	()
	7	()	()	()	()	()	()	() 1	() 2.3	()	()
	8	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	9	()	()	()	()	()	()	() 1	() 2.3	()	()
	計	() 107	() 100.0	(1) 128	(100.0) 100.0	(12) 419	(100.0) 100.0	() 44	() 100.0	(1) 2	(100.0) 100.0

※ ()内は、短時間勤務職員

(級別の標準的な職務内容)

(令和5年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
医 療 職 (1)	医 師	医 長	部 長	医 務 局 長 副 医 務 局 長 統 括 部 長	院 長 副 院 長				
医 療 職 (2)	技 術 員	薬 剤 師 放射線技師 臨床検査技師 栄 養 士 理学療法士 作業療法士 医療技術士 臨床工学技士 視能訓練士 歯科衛生士 心 理 士 言語聴覚士	主 任	副 主 幹 主 査	薬 局 長 技 師 長 室 長	薬 剤 局 長 医療技術局長			
医 療 職 (3)	准 看 護 師	助 産 師 看 護 師 准 看 護 師	助 産 師 看 護 師 准 看 護 師	看 護 長 主 査	看 護 局 次 長 課 長	看 護 局 長 看 護 局 次 長			
行 政 職 (1)	事 務 員 医 療 主 事 技 術 員	書 記 医 療 主 事 技 手	主 事 医 療 主 事 技 師	主 査	副 主 幹 課 長 補 佐	課 長 主 幹	部 次 長 課 長	部 次 長 部 次 長	部 長 部 長
行 政 職 (2)	療 務 員	療 務 員	療 務 員	療 務 員					

(4) 昇給に係る職員数

区 分			合計	内 訳					
				医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	行政職(1)	行政職(2)	
補 正 後	職 員 数 (A)		(人)	717	118	136	410	52	1
	昇給に係る職員数 (B)		(人)	528	79	94	321	34	0
	号給数別内訳	2 号給	(人)	6	0	0	6	0	0
		4 号給	(人)	508	79	92	304	33	0
		6 号給	(人)	0	0	0	0	0	0
		8 号給	(人)	3	0	1	2	0	0
		その他号給	(人)	11	0	1	9	1	0
	比率 (B) / (A)		(%)	73.6	66.9	69.1	78.3	65.4	0.0
補 正 前	職 員 数 (A)		(人)	740	119	138	429	53	1
	昇給に係る職員数 (B)		(人)	582	92	102	352	36	0
	号給数別内訳	2 号給	(人)	1	0	1	0	0	0
		4 号給	(人)	580	92	100	352	36	0
		6 号給	(人)	0	0	0	0	0	0
		8 号給	(人)	0	0	0	0	0	0
		その他号給	(人)	1	0	1	0	0	0
	比率 (B) / (A)		(%)	78.6	77.3	73.9	82.1	67.9	0.0

※任期付職員、短時間勤務職員は除く。

(5) 特殊勤務手当

区 分	全職種	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	行政職 (1)	行政職 (2)
給料総額に対する比率 (%)	26.4	72.3	3.4	16.8	0.3	1.9
支給対象職員の比率 (令和5年4月1日現在)(%)	87.8	99.1	88.5	92.9	17.6	100.0
支給対象職員1人当たり平均支給月額 (円)	87,669	316,588	10,261	47,380	5,000	4,500
代表的な特殊勤務手当の名称	特殊手当、危険手当					

(6) 期末手当・勤勉手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職給付費

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
地 域 手 当	異	医療職(1) 支給率16% ※医療職(1)の国の指定基準に基づく支給率は16%
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

継 続 費 に

(変更)

款	項	事業名	全体計画					
			年度	年割額	左の財源内訳			
					工事負担金	出資金	企業債	
1 病院事業費用	2 医業外費用	道路改良工事	4	補正前	121,000	千円 121,000	千円 0	千円 0
				補正後	121,000	121,000	0	0
			5		0	0	0	0
			6	補正前	30,250	30,250	0	0
				補正後	31,297	31,297	0	0
			計	補正前	151,250	151,250	0	0
				補正後	152,297	152,297	0	0
			1 資本的支出	1 建設改良費	新病院建設事業 (新病院建設工事)	4	補正前	2,765,340
補正後	2,765,340	0					0	2,765,300
5	補正前	10,589,000				0	0	10,589,000
	補正後	10,589,000				0	0	10,589,000
6	補正前	11,110,210				0	0	11,110,200
	補正後	12,087,755				0	0	12,087,700
計	補正前	24,464,550				0	0	24,464,500
	補正後	25,442,095				0	0	25,442,000

関 する 調 書

損 益 勘 定 金 留 保 資 金	令和3年度末 までの支払義 務発生額	令和4年度末 までの支払義 務発生(見込) 額	令和5年度支 払義務発生予 定額	令和5年度末 までの支払義 務発生予定額	令和6年度以 降の支払義務 発生予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率
	千円	千円	千円	千円	千円	%
0	—	51,300	69,700	121,000	—	80.0%
0	—	51,300	69,700	121,000	—	79.5%
0	—	—	0	0	—	0.0%
0	—	—	—	—	30,250	—
0	—	—	—	—	31,297	—
0	0	51,300	69,700	121,000	30,250	80.0%
0	0	51,300	69,700	121,000	31,297	79.5%
40	—	2,092,256	673,084	2,765,340	—	11.3%
40	—	2,092,256	673,084	2,765,340	—	10.9%
0	—	—	10,589,000	10,589,000	—	43.3%
0	—	—	10,589,000	10,589,000	—	41.6%
10	—	—	—	—	11,110,210	—
55	—	—	—	—	12,087,755	—
50	0	2,092,256	11,262,084	13,354,340	11,110,210	54.6%
95	0	2,092,256	11,262,084	13,354,340	12,087,755	52.5%

債 務 負 担 行 為 に

事 項	限度額	債 務 負 担 行 為 に 基 づ く 支 出 負 担 行 為 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 （ 見 込 ） 額	
			期 間	金 額
新病院建設事業（新 病院医療情報システム等整備業務委託）	千円 補正前 1,799,700	千円 —	—	—
	補正後 2,200,650	—	—	—

関 する 調 書

令和5年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳	
期 間	金 額	収益的収入	企業債
	千円	千円	千円
令和5年度から 令和7年度まで	1,799,700	0	1,799,700
令和5年度から 令和7年度まで	2,200,650	50	2,200,600

令和5年度半田市立半田病院事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		2,401,353	
ロ 建 物	7,184,391		
減価償却累計額	<u>△ 5,413,025</u>	1,771,366	
ハ 附 帯 設 備	6,170,686		
減価償却累計額	<u>△ 5,521,753</u>	648,933	
ニ 構 築 物	236,936		
減価償却累計額	<u>△ 195,823</u>	41,113	
ホ 器 械 備 品	7,291,444		
減価償却累計額	<u>△ 6,027,441</u>	1,264,003	
ヘ 車 両	34,138		
減価償却累計額	<u>△ 29,455</u>	4,683	
トリ ー ス 資 産	570,337		
減価償却累計額	<u>△ 375,959</u>	194,378	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>13,077,462</u>	
有形固定資産合計			19,403,291

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		940	
ロ ソフトウェア		<u>267,280</u>	
無形固定資産合計			268,220

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金	15,030		
貸倒引当金	<u>△ 8,640</u>	6,390	
ロ 基 金		<u>34,725</u>	
投 資 合 計			<u>41,115</u>
固定資産合計			19,712,626

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		7,519,723	
(2) 未 収 金	3,568,523		
貸倒引当金	<u>△ 46,492</u>	3,522,031	
(3) 貯 蔵 品		22,846	
(4) 前 払 費 用		<u>16,086</u>	
流動資産合計			<u>11,080,686</u>
資 産 合 計			<u><u>30,793,312</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	14,419,215	14,419,215
---------------------------	------------	------------

(2) リース債務

150,462

(3) 引当金

イ 退職給付引当金	2,537,497	
ロ 修繕引当金	1,787	
引当金合計		2,539,284

固定負債合計

17,108,961

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	270,787	270,787
---------------------------	---------	---------

(2) リース債務

59,084

(3) 未払金

1,186,003

(4) 引当金

イ 賞与引当金	371,189	
ロ 法定福利費引当金	68,910	
引当金合計		440,099

(5) 預り金

1,707

(6) 未払消費税

0

流動負債合計

1,957,680

5 繰延収益

長期前受金

2,731,336

収益化累計額

△ 2,304,106

繰延収益合計

427,230

負債合計

19,493,871

資本の部

6 資本金

9,947,583

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 寄附金	77,887	
ロ 基金運用益	4,410	
ハ 受贈財産評価額	2,067	
資本剰余金合計		84,364

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金	16,300	
ロ 当年度未処分利益剰余金	1,251,194	
利益剰余金合計		1,267,494

剰余金合計

1,351,858

資本合計

11,299,441

負債資本合計

30,793,312

令和5年度半田市立半田病院事業会計補正予算事項別明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病 院 事 業 収 益			14,940,269	586,003	15,526,272
	1 医 業 収 益		14,425,711	408,202	14,833,913
		1 入 院 収 益	9,806,238	346,602	10,152,840
		2 外 来 収 益	3,860,298	61,600	3,921,898
	2 医 業 外 収 益		514,556	177,801	692,357
		3 補 助 金	29,226	178,629	207,855
		5 消費税及び地方 消費税還付金	4,584	△ 828	3,756

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 入 院 収 益	346,602	年間延患者数 133,590人(診療日数366日 一日平均365人) 一人当たり単価 76,000円
1 外 来 収 益	61,600	年間延患者数 205,335人(診療日数243日 一日平均845人) 一人当たり単価 19,100円
1 県 補 助 金	178,629	愛知県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
1 消費税及び地方消費 税 還 付 金	△ 828	

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用			16,025,383	418,049	16,443,432
	1 医業費用		14,629,835	436,526	15,066,361
		1 給与費	7,069,331	29,891	7,099,222

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
(給 料)	△ 28,241	
1 医師給	△ 9,088	
2 看護師給	△ 24,391	
3 医療技術員給	6,348	
4 事務員給	△ 1,022	
5 労務員給	△ 88	
(手 当)	△ 63,532	管理職手当 346 扶養手当 △ 652 地域手当 △ 1,677 住居手当 △ 9,486 通勤手当 △ 321 超過勤務手当 665 休日勤務手当 △ 20,395 期末勤勉手当(4～11月分) 40,351 特殊勤務手当 △ 75,160 夜勤手当 △ 2,153 会計年度任用職員期末手当(4～11月分) 4,950
6 医師手当	△ 18,785	
7 看護師手当	△ 57,172	
8 医療技術員手当	2,216	
9 事務員手当	8,322	

款	項	目	補正前の額	補正額	計
		2 材 料 費	3,864,632	407,817	4,272,449
		3 経 費	2,716,062	△ 1,182	2,714,880
	2 医 業 外 費 用		1,271,334	△ 18,477	1,252,857
		3 雑 損 失	1,182,753	△ 18,477	1,164,276

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 労務員手当	1,887	
11 賞与引当金繰入額	12,924	期末勤勉手当(12～3月支給相当分) 12,412 会計年度任用職員期末手当(12～3月支給相当分) 512
(報 酬)	17,475	
12 医師会計年度任用職員報酬	6,262	医師会計年度任用職員、代務医師
13 看護師会計年度任用職員報酬	7,051	看護師会計年度任用職員
14 医療技術員会計年度任用職員報酬	29	医療技術員会計年度任用職員
15 事務員会計年度任用職員報酬	4,717	事務員会計年度任用職員
16 労務員会計年度任用職員報酬	△ 584	労務員会計年度任用職員
17 法 定 福 利 費	△ 670	都市共済負担金 △ 547 厚生年金負担金 △ 3,863 公務災害補償負担金 67 労災保険負担金 △ 597 雇用保険負担金 4,350 特定健診負担金 △ 80
18 法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	2,939	都市共済負担金(期末勤勉手当12～3月相当分)
19 退 職 給 付 費	88,996	
1 薬 品 費	170,000	一般薬品 160,000 保存血液 10,000
2 診 療 材 料 費	237,817	診療用材料 235,634 医療用ガス 2,183
3 旅 費 交 通 費	△ 1,182	会計年度任用職員通勤に係る費用弁償
1 そ の 他 雑 損 失	△ 18,477	貯蔵品消費税額 16,784 控除対象外消費税額 △ 35,261

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			11,365,542	△ 401,196	10,964,346
	1 出 資 金		119,764	△ 196	119,568
		1 一 般 会 計 出 資 金	119,764	△ 196	119,568
	2 企 業 債		11,084,000	△ 401,000	10,683,000
		1 企 業 債	11,084,000	△ 401,000	10,683,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 出 資 金	△ 196	
1 企 業 債	△ 401,000	新病院医療情報システム等整備業務委託

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			11,746,766	△ 401,391	11,345,375
	1 建 設 改 良 費		11,427,378	△ 401,391	11,025,987
		2 病 院 建 設 費	11,244,602	△ 401,391	10,843,211

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	619	
2 手 当	△ 1,639	扶養手当 △ 180 地域手当 26 通勤手当 △ 62 超過勤務手当 △ 2,243 期末勤勉手当(4～11月分) 719 特殊勤務手当 78 会計年度任用職員期末手当(4～11月分) 23
3 賞与引当金繰入額	230	期末勤勉手当(12～3月支給相当分) 224 会計年度任用職員期末手当(12～3月支給相当分) 6
4 報 酬	23	事務員会計年度任用職員
5 法 定 福 利 費	284	都市共済負担金 300 厚生年金負担金 △ 13 公務災害補償負担金 △ 2 特定健診負担金 △ 1
6 法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	46	都市共済負担金(期末勤勉手当12～3月相当分)
7 旅 費 交 通 費	△ 4	会計年度任用職員通勤に係る費用弁償
10 委 託 料	△ 400,950	新病院医療情報システム等整備業務委託

企 業 債 明 細 書

発行年月日	発行総額	令和4年度末 未償還額	令和5年度			利率	備 考
			元 金	利 息	元 利 合 計		
	千円	円	円	円	円	%	
H13.3.26	16,000	5,828,067	688,527	90,507	779,034	1.6	MRI室増築
H14.3.25	34,000	14,424,492	1,466,075	309,319	1,775,394	2.2	MRI室増築
H17.3.25	200,700	109,388,781	8,105,192	2,254,834	10,360,026	2.1	病棟・外来診療棟 改修
H17.3.25	21,700	11,827,287	876,346	243,796	1,120,142	2.1	耐震補強
H18.3.27	85,400	49,923,642	3,377,546	1,030,756	4,408,302	2.1	病棟・外来診療棟 改修
H18.3.27	297,400	173,855,871	11,762,084	3,589,546	15,351,630	2.1	耐震補強
H19.3.23	372,800	217,186,375	16,046,758	4,583,718	20,630,476	2.15	耐震補強
H19.3.26	140,900	87,825,514	5,457,349	1,815,833	7,273,182	2.1	病棟改修
H19.3.26	252,100	157,138,482	9,764,355	3,248,913	13,013,268	2.1	耐震補強
H20.3.25	6,100	3,088,177	283,207	57,337	340,544	1.9	外来駐車場建設
H20.12.22	590,000	312,195,822	27,134,448	5,803,442	32,937,890	1.9	外来駐車場建設
H31.3.25	183,000	45,811,767	45,811,767	30,925	45,842,692	0.09	医療機器
R3.3.25	735,000	367,940,462	183,859,883	386,589	184,246,472	0.12	総合医療情報シス テム
R5.6.28	2,765,200	—	—	29,555,450	29,555,450	1.1	新病院建設事業 (新病院建設工事)
R6.3.25	10,589,000	—	—	14,893,151	14,893,151	1.2	新病院建設事業 (新病院建設工事)
R6.3.25	94,000	—	—	—	—	—	新病院建設事業(新 病院医療情報シス テム等整備業務委託)
計	16,383,300	1,556,434,739	314,633,537	67,894,116	382,527,653	—	

議案第 70 号

令和 5 年度半田市水道事業会計補正予算第 1 号

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度半田市水道事業会計の補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 5 年度半田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 水道事業収益	2,293,742 千円	△83 千円	2,293,659 千円
第 1 項 営 業 収 益	2,109,020 千円	△83 千円	2,108,937 千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	2,060,255 千円	△3,653 千円	2,056,602 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,041,436 千円	△3,660 千円	2,037,776 千円
第 2 項 営業外費用	12,182 千円	7 千円	12,189 千円

(資本的支出)

第 3 条 予算第 4 条本文かつ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

400,140 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

407,238 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

69,077 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

69,081 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 265,027 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 272,121 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第 1 款 資本的支出	874,136 千円	7,098 千円	881,234 千円
第 1 項 建設改良費	808,100 千円	7,098 千円	815,198 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	112,865 千円	3,443 千円	116,308 千円

令和 5 年 12 月 5 日提出

半田市長 久世孝宏

令和5年度半田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 水道事業収益			千円 2,293,742	千円 △ 83	千円 2,293,659
	1 営 業 収 益		2,109,020	△ 83	2,108,937
		3 そ の 他 営 業 収 益	177,156	△ 83	177,073

支 出

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 水道事業費用			千円 2,060,255	千円 △ 3,653	千円 2,056,602
	1 営 業 費 用		2,041,436	△ 3,660	2,037,776
		1 配 水 及 び 給 水 費	1,243,247	△ 3,035	1,240,212
		2 受 託 工 事 費	8,960	△ 1,502	7,458
		3 総 係 費	249,576	877	250,453
	2 営 業 外 費 用		12,182	7	12,189
		3 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	5,768	7	5,775

資本的支出

支 出

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 資 本 的 支 出			千円	千円	千円
			874,136	7,098	881,234
	1 建 設 改 良 費		808,100	7,098	815,198
		1 建 設 改 良 費	803,754	7,098	810,852

令和5年度半田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	179,459
減価償却費	526,366
貸倒引当金の増減額(△は減少)	309
引当金の増減額(△は減少)	7,769
長期前受金戻入額	△ 183,663
受取利息及び受取配当金	△ 169
支払利息	5,114
未収金の増減額(△は増加)	1,346
未払金の増減額(△は減少)	△ 342
固定資産除却費	14,478
たな卸資産の増減額(△は増加)	<u>△ 18,415</u>
小計	532,252
利息及び配当金の受取額	169
利息の支払額	<u>△ 5,114</u>
計	527,307

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 743,898
投資有価証券の取得による支出	0
工事負担金収入	<u>495,554</u>
計	△ 248,344

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 66,036</u>
計	△ 66,036

資 金 増 加 額	212,927
資 金 期 首 残 高	<u>1,876,026</u>
資 金 期 末 残 高	2,088,953

給 与 費 明 細 書

1 総 括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(0) 14	52,124	43,743	95,867	17,795	113,662
補 正 前	(0) 14	51,779	40,985	92,764	17,413	110,177
比 較	(0) 0	345	2,758	3,103	382	3,485

※ ()内は、短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	1,763	1,280	3,312	510	1,173	6,917
	補 正 前	1,763	1,770	3,321	438	1,244	4,426
	比 較	0	△ 490	△ 9	72	△ 71	2,491
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	退 給 職 費 付 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	36	12,147	10,061	469	6,075	43,743
	補 正 前	27	12,005	9,670	246	6,075	40,985
	比 較	9	142	391	223	0	2,758

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(2) 2	2,018	603	2,621	25	2,646
補 正 前	(2) 2	2,052	610	2,662	26	2,688
比 較	(0) 0	△ 34	△ 7	△ 41	△ 1	△ 42

※ ()内は、短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	0	200	0
	補 正 前	0	0	0	0	200	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	退 給 付 職 費 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	0	403	0	0	0	603
	補 正 前	0	410	0	0	0	610
	比 較	0	△ 7	0	0	0	△ 7

2 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）

区 分	増減額(千円)	増減理由別内訳(千円)	説 明	備 考
給料	345	給与改定に伴う増減分	829	給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均1.62% ※令和5年12月に改定（令和5年4月から適用） 前年度 給料の改定率 平均0.33% ※令和4年12月に改定（令和4年4月から適用）
		昇給・昇格に伴う増減分	210	昇給・昇格の状況 昇 給 8人 210千円 昇 格 0人 0千円
		その他増減分	△ 694	新陳代謝等に係る増減分 職員数の異動状況 現に在職する その他 計 職 員 数 補正後 14人 0人 14人 補正前 14人 0人 14人 増 減 0人 0人 0人
職員 手当	2,758	制度改正に伴う増減分	817	期末手当の改定 期末手当 429千円 ※令和5年12月に改定 （令和5年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.40月 2.45月 (内訳) 6月期 1.20月 1.20月 12月期 1.20月 1.25月 勤勉手当の改定 勤勉手当 388千円 ※令和5年12月に改定 （令和5年4月から適用） 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.00月 2.05月 (内訳) 6月期 1.00月 1.00月 12月期 1.00月 1.05月
		その他増減分	1,941	管理職手当 0千円 扶養手当 △ 490千円 地域手当 △ 9千円 住居手当 72千円 通勤手当 △ 71千円 超過勤務手当 2,491千円 休日勤務手当 9千円 期末手当 △ 287千円 勤勉手当 3千円 特殊勤務手当 223千円

3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員以外の職員）

（1）職員 1 人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職
令和 5 年 4 月 1 日 現在	平均給料月額（円）
	305,314
	平均給与月額（円）
令和 5 年 1 月 1 日 現在	394,962
	平均年齢（歳）
	40歳6月
令和 5 年 1 月 1 日 現在	平均給料月額（円）
	306,243
	平均給与月額（円）
	364,970
令和 5 年 1 月 1 日 現在	平均年齢（歳）
	43歳10月

※短時間勤務職員は除く。

（2）初 任 給

令和 5 年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

（3）級 別 職 員 数

区 分	職務の級	一般行政職		技能労務職	
		職員数（人）	構成比（％）	職員数（人）	構成比（％）
令和 5 年 4 月 1 日 現在	1 級	() 5	35.8	()	0
	2 級	()	0	()	0
	3 級	() 2	14.3	()	0
	4 級	() 3	21.4	()	0
	5 級	() 2	14.3	()	0
	6 級	()	0	()	0
	7 級	() 1	7.1	()	0
	8 級	()	0	()	0
	9 級	() 1	7.1	()	0
	計	() 14	100	()	0
令和 5 年 1 月 1 日 現在	1 級	() 3	21.4	()	0
	2 級	() 1	7.2	()	0
	3 級	() 4	28.6	()	0
	4 級	() 3	21.4	()	0
	5 級	() 1	7.2	()	0
	6 級	()	0	()	0
	7 級	() 1	7.1	()	0
	8 級	()	0	()	0
	9 級	() 1	7.1	()	0
	計	() 14	100	()	0

※（ ）内は、短時間勤務職員

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
一 般 行 政 職	事 務 員 技 術 員	書 記 手 技 手	主 事 師 主 技	主 査	課 長 補 佐 副 主 幹	課 長 幹 主 幹	課 長	部 長 監	部 長

(4) 昇 給

区 分				合 計		代 表 的 な 職 種 一 般 行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)			14		14	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			8		8	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給	(人)	0		0	
		4 号 給	(人)	8		8	
		6 号 給	(人)	0		0	
		8 号 給	(人)	0		0	
		その他の号給	(人)	1		1	
	比 率 (B) / (A) (%)			57.1		57.1	
補 正 前	職 員 数 (A) (人)			14		14	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			8		8	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給	(人)	0		0	
		4 号 給	(人)	8		8	
		6 号 給	(人)	0		0	
		8 号 給	(人)	0		0	
		その他の号給	(人)	0		0	
	比 率 (B) / (A) (%)			57.1		57.1	

※短時間勤務職員は除く。

(5) 特 殊 勤 務 手 当

区 分	全職種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.84	0.84	-
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令 和 5 年 4 月 1 日 現 在)	64.29	64.29	-
支 給 対 象 職 員 1 人 当 り 平 均 支 給 月 額 (円)	3,908	3,908	-
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	特 殊 手 当		

(6) 期末手当・勤勉手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職給付費

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(8) その他の手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

令和5年度半田市水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有形固定資産

イ 土 地		379,876
ロ 建 物	313,647	
減価償却累計額	<u>△ 180,068</u>	133,579
ハ 構 築 物	26,311,679	
減価償却累計額	<u>△ 13,314,920</u>	12,996,759
ニ 機 械 及 び 装 置	1,009,662	
減価償却累計額	<u>△ 743,586</u>	266,076
ホ 量 水 器	236,373	
減価償却累計額	<u>△ 119,097</u>	117,276
ヘ 車 両 及 び 運 搬 具	8,233	
減価償却累計額	<u>△ 7,293</u>	940
ト 工 具 器 具 及 び 備 品	32,302	
減価償却累計額	<u>△ 26,216</u>	6,086
チ 建 設 仮 勘 定		<u>54,822</u>

有形固定資産合計

13,955,414

(2)無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		55
ロ 庁 舎 使 用 権		268,995
ハ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>0</u>

無形固定資産合計

269,050

(3)投資その他の資産

0

固 定 資 産 合 計

14,224,464

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金 2,088,953

(2)未 収 金 116,950

貸倒引当金 △ 3,868 113,082

(3)貯 蔵 品 21,068

流 動 資 産 合 計

2,223,103

資 産 合 計

16,447,567

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	469,351	469,351
----------------------	---------	---------

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金	137,545	
-----------	---------	--

ロ 修繕引当金	99,932	
---------	--------	--

引当金合計		237,477
-------	--	---------

固定負債合計		706,828
--------	--	---------

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	50,917	50,917
----------------------	--------	--------

(2) 未 払 金

		533,255
--	--	---------

(3) 引 当 金

イ 賞与引当金	1,392	
---------	-------	--

ロ 法定福利費引当金	8,155	
------------	-------	--

ハ 修繕引当金	1,487	
---------	-------	--

引当金合計		11,034
-------	--	--------

(4) 預 り 金

	1,024	
--	-------	--

流動負債合計		596,230
--------	--	---------

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

	10,438,730	
--	------------	--

(2) 収益化累計額

	△ 7,009,449	
--	-------------	--

繰延収益合計		3,429,281
--------	--	-----------

負債合計		4,732,339
------	--	-----------

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金

		8,889,363
--	--	-----------

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 寄 附 金	1,000	
---------	-------	--

ロ その他資本剰余金	1,443,132	
------------	-----------	--

資本剰余金合計		1,444,132
---------	--	-----------

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金	9,010	
-------------	-------	--

ロ 建設改良積立金	1,125,243	
-----------	-----------	--

ハ 当年度未処分利益剰余金	247,480	
---------------	---------	--

利益剰余金合計		1,381,733
---------	--	-----------

剰余金合計		2,825,865
-------	--	-----------

資 本 合 計		11,715,228
---------	--	------------

負債資本合計		16,447,567
--------	--	------------

令和5年度半田市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業収益			2,293,742	△ 83	2,293,659
	1 営業収益		2,109,020	△ 83	2,108,937
		3 その他の収益 営業収益	177,156	△ 83	177,073

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業費用			2,060,255	△ 3,653	2,056,602
	1 営業費用		2,041,436	△ 3,660	2,037,776
		1 配水及び 給水費	1,243,247	△ 3,035	1,240,212

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
他 会 計 負 担 金	△ 83	給与費負担金（下水道事業負担金）

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
給 料	△ 1,945	
手 当	△ 372	地域手当 △ 117 住居手当 △ 168 通勤手当 △ 83 超過勤務手当 209 期末手当(4月～11月分) △ 196 勤勉手当(4月～11月分) △ 130 特殊勤務手当 110 休日勤務手当 3
賞 与 引 当 金 繰 入 額	△ 164	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法 定 福 利 費	△ 529	都市共済負担金
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	△ 25	都市共済(長期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 22 都市共済(短期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 3

款	項	目	補正前の額	補正額	計
		2 受託工事費	8,960	△ 1,502	7,458
		3 総 係 費	249,576	877	250,453
	2 営業外費用		12,182	7	12,189
		3 消費税及び 地方消費税	5,768	7	5,775

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
給 料	△ 667	
手 当	△ 500	扶養手当 △ 240 地域手当 △ 54 通勤手当 △ 33 超過勤務手当 △ 13 期末手当(4月～11月分) △ 121 勤勉手当(4月～11月分) △ 59 特殊勤務手当 21 休日勤務手当 △ 1
賞 与 引 当 金 繰 入 額	△ 90	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法 定 福 利 費	△ 229	都市共済負担金
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	△ 16	都市共済(長期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 12 都市共済(短期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 4
給 料	223	
手 当	391	扶養手当 △ 180 地域手当 4 超過勤務手当 264 期末手当(4月～11月分) 96 勤勉手当(4月～11月分) 184 特殊勤務手当 23
賞 与 引 当 金 繰 入 額	140	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法 定 福 利 費	87	都市共済負担金
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	36	都市共済(長期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) 21 都市共済(短期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) 15
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	7	

資本的支出

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			874,136	7,098	881,234
	1 建設改良費		808,100	7,098	815,198
		1 建設改良費	803,754	7,098	810,852

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
給 料	2,700	
手 当	3,058	扶養手当 △ 70
		地域手当 158
		住居手当 240
		通勤手当 45
		超過勤務手当 2,031
		期末手当(4月～11月分) 312
		勤勉手当(4月～11月分) 266
		特殊勤務手当 69
		休日勤務手当 7
賞 与 引 当 金 繰 入 金 額	290	期末手当・勤勉手当(12月～3月支給相当分)
法 定 福 利 費	987	都市共済負担金
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	63	都市共済(長期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) 41
		都市共済(短期) (期末・勤勉手当12月～3月相当分) 22

議案第 7 1 号

令和 5 年度半田市下水道事業会計補正予算第 1 号

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度半田市下水道事業会計の補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 5 年度半田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	3,507,230 千円	5,824 千円	3,513,054 千円
第 1 項 営業収益	2,192,663 千円	11,044 千円	2,203,707 千円
第 2 項 営業外収益	1,314,564 千円	△5,220 千円	1,309,344 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	3,457,315 千円	5,834 千円	3,463,149 千円
第 1 項 営業費用	3,203,017 千円	5,834 千円	3,208,851 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文かつ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 0 2 7, 6 0 4 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 0 3 6, 1 0 0 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 0, 4 1 9 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 0, 4 0 7 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1 9 3, 7 4 8 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 2 0 5, 8 2 3 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 7 3 5, 6 3 5 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 7 3 2, 0 6 8 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	2,426,500 千円	17,640 千円	2,444,140 千円
第 2 項 出資金	803,517 千円	△350 千円	803,167 千円
第 4 項 負担金	166,974 千円	17,990 千円	184,964 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	3,454,104 千円	17,640 千円	3,471,744 千円
第 1 項 建設改良費	1,611,313 千円	17,640 千円	1,628,953 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	108,014 千円	5,566 千円	113,580 千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条本文中「363,101千円」を「357,881千円」に改める。

(継続費)

第6条 継続費は予算第11条とし、総額及び年割額は次のとおり定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年割額
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	排水機場整備事業 (中午排水機場 整備工事)	千円		千円
			44,997	令和5年度	17,990
				令和6年度	27,007

令和5年12月5日提出

半田市長 久 世 孝 宏

令和5年度半田市下水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下水道事業収益			千円 3,507,230	千円 5,824	千円 3,513,054
	1 営業収益		2,192,663	11,044	2,203,707
		2 他会計負担金	647,915	11,044	658,959
	2 営業外収益		1,314,564	△ 5,220	1,309,344
		2 他会計補助金	276,265	△ 5,220	271,045

支 出

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下水道事業費用			千円 3,457,315	千円 5,834	千円 3,463,149
	1 営業費用		3,203,017	5,834	3,208,851
		1 汚水管渠費	48,633	△ 1,365	47,268
		2 雨水管渠費	23,256	370	23,626
		3 雨水ポンプ場費	146,406	368	146,774
		5 普及促進費	5,281	△ 642	4,639
		6 水質規制費	23,541	329	23,870
		9 総 係 費	158,914	6,774	165,688

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 資 本 的 収 入			千円 2,426,500	千円 17,640	千円 2,444,140
	2 出 資 金		803,517	△ 350	803,167
		1 他 会 計 出 資 金	803,517	△ 350	803,167
	4 負 担 金		166,974	17,990	184,964
		2 他 会 計 負 担 金	160,474	17,990	178,464

支 出

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 資 本 的 支 出			千円 3,454,104	千円 17,640	千円 3,471,744
	1 建 設 改 良 費		1,611,313	17,640	1,628,953
		1 汚 水 整 備 費 事 業	357,697	824	358,521
		2 雨 水 整 備 費 事 業	1,209,235	△ 1,174	1,208,061
		3 排 水 機 場 整 備 費 事 業	22,693	17,990	40,683

令和5年度半田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	497
減価償却費	2,005,897
貸倒引当金の増減額(△は減少)	334
引当金の増減額(△は減少)	10,845
長期前受金戻入額	△ 1,037,871
受取利息及び受取配当金	△ 24
支払利息	235,840
未収金の増減額(△は増加)	89,189
未払金の増減額(△は減少)	8,348
固定資産除却費	11,776
前払金の増減額(△は増加)	33,088
小計	1,357,919
利息及び配当金の受取額	24
利息の支払額	△ 235,840
計	1,122,103

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,500,225
無形固定資産の取得による支出	△ 19,716
国庫県補助金等による収入	596,224
他会計補助金による収入	78,942
他会計負担金等による収入	22,265
計	△ 822,510

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	873,800
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,842,787
他会計からの出資による収入	803,167
計	△ 165,820

資金増加額	133,773
資金期首残高	580,598
資金期末残高	714,371

給 与 費 明 細 書

1 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(0) 0	(0) 13	0	48,542	42,741	91,283	17,044	108,327
補正前	(0) 0	(0) 13	0	48,124	37,795	85,919	16,777	102,696
比 較	(0) 0	(0) 0	0	418	4,946	5,364	267	5,631

※ ()内は、短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手 当 (千円)
	補 正 後	748	1,162	3,003	336	1,433	6,417
	補 正 前	748	1,152	3,005	336	1,286	5,243
	比 較	0	10	△ 2	0	147	1,174
	区 分	休日勤務手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手 当 (千円)	退職給付費 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	419	10,643	8,439	0	10,141	42,741
	補 正 前	108	10,660	8,640	0	6,617	37,795
	比 較	311	△ 17	△ 201	0	3,524	4,946

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			法 福 利 定 費 (千円)	合 計 (千円)
		給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(2) 2	3,652	1,098	4,750	503	5,253
補正前	(2) 2	3,710	874	4,584	734	5,318
比 較	(0) 0	△ 58	224	166	△ 231	△ 65

※ ()内は、短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手 当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	0	132	1
	補 正 前	0	0	0	0	132	0
	比 較	0	0	0	0	0	1
	区 分	休日勤務手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特殊勤務手 当 (千円)	退職給付費 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	0	739	226	0	0	1,098
	補 正 前	0	742	0	0	0	874
	比 較	0	△ 3	226	0	0	224

2 給料及び手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

区分	増減額(千円)	増減理由別内訳(千円)	説 明	備 考
給料	418	給与改定に伴う増減分	514 給与改定の状況 本年度 給料の改定率 平均1.06% ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 前年度 給料の改定率 平均0.30% ※令和4年12月に改定(令和4年4月から適用)	
		昇給・昇格に伴う増減分	318 昇給の状況 昇 給 5人 318 千円 昇 格 0人 0 千円	
		その他増減分	△ 414 新陳代謝等に係る増減分 職員の異動状況 現に在職する職員 その他 計 補正後 13人 0人 13人 補正前 13人 0人 13人 増 減 0人 0人 0人	
職員 手当	4,946	制度改正に伴う増減分	575 期末手当の改定 期末手当 303 千円 ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.40月 2.45月 (内訳) 6月期 1.20月 1.20月 12月期 1.20月 1.25月 勤勉手当の改定 勤勉手当 272 千円 ※令和5年12月に改定(令和5年4月から適用) 年間支給月数 (改定前) (改定後) 2.00月 2.05月 (内訳) 6月期 1.00月 1.00月 12月期 1.00月 1.05月	
		その他増減分	4,371 管理職手当 0 千円 扶養手当 10 千円 地域手当 △ 2 千円 住居手当 0 千円 通勤手当 147 千円 超過勤務手当 1,174 千円 休日勤務手当 311 千円 期末手当 △ 320 千円 勤勉手当 △ 473 千円 特殊勤務手当 0 千円 退職給付費 3,524 千円	

3 給料及び手当の状況(会計年度任用職員以外の職員)

(1)職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
令和5年4月1日現在	平均給料月額(円)	312,454
	平均給与月額(円)	409,805
	平均年齢(歳)	45歳6月
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)	305,269
	平均給与月額(円)	363,526
	平均年齢(歳)	45歳3月

※短時間勤務職員は除く

(2) 初 任 給

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(3) 級 別 職 員 数

区 分	職 務 の 級	一 般 行 政 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補正後 令和5年4月1日 現在	1 級	() 2	15.4
	2 級	() 1	7.7
	3 級	() 5	38.4
	4 級	() 2	15.4
	5 級	() 2	15.4
	6 級	() 1	7.7
	7 級	()	
	8 級	()	
	計	() 13	100.0
補正前 令和5年1月1日 現在	1 級	()	
	2 級	() 4	30.8
	3 級	() 4	30.8
	4 級	() 2	15.4
	5 級	() 2	15.4
	6 級	() 1	7.6
	7 級	()	
	8 級	()	
	計	() 13	100.0

※()内は、短時間勤務職員

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
一 般 行 政 職	事 務 員 技 術 員	書 技 記 手	主 技 事 師	主 査	課 長 補 佐 主 幹	課 主 長 幹	部 次 長 監 課 長	部 長	部 長

(4) 昇 給

区 分			合 計	代 表 的 な 職 種 一 般 行 政 職
補 正 後	職 員 数 (A) (人)		13	13
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		5	5
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	0	0
		4 号 給 (人)	5	5
		6 号 給 (人)	0	0
		8 号 給 (人)	0	0
		その他 号給 (人)	0	0
	比 率 (B) / (A) (%)		38.5	38.5
補 正 前	職 員 数 (A) (人)		13	13
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		7	7
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	0	0
		4 号 給 (人)	7	7
		6 号 給 (人)	0	0
		8 号 給 (人)	0	0
		その他 号給 (人)	0	0
	比 率 (B) / (A) (%)		53.8	53.8

(5) 特 殊 勤 務 手 当

区 分		全 職 種	代 表 的 な 職 種 一 般 行 政 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)		0.00	0.00
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (令 和 5 年 4 月 1 日 現 在) (%)		0.00	0.00
支 給 対 象 職 員 1 人 当 り 平 均 支 給 月 額 (円)		0	0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称		特 殊 手 当	

(6) 期末手当・勤勉手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職給付費

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

(8) その他の手当

令和5年度半田市一般会計補正予算説明書の給与費明細書の記載に同じ。

継 続 費 に 関

款	項	事 業 名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳			
					国補助金	県負担金	企業債	損益勘定 留保資金
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	排 水 機 場 整 備 事 業 (中午排水機場整備工事)	5	千円 17,990	千円 0	千円 0	千円 0	千円 17,990
			6	27,007	0	0	0	27,007
			計	44,997	0	0	0	44,997

す る 調 書

令和3年度 末までの支 払義務発生 額	令和4年度 末までの支 払義務発生 (見込)額	令和5年度 支払義務発 生予定額	令和5年度 末までの支 払義務発生 予定額	令和6年度 以降支払義 務発生予定 額	継続費の 総額に対 する進捗 率	備 考
千円 —	千円 —	千円 17,990	千円 17,990	千円 0	% 40.0	
—	—	0	0	27,007	60.0	
—	—	17,990	17,990	27,007	100.0	

令和5年度半田市下水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有形固定資産

イ 土 地		1,374,149
ロ 建 物	6,036,092	
減価償却累計額	<u>△ 1,642,974</u>	4,393,118
ハ 構 築 物	55,767,447	
減価償却累計額	<u>△ 13,254,840</u>	42,512,607
ニ 機 械 及 び 装 置	1,322,122	
減価償却累計額	<u>△ 858,031</u>	464,091
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	1,715	
減価償却累計額	<u>△ 1,087</u>	628
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	1,996	
減価償却累計額	<u>△ 416</u>	1,580
ト 建 設 仮 勘 定		<u>325,192</u>

有形固定資産合計

49,071,365

(2)無形固定資産

イ 地 上 権		1,376
ロ 施 設 利 用 権		<u>2,170,118</u>

無形固定資産合計

2,171,494

(3)投資その他の資産

イ 出 資 金		<u>834</u>
---------	--	------------

投資その他の資産合計

834

固 定 資 産 合 計

51,243,693

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金		714,371
(2)未 収 金	351,150	
貸倒引当金	△ 1,691	
前 払 金	<u>0</u>	349,459
(3)その他流動資産		<u>0</u>

流 動 資 産 合 計

1,063,830

資 産 合 計

52,307,523

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債 11,781,151 11,781,151

(2) 引当金

イ 退職給付引当金 117,686

引当金合計 117,686

固定負債合計 11,898,837

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債 1,691,821 1,691,821

(2) 未払金

648,211

(3) 引当金

イ 退職給付引当金 0

ロ 賞与引当金 7,259

ハ 法定福利引当金 1,377

引当金合計 8,636

(4) 預り金

1,000

流動負債合計 2,349,668

5 繰延収益

(1) 長期前受金

31,651,634

(2) 収益化累計額

△ 8,542,146

繰延収益合計 23,109,488

負債合計 37,357,993

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金

13,506,352

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈資産評価額 807,627

ロ 他会計負担金 566,522

ハ 基金運用金 0

資本剰余金合計 1,374,149

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金 69,029

利益剰余金合計 69,029

剰余金合計 1,443,178

資本合計 14,949,530

負債資本合計 52,307,523

注記

Ⅲ セグメント情報の開示

２ 報告セグメントごとの営業収益等

令和５年度（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）

（単位：千円）

補正後	汚水事業	雨水事業	合 計
営業収益	1,395,540	668,683	2,064,223
営業費用	2,025,775	1,089,506	3,115,281
営業損益	△ 630,235	△ 420,823	△ 1,051,058
経常損益	0	497	497
セグメント資産	30,733,176	21,574,347	52,307,523
セグメント負債	22,798,210	14,559,783	37,357,993
その他の項目			
他会計繰入金	1,033,936	826,754	1,860,690
減価償却費	1,179,270	826,627	2,005,897
支払利息	180,633	55,207	235,840
固定資産の増加額	△ 835,808	338,079	△ 497,729
補正前	汚水事業	雨水事業	合 計
営業収益	1,395,540	657,639	2,053,179
営業費用	2,030,996	1,078,466	3,109,462
営業損益	△ 635,456	△ 420,827	△ 1,056,283
経常損益	0	497	497
セグメント資産	30,658,790	21,875,995	52,534,785
セグメント負債	22,721,970	14,883,165	37,605,135
その他の項目			
他会計繰入金	1,038,332	798,894	1,837,226
減価償却費	1,179,270	826,627	2,005,897
支払利息	180,633	55,207	235,840
固定資産の増加額	△ 836,632	289,808	△ 546,824
比 較	汚水事業	雨水事業	合 計
営業収益	0	11,044	11,044
営業費用	△ 5,221	11,040	5,819
営業損益	5,221	4	5,225
経常損益	0	0	0
セグメント資産	74,386	△ 301,648	△ 227,262
セグメント負債	76,240	△ 323,382	△ 247,142
その他の項目			
他会計繰入金	△ 4,396	27,860	23,464
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
固定資産の増加額	824	48,271	49,095

IV その他の注記

他会計からの補助金

【補正後】

地方公営企業繰出金の基準による雨水処理に要する経費等の他、企業債償還元金及び建設改良費等の費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1, 860, 690千円である。

【補正前】

地方公営企業繰出金の基準による雨水処理に要する経費等の他、企業債償還元金及び建設改良費等の費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1, 837, 226千円である。

令和5年度半田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業収益			3,507,230	5,824	3,513,054
	1 営 業 収 益		2,192,663	11,044	2,203,707
		2 他会計負担金	647,915	11,044	658,959
	2 営 業 外 収 益		1,314,564	△ 5,220	1,309,344
		2 他会計補助金	276,265	△ 5,220	271,045

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
一般会計負担金	11,044	雨水処理に要する経費（資本費等）に対する負担金	11,044
一般会計補助金	△ 5,220	分流式下水道等に要する経費（減価償却費、企業債利息）に対する補助金	△ 4,949
		下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費に対する補助金	329
		水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費に対する補助金	△ 321
		汚水事業費(収益的収支不足額)に対する補助金	△ 279

支 出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費用			3,457,315	5,834	3,463,149
	1 営 業 費 用		3,203,017	5,834	3,208,851
		1 汚水管渠費	48,633	△ 1,365	47,268
		2 雨水管渠費	23,256	370	23,626
		3 雨水ポンプ場費	146,406	368	146,774

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
給 料	△ 580	正職 1 人分
手 当	△ 483	地域手当 △ 34 通勤手当 △ 71 超過勤務手当 △ 252 期末手当(4月～11月分) △ 80 勤勉手当(4月～11月分) △ 59 休日勤務手当 13
賞 与 引 当 金 額 繰 入	△ 61	期末手当(12月～3月支給相当分) △ 34 勤勉手当(12月～3月支給相当分) △ 27
法 定 福 利 費	△ 231	都市共済負担金 △ 231
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	△ 10	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 8 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 2
給 料	12	正職 1 人分
手 当	372	扶養手当 △ 180 地域手当 △ 10 超過勤務手当 535 期末手当(4月～11月分) △ 11 勤勉手当(4月～11月分) 20 休日勤務手当 18
賞 与 引 当 金 額 繰 入	5	期末手当(12月～3月支給相当分) △ 3 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 8
法 定 福 利 費	△ 22	都市共済負担金 △ 22
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	3	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 1 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 2
給 料	12	再任用職員 1 人分
手 当	159	地域手当 1 超過勤務手当 128 期末手当(4月～11月分) 7 勤勉手当(4月～11月分) 7 休日勤務手当 16

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
		5 普及促進費	5,281	△ 642	4,639
		6 水質規制費	23,541	329	23,870
		9 総 係 費	158,914	6,774	165,688

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
賞 与 引 当 金 額 繰 入 額	147	期末手当(12月～3月支給相当分) 73 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 74
法 定 福 利 費	20	都市共済負担金 19 雇用保険料 1
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	30	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 21 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 9
給 料	△ 202	正職 1 人分
手 当	△ 280	地域手当 △ 12 通勤手当 △ 168 超過勤務手当 △ 92 期末手当(4月～11月分) △ 26 勤勉手当(4月～11月分) △ 13 休日勤務手当 31
賞 与 引 当 金 額 繰 入 額	△ 10	期末手当(12月～3月支給相当分) △ 6 勤勉手当(12月～3月支給相当分) △ 4
法 定 福 利 費	△ 149	都市共済負担金 △ 149
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	△ 1	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 2 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 1
給 料	△ 322	正職 2 人分、会計年度任用職員 1 人分
手 当	650	扶養手当 198 地域手当 △ 6 通勤手当 307 超過勤務手当 383 期末手当(4月～11月分) △ 184 勤勉手当(4月～11月分) △ 129 休日勤務手当 81
賞 与 引 当 金 額 繰 入 額	46	期末手当(12月～3月支給相当分) △ 18 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 64
法 定 福 利 費	△ 52	都市共済負担金 △ 37 公務災害補償金負担金 △ 3 厚生年金保険料負担金 △ 12
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	7	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) △ 10 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 6 厚生年金(期末手当12月～3月相当分) 11
給 料	1,606	正職 4 人分

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
手 当	888	地域手当	96
		通勤手当	100
		超過勤務手当	138
		期末手当(4月～11月分)	228
		勤勉手当(4月～11月分)	246
		休日勤務手当	80
賞 与 引 当 金 繰 入 金 額	272	期末手当(12月～3月支給相当分)	148
		勤勉手当(12月～3月支給相当分)	124
法 定 福 利 費	508	都市共済負担金	508
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	58	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分)	40
		都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分)	18
負 担 金	△ 82	水道事業給与費負担金	
退 職 給 付 費	3,524	退職給付引当分	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入			2,426,500	17,640	2,444,140
	2 出 資 金		803,517	△ 350	803,167
		1 他会計出資金	803,517	△ 350	803,167
	4 負 担 金		166,974	17,990	184,964
		2 他会計負担金	160,474	17,990	178,464

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
一般会計出資金	△ 350	その他下水道事業に要する経費に対する出資金 △ 350
一般会計負担金	17,990	排水機場事業に要する経費に対する負担金 17,990

支 出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出			3,454,104	17,640	3,471,744
	1 建 設 改 良 費		1,611,313	17,640	1,628,953
		1 汚 水 整 備 費 事 業 費	357,697	824	358,521
		2 雨 水 整 備 費 事 業 費	1,209,235	△ 1,174	1,208,061
		3 排 水 機 場 費 整 備 事 業 費	22,693	17,990	40,683

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
給 料	△ 17	正職 1 人分、会計年度任用職員 1 人分
手 当	664	地域手当 1 超過勤務手当 566 期末手当(4月～11月分) 19 勤勉手当(4月～11月分) 19 休日勤務手当 59
賞 与 引 当 金 額 繰 入 額	142	期末手当(12月～3月支給相当分) 21 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 121
法 定 福 利 費	11	都市共済負担金 15 公務災害補償負担金 △ 3 厚生年金保険料負担金 △ 1
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	24	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 3 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 10 厚生年金(期末手当12月～3月相当分) 11
給 料	△ 149	正職 1 人分
手 当	△ 907	扶養手当 △ 8 地域手当 △ 38 通勤手当 △ 21 超過勤務手当 △ 231 期末手当(4月～11月分) △ 174 勤勉手当(4月～11月分) △ 448 休日勤務手当 13
賞 与 引 当 金 額 繰 入 額	42	期末手当(12月～3月支給相当分) 22 勤勉手当(12月～3月支給相当分) 20
法 定 福 利 費	△ 171	都市共済負担金 △ 171
法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	11	都市共済(長期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 6 都市共済(短期)(期末・勤勉手当12月～3月相当分) 5
工 事 請 負 費	17,990	排水機場整備事業費

議案第七十一号

半田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

半田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年十二月五日提出

半田市長 久 世 孝 宏

半田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

半田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年半田市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

半田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第一条中「条例等の規定に基づき申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の」を「情報通信技術を活用した行政の推進について、」に、「行つことが出来るようにするための共通する事項を定めることにより、市民の」を「手続等を行つために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の」に、「を図るとともに、」を「並びに」に、「に資することを」を「を図り、もって市民生活の向上に寄与することを」に改める。

第二条第三号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第三条第一項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「電子情報処理組織」を「規則等で定める電子情報処理組織」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「）を使用して」を「（以下同じ。）を使用する方法により」に改め、同条第二項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行つものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該申請等に」を「、当該条例等その他の当該申請等に」に改め、同条第三項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、」を削り、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等」に、「氏名」を「電子情

報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第七条において同じ。）の利用その他の氏名」に改め、同条に次の二項を加える。

5 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるものをもって行われることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

第四条第一項中「により」を「において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「電子情報処理組織」の前に「規則等で定める」を加え、「（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第四条第二項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「、当該処分通知等に」を「、当該条例等その他の当該処分通知等に」に改め、同条第三項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、市の機関は」を「市の機関は」に、「当該処分通知等」を「処分通知等

のうち当該処分通知等」に、「により」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「もつて当該署名等に」を「もつて」に改め、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

第五条第一項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「規定により」を「電磁的記録に記録されている事項又は書類により」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に、「、当該縦覧等に」を「、当該条例等その他の当該縦覧等に」に改める。

第六条第一項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「規定により」を「電磁的記録により」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に、「、当該作成等に」を「、当該条例等その他の当該作成等に」に改め、同条第三項中「第一項の場合において、市の機関は、」を「市の機関は、作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第七条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条中「、毎年度」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「公表するものとする。」の前に「随時」を加え、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第七条 市の機関は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することが出来る場合には、添付を要しないこととする事が出来る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第七十三号

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例の一部改正について

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年十二月五日提出

半田市長 久 世 孝 宏

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例（平成二十七年半田市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の三号を加える。

九 半田市後期高齢者福祉医療費給付要綱（平成二十年四月一日）に規定する後期高齢者福祉医療費の給付に関する事務

十 半田市不妊治療費助成金交付要綱（平成十八年四月一日）に規定する不妊治療費の助成に関する事務

十一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に準じて生活に困窮する外国人に対して行う生活保護の措置に関する事務

第三条第三項の表に次のように加える。

六 半田市後期高齢者福祉医療費給付要綱に規定する後期高齢者福祉医療費の受給資格者であることの確認に関する事務	後期高齢者福祉医療費の受給者証の交付を申請する者に係る地方税関係情報であつて市町村民税に関するもの及び住民票関係情報
七 不妊治療に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務	請求者又はその者と生計を同じくする者に係る住民票に記載された住民票関係情報
八 生活保護法に準じて生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第七十四号

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年十二月五日提出

半田市長 久世孝宏

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年半田市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表十二月一日の項中「 $\frac{165}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に改める。

第二条 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「 $\frac{165}{100}$ 」を「 $\frac{170}{100}$ 」に、「 $\frac{175}{100}$ 」を「 $\frac{170}{100}$ 」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第七十五号

半田市特別職員の給与に関する条例の一部改正について

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年十二月五日提出

半田市長 久世孝宏

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市特別職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表十二月一日の項中「 $\frac{165}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に改める。

第二条 半田市特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「 $\frac{165}{100}$ 」を「 $\frac{170}{100}$ 」に、「 $\frac{175}{100}$ 」を「 $\frac{170}{100}$ 」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の半田市特別職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の半田市特別職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第七十六号

半田市職員の給与に関する条例の一部改正について

半田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年十二月五日提出

半田市長 久 世 孝 宏

半田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「期末手当基礎額に、」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の百二十」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百二十五」を加え、同条第三項中「適用については、」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の六十七・五」との下に「、十二月に支給する場合には同項中の「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と」を加える。

第二十五条第二項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の百」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百五」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の四十七・五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の五十」を加える。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

（別紙のとおり）

第二条 半田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務手当」を加える。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

第十三条の三 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三十円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第二十四条第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合

には百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第三項中「六月に支給する場合」には同項中の「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」とし、十二月に支給する場合」には同項中の「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」を「同項中の「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」」に改める。

第二十五条第二項第一号中「、六月に支給する場合」には百分の百、十二月に支給する場合」には百分の百五」を「百分の百一・五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合」には百分の四十七・五、十二月に支給する場合」には百分の五十」を「百分の四十八・七五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の半田市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の半田市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第三条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和六十三年半田市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第八条の二 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、別に定める期間以上の期間について一月当たり平均十日を

超えて命ぜられた職責に支給する。

第二十一条中「第七条」の下に「、第八条の二」を加える。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		

51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						

	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第1の2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額又は 基準給料月 額	給料月額又は 基準給料月 額	給料月額又は 基準給料月 額	給料月額又は 基準給料月 額	給料月額又は 基準給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100

37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	

79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		

	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、自動車運転手、用務員、調理士、業務員、療務員、施設管理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。ただし、任期付職員条例の規定により採用された職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	606,000
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	608,000
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	610,000
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	612,000
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	614,000
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	616,000
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	618,000
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	620,000
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	622,000
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	624,000
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	626,000
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	628,000
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	630,000
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	632,000
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	634,000

37	369,700	431,500	485,400	543,700	636,000
38	371,900	433,500	487,100	545,300	638,000
39	374,000	435,300	488,900	546,700	640,000
40	376,000	437,200	490,700	548,300	642,000
41	378,000	439,000	492,300	549,800	644,000
42	378,700	440,700	494,100	551,200	
43	379,300	442,400	495,900	552,600	
44	380,000	444,200	497,500	553,900	
45	380,900	446,000	498,900	555,100	
46	382,200	447,800	500,600	556,100	
47	383,500	449,500	502,400	557,100	
48	384,800	451,200	504,100	558,100	
49	385,600	452,800	505,600	559,100	
50	386,400	454,500	506,900	560,000	
51	387,200	456,200	508,200	560,900	
52	387,700	457,900	509,500	561,800	
53	388,500	459,800	510,500	562,600	
54	389,300	461,000	511,800	563,500	
55	390,000	462,200	513,100	564,400	
56	390,700	463,400	514,400	565,300	
57	391,400	464,400	515,400	566,200	
58	392,300	465,400	516,200	567,100	
59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	393,600	467,100	517,800	568,700	
61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000		
67		471,900	523,700		
68		472,500	524,600		
69		472,800	525,500		
70		473,400	526,300		
71		474,100	527,200		
72		474,800	528,100		
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		

	80		479,300	534,900		
	81		479,900	535,700		
	82		480,400	536,600		
	83		480,900	537,500		
	84		481,400	538,400		
	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	167,200	179,400	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	181,100	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	182,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	184,600	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	186,000	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	187,800	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	189,800	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	191,600	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	193,500	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	195,800	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	198,100	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	200,400	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	202,800	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	204,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	205,900	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	207,300	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	208,800	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	195,800	210,000	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	198,100	211,200	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	200,400	212,400	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	202,800	213,800	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	204,400	215,300	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	205,900	216,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	207,300	218,300	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	208,800	219,700	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	210,000	221,200	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	211,200	222,700	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	212,400	224,200	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	213,800	225,500	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	215,300	228,100	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	216,800	230,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	218,300	233,400	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	219,700	236,100	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	221,200	237,400	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	222,700	238,700	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	224,200	239,900	304,600	350,300	392,600	437,100

37	225,500	241,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	226,800	242,300	307,500	353,600	394,800	439,200
39	228,200	243,400	309,000	355,200	395,900	439,600
40	229,500	244,500	310,500	356,800	397,000	440,300
41	230,600	245,400	312,100	358,000	397,800	440,800
42	231,700	246,500	313,700	359,100	398,600	441,200
43	232,800	247,800	315,300	360,300	399,400	441,600
44	233,900	248,900	316,800	361,500	400,200	442,000
45	235,000	250,200	317,700	362,500	400,600	442,400
46	236,200	251,400	319,100	363,300	401,200	442,800
47	237,400	252,600	320,600	364,300	401,700	443,200
48	238,500	253,800	322,200	365,400	402,100	443,500
49	239,500	254,600	323,600	366,400	402,500	443,800
50	240,800	255,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	242,200	256,900	326,100	368,400	403,100	444,500
52	243,400	258,000	327,300	369,300	403,400	444,800
53	244,400	259,200	328,300	370,100	403,700	445,100
54	245,700	260,000	329,300	370,900	404,000	
55	246,600	260,800	330,300	371,800	404,300	
56	247,800	261,600	331,200	372,600	404,600	
57	249,000	262,500	331,700	373,100	404,900	
58	250,100	263,500	332,600	373,900	405,200	
59	251,100	264,500	333,400	374,700	405,500	
60	252,100	265,500	334,300	375,500	405,900	
61	253,000	266,700	335,000	375,900	406,100	
62	253,800	268,200	335,300	376,600	406,400	
63	254,600	269,700	335,800	377,300	406,700	
64	255,400	271,000	336,400	377,900	407,000	
65	256,200	272,200	337,000	378,300	407,200	
66	257,400	273,800	337,700	378,900		
67	258,600	275,300	338,400	379,600		
68	259,700	276,800	339,000	380,200		
69	261,000	278,100	339,700	380,600		
70	262,300	279,500	340,200	381,100		
71	263,400	280,800	340,800	381,600		
72	264,400	282,100	341,400	382,100		
73	265,400	283,200	341,700	382,700		
74	266,500	284,600	342,300	383,200		
75	267,600	286,000	342,800	383,800		
76	268,700	287,300	343,300	384,400		
77	269,400	288,600	343,800	384,900		
78	270,500	290,200	344,300	385,400		
79	271,600	291,700	344,800	385,900		

80	272,500	293,100	345,200	386,400		
81	273,300	294,300	345,500	386,700		
82	274,300	295,800	345,800	387,200		
83	275,200	297,100	346,200	387,600		
84	276,100	298,600	346,500	388,000		
85	276,900	299,900	347,000	388,400		
86	277,900	301,300	347,300	389,000		
87	278,800	302,700	347,600	389,600		
88	279,700	304,000	347,900	390,200		
89	280,600	305,000	348,300	390,900		
90	281,600	306,200	348,600	391,500		
91	282,700	307,400	349,000	392,100		
92	283,700	308,800	349,300	392,700		
93	284,300	310,100	349,700	393,400		
94	284,800	311,300	350,000			
95	285,300	312,500	350,300			
96	286,100	313,700	350,600			
97	286,900	315,000	350,900			
98	287,500	315,800	351,300			
99	288,100	316,500	351,700			
100	288,600	317,200	352,100			
101	289,100	317,800	352,600			
102	289,600	318,500	353,000			
103	290,000	319,200	353,400			
104	290,300	319,800	353,800			
105	290,500	320,400	354,300			
106	290,700	320,600				
107	290,900	321,100				
108	291,100	321,600				
109	291,500	322,200				
110	291,700	322,700				
111	291,900	323,200				
112	292,100	323,600				
113	292,500	324,200				
114	292,700	324,700				
115	292,900	325,100				
116	293,200	325,600				
117	293,500	326,100				
118	293,700	326,500				
119	293,900	326,700				
120	294,200	327,000				
121	294,500	327,400				
122	294,700	327,800				

	123	294,900	328,200				
	124	295,200	328,600				
	125	295,500	328,900				
	126		329,100				
	127		329,500				
	128		329,800				
	129		330,000				
	130		330,300				
	131		330,600				
	132		330,900				
	133		331,100				
	134		331,400				
	135		331,800				
	136		332,000				
	137		332,200				
	138		332,400				
	139		332,800				
	140		333,000				
	141		333,200				
	142		333,600				
	143		334,000				
	144		334,400				
	145		334,600				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。
ただし、任期付職員条例の規定により採用された職員を除く。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100

37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	

80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	286,800	318,600	351,500	369,300		
99	287,400	319,200	352,000	369,800		
100	288,300	319,800	352,400	370,300		
101	289,100	320,200	352,900	370,900		
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		
104	291,500	321,900	354,200	372,300		
105	292,100	322,300	354,500	372,900		
106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			
117	295,800	326,800	360,000			
118	296,100	327,100	360,400			
119	296,400	327,500	360,900			
120	296,700	327,700	361,400			
121	297,000	327,900	361,800			
122	297,400	328,200	362,300			

123	297,700	328,500	362,800			
124	298,100	328,800	363,300			
125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300	364,100			
127	298,800	329,700	364,600			
128	299,200	329,900	365,100			
129	299,400	330,100	365,500			
130	299,700	330,300				
131	300,100	330,700				
132	300,500	330,900				
133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					

	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。ただし、任期付職員
条例の規定により採用された職員を除く。

別表第 5（第 4 条関係）

任期付職給料表

号給	給料月額
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

備考 この表は、任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により採用された職員に適用する。

別表第 6（第 4 条関係）

任期付行政職給料表（一）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900

40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400

83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考

この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第6の2（第4条関係）

任期付行政職給料表（二）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	147,100	200,200
2	148,100	201,200
3	149,100	202,200
4	150,100	203,000
5	151,200	203,700
6	152,300	205,200
7	153,400	206,500
8	154,400	207,600
9	155,300	208,900
10	156,400	209,600
11	157,500	210,400
12	158,600	211,100
13	159,500	212,200
14	160,600	213,100
15	161,800	214,000
16	162,900	214,800
17	164,000	215,700
18	165,400	216,700
19	166,700	217,600
20	167,900	218,500
21	169,000	219,200
22	170,200	220,000
23	171,400	220,800
24	172,600	221,400
25	173,700	222,100
26	175,200	222,600
27	176,700	223,000
28	178,200	223,500
29	179,600	224,100
30	181,000	225,100
31	182,500	226,000
32	184,000	226,600
33	185,400	227,100
34	187,100	228,100
35	188,800	229,100
36	190,500	230,100
37	192,200	230,600
38	193,300	231,700
39	194,700	232,800

40	195,800	233,800
41	196,800	234,500
42	198,200	235,500
43	199,400	236,400
44	200,600	237,200
45	202,100	238,000
46	203,100	238,800
47	204,000	239,500
48	205,100	240,100
49	206,200	240,700
50	207,200	241,600
51	208,100	242,500
52	209,100	243,300
53	210,200	244,200
54	211,200	245,100
55	212,100	245,700
56	213,000	246,400
57	213,900	247,200
58	214,500	247,900
59	215,200	248,600
60	216,000	249,200
61	216,800	249,800
62	217,300	250,600
63	217,800	251,400
64	218,300	252,000
65	218,800	252,600
66	219,400	253,100
67	220,000	253,500
68	220,500	253,900
69	220,800	254,600
70	221,100	255,100
71	221,400	255,500
72	221,700	255,800
73	221,900	256,000
74	222,300	256,300
75	222,600	256,700
76	223,000	257,100
77	223,200	257,400
78	223,700	257,800
79	224,000	258,200
80	224,300	258,600
81	224,600	258,900
82	224,900	259,200

83	225,200	259,500
84	225,500	259,700
85	225,800	259,900
86	226,100	260,100
87	226,400	260,400
88	226,700	260,700
89	227,000	260,900
90	227,400	261,100
91	227,700	261,400
92	228,000	261,600
93	228,200	261,900
94	228,500	262,200
95	228,800	262,500
96	229,100	262,700
97	229,300	262,900
98	229,600	263,200
99	229,800	263,400
100	230,100	263,700
101	230,400	264,000
102	230,600	264,200
103	230,900	264,500
104	231,200	264,800
105	231,500	265,000
106	232,000	265,200
107	232,300	265,500
108	232,600	265,700
109	232,800	266,000
110	233,200	266,300
111	233,600	266,600
112	233,900	266,800
113	234,100	267,000
114	234,600	267,300
115	235,100	267,500
116	235,600	267,700
117	235,900	268,000
118	236,300	268,300
119	236,700	268,600
120	237,000	268,900
121	237,400	269,100
122		269,300
123		269,600
124		269,900
125		270,100

126		270,300
127		270,600
128		270,900
129		271,100
130		271,300
131		271,600
132		271,900
133		272,100
134		272,300
135		272,600
136		272,900
137		273,100

備考 この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、自動車運転手、用務員、調理士、業務員、療務員、施設管理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。ただし、任期付職員条例第2条第1項に基づき採用された職員を除く。

別表第7（第4条関係）

任期付医療職給料表（二）

号給	給料月額
1	179,400
2	181,100
3	182,700
4	184,600
5	186,000
6	187,800
7	189,800
8	191,600
9	193,500
10	195,800
11	198,100
12	200,400
13	202,800
14	204,400
15	205,900
16	207,300
17	208,800
18	210,000
19	211,200
20	212,400
21	213,800
22	215,300
23	216,800
24	218,300
25	219,700
26	221,200
27	222,700
28	224,200
29	225,500
30	228,100
31	230,700
32	233,400
33	236,100
34	237,400
35	238,700
36	239,900
37	241,100
38	242,300
39	243,400
40	244,500

41	245,400
42	246,500
43	247,800
44	248,900
45	250,200
46	251,400
47	252,600
48	253,800
49	254,600
50	255,800
51	256,900
52	258,000
53	259,200
54	260,000
55	260,800
56	261,600
57	262,500
58	263,500
59	264,500
60	265,500
61	266,700
62	268,200
63	269,700
64	271,000
65	272,200
66	273,800
67	275,300
68	276,800
69	278,100
70	279,500
71	280,800
72	282,100
73	283,200
74	284,600
75	286,000
76	287,300
77	288,600
78	290,200
79	291,700
80	293,100
81	294,300
82	295,800
83	297,100
84	298,600

85	299,900
86	301,300
87	302,700
88	304,000
89	305,000
90	306,200
91	307,400
92	308,800
93	310,100
94	311,300
95	312,500
96	313,700
97	315,000
98	315,800
99	316,500
100	317,200
101	317,800
102	318,500
103	319,200
104	319,800
105	320,400
106	320,600
107	321,100
108	321,600
109	322,200
110	322,700
111	323,200
112	323,600
113	324,200
114	324,700
115	325,100
116	325,600
117	326,100
118	326,500
119	326,700
120	327,000
121	327,400
122	327,800
123	328,200
124	328,600
125	328,900
126	329,100
127	329,500
128	329,800

129	330,000
130	330,300
131	330,600
132	330,900
133	331,100
134	331,400
135	331,800
136	332,000
137	332,200
138	332,400
139	332,800
140	333,000
141	333,200
142	333,600
143	334,000
144	334,400
145	334,600

備考 この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。ただし、任期付職員条例第2条第1項に基づき採用された職員を除く。

別表第8（第4条関係）

任期付医療職給料表（三）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	183,500	211,000
2	184,900	212,900
3	186,400	214,900
4	187,800	216,800
5	189,300	218,800
6	190,800	220,600
7	192,300	222,400
8	193,800	224,100
9	195,000	225,800
10	196,700	227,200
11	198,300	228,500
12	199,800	229,400
13	201,200	230,800
14	203,200	231,800
15	205,300	232,800
16	207,300	233,700
17	209,300	234,800
18	211,300	236,200
19	213,400	237,600
20	215,400	238,700
21	217,300	239,800
22	219,000	241,400
23	220,700	243,100
24	222,400	244,500
25	223,700	245,700
26	225,000	247,000
27	226,100	248,400
28	227,100	249,700
29	228,200	251,100
30	229,000	252,100
31	229,800	252,900
32	230,500	253,600
33	231,600	254,400
34	232,800	255,300
35	233,900	256,200
36	234,900	256,900
37	235,900	257,600
38	237,200	258,500

39	238,500	259,400
40	239,700	260,300
41	240,500	260,700
42	241,500	261,500
43	242,500	262,300
44	243,500	263,000
45	244,500	263,700
46	245,500	264,400
47	246,400	265,100
48	247,200	265,800
49	248,000	266,500
50	248,900	267,300
51	249,800	268,000
52	250,600	268,900
53	251,200	269,800
54	252,100	270,900
55	253,000	272,000
56	253,800	273,200
57	254,500	274,400
58	255,400	275,800
59	256,000	277,100
60	256,800	278,400
61	257,500	279,600
62	258,200	280,800
63	258,900	281,900
64	259,600	283,000
65	260,200	284,000
66	260,900	285,200
67	261,500	286,400
68	262,100	287,400
69	262,700	288,400
70	263,300	289,800
71	264,100	291,100
72	264,900	292,300
73	266,100	293,300
74	267,200	294,600
75	268,200	295,800
76	269,200	297,000
77	270,100	298,300
78	271,000	299,500
79	271,900	300,700
80	272,800	301,900
81	273,600	302,400
82	274,500	303,600

83	275,400	304,700
84	276,000	305,800
85	276,700	306,900
86	277,400	308,100
87	278,100	309,300
88	278,800	310,400
89	279,600	311,500
90	280,400	312,700
91	281,200	313,900
92	282,000	315,000
93	282,800	315,800
94	283,800	316,500
95	284,700	317,200
96	285,600	317,800
97	286,200	318,300
98	286,800	318,600
99	287,400	319,200
100	288,300	319,800
101	289,100	320,200
102	289,900	320,800
103	290,700	321,400
104	291,500	321,900
105	292,100	322,300
106	292,600	322,800
107	293,100	323,300
108	293,500	323,800
109	293,700	324,200
110	294,000	324,600
111	294,200	324,900
112	294,500	325,200
113	294,800	325,500
114	295,000	325,900
115	295,300	326,300
116	295,500	326,600
117	295,800	326,800
118	296,100	327,100
119	296,400	327,500
120	296,700	327,700
121	297,000	327,900
122	297,400	328,200
123	297,700	328,500
124	298,100	328,800
125	298,300	329,000
126	298,500	329,300

127	298,800	329,700
128	299,200	329,900
129	299,400	330,100
130	299,700	330,300
131	300,100	330,700
132	300,500	330,900
133	300,700	331,200
134	301,000	331,600
135	301,400	332,000
136	301,700	332,400
137	301,900	332,700
138	302,200	333,100
139	302,600	333,500
140	302,900	333,900
141	303,100	334,200
142	303,500	334,600
143	303,900	334,900
144	304,200	335,300
145	304,400	335,600
146	304,600	336,000
147	304,900	336,400
148	305,300	336,800
149	305,500	337,100
150	305,700	337,500
151	306,000	337,900
152	306,300	338,300
153	306,700	338,600
154	306,900	
155	307,100	
156	307,400	
157	307,700	
158	308,000	
159	308,300	
160	308,600	
161	309,000	
162	309,300	
163	309,600	
164	309,900	
165	310,300	
166	310,600	
167	310,900	
168	311,200	
169	311,600	

備考

この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、病院等に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。ただし、任期付職員条例第 2 条第 1 項に基づき採用された職員を除く。

議案第七十七号

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年十二月五日提出

半田市長 久 世 孝 宏

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年半田市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「（以下）」の下に「この条において」を加える。

第十五条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十一・五」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当）

第十五条の二 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、任期の定めが六月以上の職員（一週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが六月以上の職員についても、同様とする。

2 任期の定めが六月に満たない職員が一会計年度内における任期の定めの場合が六月以上に至った場合、又は前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に任用されたときにおける当該会計年度の任期と前会計年度の任期の通算が六月以上に至った場合は、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが六月以上の職員とみなす。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、市長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に百分の百一・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日前六月以内の在職期間における報酬（第

十一 条に規定する超過勤務に係る報酬、第十二条に規定する休日勤務に係る報酬、第十三条に規定する夜勤に係る報酬、第十四条に規定する宿日直勤務に係る報酬及び第十六条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。）の総額を市長が別に定める月数で除して得た額（百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 勤勉手当の支給日については、市長が規則で定める。

6 給与条例第二十四条の二及び第二十四条の三の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条例第二十四条の二中「前条第一項」とあるのは「半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年半田市条例第二十四号)第十五条の二第一項」と、給与条例第二十四条の二第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第十五条の二第五項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)」と読み替えるものとする。別表第一を次のように改める。

(別紙のとおり)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(半田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 半田市職員の育児休業等に関する条例（平成四年半田市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）」を削る。

(半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和六十三年半田市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「、第十五条」を削る。

別表第1（第3条関係）

1 行政職報酬表（一）

職務 の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700

39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200

82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900

125		305,200
-----	--	---------

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 行政職報酬表（二）

職務 の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	147,100	200,200
2	148,100	201,200
3	149,100	202,200
4	150,100	203,000
5	151,200	203,700
6	152,300	205,200
7	153,400	206,500
8	154,400	207,600
9	155,300	208,900
10	156,400	209,600
11	157,500	210,400
12	158,600	211,100
13	159,500	212,200
14	160,600	213,100
15	161,800	214,000
16	162,900	214,800
17	164,000	215,700
18	165,400	216,700
19	166,700	217,600
20	167,900	218,500
21	169,000	219,200
22	170,200	220,000
23	171,400	220,800
24	172,600	221,400
25	173,700	222,100
26	175,200	222,600
27	176,700	223,000
28	178,200	223,500
29	179,600	224,100
30	181,000	225,100
31	182,500	226,000
32	184,000	226,600
33	185,400	227,100
34	187,100	228,100
35	188,800	229,100
36	190,500	230,100
37	192,200	230,600
38	193,300	231,700

39	194,700	232,800
40	195,800	233,800
41	196,800	234,500
42	198,200	235,500
43	199,400	236,400
44	200,600	237,200
45	202,100	238,000
46	203,100	238,800
47	204,000	239,500
48	205,100	240,100
49	206,200	240,700
50	207,200	241,600
51	208,100	242,500
52	209,100	243,300
53	210,200	244,200
54	211,200	245,100
55	212,100	245,700
56	213,000	246,400
57	213,900	247,200
58	214,500	247,900
59	215,200	248,600
60	216,000	249,200
61	216,800	249,800
62	217,300	250,600
63	217,800	251,400
64	218,300	252,000
65	218,800	252,600
66	219,400	253,100
67	220,000	253,500
68	220,500	253,900
69	220,800	254,600
70	221,100	255,100
71	221,400	255,500
72	221,700	255,800
73	221,900	256,000
74	222,300	256,300
75	222,600	256,700
76	223,000	257,100
77	223,200	257,400
78	223,700	257,800
79	224,000	258,200
80	224,300	258,600

81	224,600	258,900
82	224,900	259,200
83	225,200	259,500
84	225,500	259,700
85	225,800	259,900
86	226,100	260,100
87	226,400	260,400
88	226,700	260,700
89	227,000	260,900
90	227,400	261,100
91	227,700	261,400
92	228,000	261,600
93	228,200	261,900
94	228,500	262,200
95	228,800	262,500
96	229,100	262,700
97	229,300	262,900
98	229,600	263,200
99	229,800	263,400
100	230,100	263,700
101	230,400	264,000
102	230,600	264,200
103	230,900	264,500
104	231,200	264,800
105	231,500	265,000
106	232,000	265,200
107	232,300	265,500
108	232,600	265,700
109	232,800	266,000
110	233,200	266,300
111	233,600	266,600
112	233,900	266,800
113	234,100	267,000
114	234,600	267,300
115	235,100	267,500
116	235,600	267,700
117	235,900	268,000
118	236,300	268,300
119	236,700	268,600
120	237,000	268,900
121	237,400	269,100
122		269,300

123		269,600
124		269,900
125		270,100
126		270,300
127		270,600
128		270,900
129		271,100
130		271,300
131		271,600
132		271,900
133		272,100
134		272,300
135		272,600
136		272,900
137		273,100

備考 この表は、労務職員で市長が定めるものに適用する。

3 医療職報酬表（一）

職務 の級	1級
号給	報酬月額
1	264,700
2	267,200
3	269,600
4	272,000
5	274,100
6	277,600
7	281,100
8	284,500
9	288,100
10	291,600
11	295,200
12	298,700
13	302,200
14	306,100
15	310,000
16	313,600
17	317,200
18	320,700
19	324,200
20	327,700
21	331,300
22	335,000
23	338,400
24	341,700
25	345,000
26	347,500
27	350,000
28	352,300
29	354,400
30	356,100
31	357,800
32	359,600
33	361,500
34	363,700
35	365,800
36	367,800
37	369,700
38	371,900
39	374,000

40	376,000
41	378,000
42	378,700
43	379,300
44	380,000
45	380,900
46	382,200
47	383,500
48	384,800
49	385,600
50	386,400
51	387,200
52	387,700
53	388,500
54	389,300
55	390,000
56	390,700
57	391,400
58	392,300
59	393,000
60	393,600
61	394,100
62	394,600
63	395,000
64	395,400
65	395,700

備考 この表は病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

4 医療職報酬表（二）

職務 の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	167,200	179,400
2	168,600	181,100
3	170,000	182,700
4	171,400	184,600
5	172,700	186,000
6	174,500	187,800
7	176,200	189,800
8	177,800	191,600
9	179,400	193,500
10	181,100	195,800
11	182,700	198,100
12	184,600	200,400
13	186,000	202,800
14	187,800	204,400
15	189,800	205,900
16	191,600	207,300
17	193,500	208,800
18	195,800	210,000
19	198,100	211,200
20	200,400	212,400
21	202,800	213,800
22	204,400	215,300
23	205,900	216,800
24	207,300	218,300
25	208,800	219,700
26	210,000	221,200
27	211,200	222,700
28	212,400	224,200
29	213,800	225,500
30	215,300	228,100
31	216,800	230,700
32	218,300	233,400
33	219,700	236,100
34	221,200	237,400
35	222,700	238,700
36	224,200	239,900
37	225,500	241,100
38	226,800	242,300
39	228,200	243,400

40	229,500	244,500
41	230,600	245,400
42	231,700	246,500
43	232,800	247,800
44	233,900	248,900
45	235,000	250,200
46	236,200	251,400
47	237,400	252,600
48	238,500	253,800
49	239,500	254,600
50	240,800	255,800
51	242,200	256,900
52	243,400	258,000
53	244,400	259,200
54	245,700	260,000
55	246,600	260,800
56	247,800	261,600
57	249,000	262,500
58	250,100	263,500
59	251,100	264,500
60	252,100	265,500
61	253,000	266,700
62	253,800	268,200
63	254,600	269,700
64	255,400	271,000
65	256,200	272,200
66	257,400	273,800
67	258,600	275,300
68	259,700	276,800
69	261,000	278,100
70	262,300	279,500
71	263,400	280,800
72	264,400	282,100
73	265,400	283,200
74	266,500	284,600
75	267,600	286,000
76	268,700	287,300
77	269,400	288,600
78	270,500	290,200
79	271,600	291,700
80	272,500	293,100
81	273,300	294,300
82	274,300	295,800

83	275,200	297,100
84	276,100	298,600
85	276,900	299,900
86	277,900	301,300
87	278,800	302,700
88	279,700	304,000
89	280,600	305,000
90	281,600	306,200
91	282,700	307,400
92	283,700	308,800
93	284,300	310,100
94	284,800	311,300
95	285,300	312,500
96	286,100	313,700
97	286,900	315,000
98	287,500	315,800
99	288,100	316,500
100	288,600	317,200
101	289,100	317,800
102	289,600	318,500
103	290,000	319,200
104	290,300	319,800
105	290,500	320,400
106	290,700	320,600
107	290,900	321,100
108	291,100	321,600
109	291,500	322,200
110	291,700	322,700
111	291,900	323,200
112	292,100	323,600
113	292,500	324,200
114	292,700	324,700
115	292,900	325,100
116	293,200	325,600
117	293,500	326,100
118	293,700	326,500
119	293,900	326,700
120	294,200	327,000
121	294,500	327,400
122	294,700	327,800
123	294,900	328,200
124	295,200	328,600
125	295,500	328,900

126		329,100
127		329,500
128		329,800
129		330,000
130		330,300
131		330,600
132		330,900
133		331,100
134		331,400
135		331,800
136		332,000
137		332,200
138		332,400
139		332,800
140		333,000
141		333,200
142		333,600
143		334,000
144		334,400
145		334,600

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

5 医療職報酬表（三）

職務 の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	183,500	211,000
2	184,900	212,900
3	186,400	214,900
4	187,800	216,800
5	189,300	218,800
6	190,800	220,600
7	192,300	222,400
8	193,800	224,100
9	195,000	225,800
10	196,700	227,200
11	198,300	228,500
12	199,800	229,400
13	201,200	230,800
14	203,200	231,800
15	205,300	232,800
16	207,300	233,700
17	209,300	234,800
18	211,300	236,200
19	213,400	237,600
20	215,400	238,700
21	217,300	239,800
22	219,000	241,400
23	220,700	243,100
24	222,400	244,500
25	223,700	245,700
26	225,000	247,000
27	226,100	248,400
28	227,100	249,700
29	228,200	251,100
30	229,000	252,100
31	229,800	252,900
32	230,500	253,600
33	231,600	254,400
34	232,800	255,300
35	233,900	256,200
36	234,900	256,900
37	235,900	257,600
38	237,200	258,500
39	238,500	259,400

40	239,700	260,300
41	240,500	260,700
42	241,500	261,500
43	242,500	262,300
44	243,500	263,000
45	244,500	263,700
46	245,500	264,400
47	246,400	265,100
48	247,200	265,800
49	248,000	266,500
50	248,900	267,300
51	249,800	268,000
52	250,600	268,900
53	251,200	269,800
54	252,100	270,900
55	253,000	272,000
56	253,800	273,200
57	254,500	274,400
58	255,400	275,800
59	256,000	277,100
60	256,800	278,400
61	257,500	279,600
62	258,200	280,800
63	258,900	281,900
64	259,600	283,000
65	260,200	284,000
66	260,900	285,200
67	261,500	286,400
68	262,100	287,400
69	262,700	288,400
70	263,300	289,800
71	264,100	291,100
72	264,900	292,300
73	266,100	293,300
74	267,200	294,600
75	268,200	295,800
76	269,200	297,000
77	270,100	298,300
78	271,000	299,500
79	271,900	300,700
80	272,800	301,900
81	273,600	302,400
82	274,500	303,600

83	275,400	304,700
84	276,000	305,800
85	276,700	306,900
86	277,400	308,100
87	278,100	309,300
88	278,800	310,400
89	279,600	311,500
90	280,400	312,700
91	281,200	313,900
92	282,000	315,000
93	282,800	315,800
94	283,800	316,500
95	284,700	317,200
96	285,600	317,800
97	286,200	318,300
98	286,800	318,600
99	287,400	319,200
100	288,300	319,800
101	289,100	320,200
102	289,900	320,800
103	290,700	321,400
104	291,500	321,900
105	292,100	322,300
106	292,600	322,800
107	293,100	323,300
108	293,500	323,800
109	293,700	324,200
110	294,000	324,600
111	294,200	324,900
112	294,500	325,200
113	294,800	325,500
114	295,000	325,900
115	295,300	326,300
116	295,500	326,600
117	295,800	326,800
118	296,100	327,100
119	296,400	327,500
120	296,700	327,700
121	297,000	327,900
122	297,400	328,200
123	297,700	328,500
124	298,100	328,800
125	298,300	329,000

126	298,500	329,300
127	298,800	329,700
128	299,200	329,900
129	299,400	330,100
130	299,700	330,300
131	300,100	330,700
132	300,500	330,900
133	300,700	331,200
134	301,000	331,600
135	301,400	332,000
136	301,700	332,400
137	301,900	332,700
138	302,200	333,100
139	302,600	333,500
140	302,900	333,900
141	303,100	334,200
142	303,500	334,600
143	303,900	334,900
144	304,200	335,300
145	304,400	335,600
146	304,600	336,000
147	304,900	336,400
148	305,300	336,800
149	305,500	337,100
150	305,700	337,500
151	306,000	337,900
152	306,300	338,300
153	306,700	338,600
154	306,900	
155	307,100	
156	307,400	
157	307,700	
158	308,000	
159	308,300	
160	308,600	
161	309,000	
162	309,300	
163	309,600	
164	309,900	
165	310,300	
166	310,600	
167	310,900	
168	311,200	

169	311,600	
-----	---------	--

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。

議案第七十八号

半田市児童遊園及びちびつ子広場に関する条例の一部改正について

半田市児童遊園及びちびつ子広場に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年十二月五日提出

半田市長 久 世 孝 宏

半田市児童遊園及びちびつ子広場に関する条例の一部を改正する条例

半田市児童遊園及びちびつ子広場に関する条例（昭和五十五年半田市条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表有楽北ちびつ子広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第七十九号

半田市国民健康保険税条例の一部改正について

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年十二月五日提出

半田市長 久 世 孝 宏

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

半田市国民健康保険税条例（昭和三十五年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）」を「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）」に改める。

第十七条第一項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十二号）」を「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十二号。以下「施行規則」という。）」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第五十六条の八十九第四項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

Ⅰ 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第四条の規定により算定した所得割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第二十四条の三十の五に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、二月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

Ⅱ 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第六条の規定により算定した被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を

乗じて得た額

三 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第六条の三の規定により算定した所得割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

四 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第六条の五の規定により算定した被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

五 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第七条の規定により算定した所得割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

六 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第八条の二の規定により算定した被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第二十二條の二中「第二十三條の二」を「第二十三條の二第一項」に改める。

第二十三條の二の次に次の一條を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第二十三條の三 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

一 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

二 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

三 出産の予定日

四 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

五 その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - Ⅰ 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - Ⅱ 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - Ⅲ 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第一項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から行なうことができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第二項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第一項の規定による届出を省略せられることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の半田市国民健康保険税条例の規定は、令和五年度分の保険税のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の保険税について適用し、令和五年度分の保険税のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度分までの保険税については、なお従前の例による。

議案第八十号

半田市創造・連携・実践センター条例の制定について

半田市創造・連携・実践センター条例を次のように定めるものとする。

令和五年十二月五日提出

半田市長 久 世 孝 宏

半田市創造・連携・実践センター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）

第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、半田市創造・連携・実践センター（以下「セ
ンター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 本市の中心市街地活性化を図るとともに、市民、事業者及び学生等の交流、連携
及びネットワークの形成、並びに起業・創業を促進することにより、市の新たな価値を
創造し、市民及び地域産業の好循環を創出するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第三条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 半田市創造・連携・実践センター

位置 半田市南末広町百二十番地の四

(施設)

第四条 センターにコワーキングスペース、レンタルオフィス、交流スペースその他の施
設を置く。

(事業)

第五条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 中心市街地活性化に関すること。
- 二 市民、事業者及び学生等の交流、連携及びネットワークの形成に関すること。
- 三 起業・創業の促進に関すること。
- 四 貸室等に関すること。
- 五 前各号に係る情報の提供及び発信に関すること。
- 六 その他市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第六条 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」と
いう。）に、次に掲げる業務を行わせることとできる。

- 一 第五条に規定する事業の実施に関すること。

- 一 第九条及び第十一条から第十三条までに規定する事務に関すること。この場合において、条文中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 二 センターの施設及び附属する設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- 三 施設利用料（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
- 四 自主事業の企画運営に関すること。
- 五 その他市長が必要と認めること。

（指定管理者の指定の手続）

第七条 前条の規定による指定を受けようとするものは、この条例に基づき規則で定めることにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前条の規定による指定をするときは、前項の規定により申請したもののうちから、次に掲げる基準により、指定管理者の候補者を選定するものとする。

一 第九条の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）等の平等使用が確保されること。

二 業務の実施に関する計画が、センターの設置目的を最も効果的に達成するものであるとともに、その管理に係る経費の節減が図られるものであること。

三 前号の計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。

四 その他市長が定める基準

3 市長は、第一項の規定による申請がなかったとき、その他緊急やむを得ない理由が認められるとき又はセンターの性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的に達成することが期待できると認められるときは、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

4 市長は、前二項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、法第二百四十四条の二第六項の規定による議会の議決を経て、当該団体を指定管理者に指定するものとする。

5 市長は、前項の規定により指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第八条 指定管理者は、次に掲げる基準により、業務を行わなければならない。

一 法その他の関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づき規則の規定を守り、誠実に業務を行うこと。

二 利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

三 業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

四 その他市長が定める基準

(利用の許可)

第九条 センターの施設等の全部又は一部を専用的に利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特に認めるものは、この限りでない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めたとときは、前項の許可に条件を付するにすることができる。

3 第一項の許可を受けようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

(利用料金)

第十条 前条第三項に規定する利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。その額を変更しようとするときは、同様とする。

2 納付された利用料金は、次に掲げる場合を除き還付しない。

1 利用の許可を取り消したとき又は中止を命じたとき。

11 利用者が、指定管理者の承認を受けて利用を中止したとき。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、利用料金を減免するにすることができる。

(利用の制限)

第十一条 市長は、次の事項に該当するときは、施設の利用を許可しないものとする。

1 その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

11 その利用がセンターの施設等をも損するおそれがあると認めるとき。

111 その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行つたおそれがある組織の利益になると認めるとき。

1111 その他管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第十二条 市長は、利用者が、次の事項に該当するときは、許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更するにすることができる。

1 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づき規則に違反したとき。

11 許可に付された条件に違反したとき。

111 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(特別な設備の許可及び原状回復)

第十三条 利用者は、その利用に際して特別な設備を設置等しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可を与えるにあたっては、必要な条件を付することができる。
 - 3 利用者は、第一項の規定により特別な設備を設置等したときは、利用後速やかに原状に回復しなければならない。
 - 4 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。
- (権利の譲渡の禁止)

第十四条 利用者は、施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第十五条 利用者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償をせることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年十月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定に基づき指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行つことができる。
- (指定管理者が不在となる場合の特例)

- 3 指定管理者の指定の取消しその他の事由により指定管理者がセハターの管理に関する業務を行つことができなう場合における当該業務は、市長が行つ。

別表 (第十条関係)

区分	単位	金額
利用料金	1 平方メートル 1 時間	五〇〇円

議案第 8 1 号

地方独立行政法人知多半島総合医療機構第 1 期中期目標について

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人知多半島総合医療機構第 1 期中期目標を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

地方独立行政法人知多半島総合医療機構

第1期中期目標（案）

令和5年12月

半田市・常滑市

前文

公立病院において医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続いており、持続可能な地域医療提供体制を確保していく必要がある。

国は、持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症等の感染拡大時の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要であり、そのためには、地域の中で各公立病院が担うべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」を進めていくことが必要であることから、令和４年３月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和４年３月２９日付け総務省自治財政局長通知）を策定した。

半田市・常滑市では、ガイドラインに先立ち、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの取組として、令和元年度に「半田市立半田病院・常滑市民病院統合会議」を立ち上げ、令和２年度には「半田市と常滑市の病院経営統合に関する協定書」を締結するなど、半田市立半田病院と常滑市民病院（以下「両病院」という。）の経営形態、地域医療構想を踏まえた役割等について、段階的に議論を深めてきた。

こうした議論を踏まえて、両病院の診療統合及び経営統合を実現するため、令和７年４月に半田市・常滑市で地方独立行政法人（非公務員型）を設立することとなった。新たに設立する地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「機構」という。）により知多半島総合医療センター（現半田市立半田病院）、知多半島りんくう病院（現常滑市民病院）を運営し、「知多半島医療圏の地域医療の中核を担い、半田市及び常滑市の医療政策として求められる急性期から回復期に係る医療を提供するとともに、地域と連携し当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する」という目的のもと、急性期から回復期まで切れ目のない医療の提供、医療従事者の確保・人事管理の弾力化、診療機能分担・弾力的な予算執行による効率的な病院運営の実現に向け、この中期目標の達成に取り組むことを期待する。

第１ 中期目標の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間とする。

第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 提供する医療サービス

機構は、運営する知多半島総合医療センターと知多半島りんくう病院が連携し、急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、他の医療機関との役割分担・連携を図りながら、知多半島医療圏における中核医療施設として医療施策上必要とされる医療を担うこと。

(1) 救急医療

知多半島医療圏内で唯一の救命救急センター（三次救急）を運営する機構として知多半島における救命救急医療の中核を担い、高度急性期医療を中心とした急性期医療を提供するとともに、地域における初期救急医療機関及び二次救急医療機関としての役割を担うこと。

(2) 災害医療

災害拠点病院を有する機構として傷病者の受入れを行い、DMAT（災害派遣医療チーム）及び医療救護班の派遣・受入れを行うなど、南海トラフ地震の広域的災害や中部国際空港での航空機事故等の局地的災害発生時において適切な医療を提供すること。

(3) 周産期医療・小児医療

地域周産期母子医療センターを有する機構として継続的に地域の周産期・小児医療を提供し、ハイリスク分娩に対応すること。また、他の小児保健医療施設と連携するとともに、新生児特定集中治療室（NICU）及びその後方病床となる新生児治療回復室（GCU）の充実を図ること。

(4) 重要疾病への対応（がん）

地域がん診療連携拠点病院を有する機構として、予防から手術、放射線治療及び薬物療法等を効果的に組み合わせた専門的ながん医療を担い、がん診療の地域連携協力体制を構築すること。また、がん患者とその家族に対する相談支援及び情報提供や緩和ケア等の充実を図ること。

(5) 重要疾病への対応（脳卒中、心筋梗塞）

救命救急センターを中心に脳卒中や心筋梗塞等に迅速に対応し、機構として最新かつ最良の診断と治療、内科的治療と外科的治療、リハビリテーションをより効果的に提供すること。

(6) 重要疾病への対応（糖尿病）

糖尿病やその合併症に対する適切な治療、人工透析を実施できる体制の整備など、糖尿病の各段階に合わせた効果的かつ効率的な医療を提供すること。また再発

予防を含めた診療体制の整備・充実を図ること。

(7) 感染症医療

特定感染症指定医療機関を有する機構として、未知の感染症のまん延を水際で防ぐ役割を担うこと。また新興感染症の発生時には、国・県・周辺医療機関等と連携し、受入体制強化に努め、先導的かつ中核的な役割を果たすこと。

(8) リハビリテーション医療

疾病治療と急性期・回復期を通じたリハビリテーションを一体的かつ連続的に実施することで、リハビリテーション医療の充実を図ること。また機構が運営する訪問看護ステーションと連携したサービスのもと、患者が退院した後も住み慣れた地域で安心して生活できるようサポートすること。

(9) 高度生殖医療

人工授精、体外受精などの高度生殖医療を積極的に推進すること。また不妊症を治療する手術の実施と組み合わせることで、妊孕性を高める医療を提供すること。

2 医療の質と成長

(1) コミュニケーションの充実

患者やその家族のニーズを受け止め、病状や治療法等について十分な説明を行い、コミュニケーションを大切にしながら、患者とその家族に寄り添う医療を提供すること。

(2) 安全・安心で良質な医療の提供

医療安全管理体制を確立し、患者の立場に立った対応を行い、安全・安心で良質な医療を提供すること。

(3) 時代に即した医療の提供

高度急性期医療や先進的医療の実施と高度診断・治療機器を整備することにより、時代に即した高水準な医療を提供すること。

(4) 患者サービスの向上

患者調査を実施し、ニーズを把握することで患者サービスの向上を図ること。

(5) チーム医療の推進

各職員が、診療科や職種、勤務する病院の枠を越えて連携し、良好なコミュニケーションの下でそれぞれの専門性を生かした高度で質の高いチーム医療を推進すること。

3 地域連携

(1) 地域医療構想における役割

知多半島医療圏において高度急性期を中心とした急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療等の政策的医療を担うこと。

(2) 地域の医療機関への支援

地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度な急性期医療を担うこと。また、地域の医療機関を積極的に支援することにより、地域医療支援病院として地域の医療水準の向上に寄与すること。

(3) 地域の医療水準向上への貢献

基幹型臨床研修病院として、臨床研修医の受入れの促進を図り、また、地域の拠点病院として、医療系学生に対する臨床研修の場を提供し、地域における医療従事者の育成に貢献すること。

(4) 地域包括ケアシステムの構築にむけて果たすべき役割

緊急時の後方支援など公的な医療機関として中心のかつ先導的な役割を果たすとともに、地域包括ケア病床において在宅復帰に向けた医療、看護、リハビリ等を提供するなど地域包括ケアシステムの構築に貢献すること。また訪問看護ステーションを運営し、地域の訪問看護事業所や介護事業所と連携することで、地域全体の在宅医療、在宅介護の質の向上に寄与すること。

4 半田市・常滑市の医療施策推進における役割

(1) 保健・医療・福祉行政との連携

半田市・常滑市における保健・医療・福祉の各関連施策に積極的に協力すること。

また、健康増進・予防医療の観点から、健康講座や啓発活動などを開催し、地域の予防医療への意識を高め、健康寿命の延伸に寄与すること。

(2) 災害医療体制の充実

半田市・常滑市の地域防災計画等に基づき、日頃から防災関係機関や他の災害拠点病院との連携を図るとともに、災害時には、病院機能を維持し、迅速に災害医療の提供を行うことができる体制を整備すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な運営管理体制の確立

(1) 法人運営管理体制の確立

法人経営に関する意思決定を主体的かつ迅速に行える組織づくりを進め、効率的かつ効果的な病院運営を実現できる法人運営体制を確立すること。また理事会を適正に機能させるなどガバナンスの強化を図ること。

(2) 柔軟かつ効率的な業務運営

医師・看護師等の職員、医療機器等の資源を柔軟に配置・活用し、効率的な業務運営を行うことで、良質で安全な医療を提供すること。

(3) 弾力的な予算執行

弾力的な予算執行により、医療ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、効率的かつ効果的な病院運営を行うこと。

(4) 病院間における連携体制の強化

機構としての医療情報システムの最適化を目指した取組や病院間の連携会議、研修会等を積極的に開催するなど、病院間の更なる連携を図ること。

(5) 内部統制の推進と外部評価等の活用

機構の業務を適正かつ効率的に実施できるよう内部統制を構築し、併せて患者や評価委員会の意見を踏まえ、法人の業務運営の改善を図ること。

2 職場と職員

(1) 働きやすい職場環境

職員が互いを尊重し、コミュニケーションを大切にしながら、それぞれの能力を最大限発揮でき、前向きに職務に取り組むことができる職場環境を整備すること。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、多様な人材が働きやすく生産性の高い職場づくりを目指し、働き方改革に取り組むこと。

(2) 優れた人材の育成

質の高い医療を安定的かつ継続的に提供するために必要となる医療人材の確保・育成に取り組み、職員の能力を最大限発揮できる組織風土を醸成すること。

(3) 職員の評価

職員の努力や業績への貢献を評価し、業務の改善及び業績の向上に繋げることができる人事制度の構築を行うこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 健全経営

(1) 健全な経営基盤の確立

効率的な法人運営により、経常収支黒字を実現し、健全な経営基盤を確立すること。

(2) 収入の確保

効果的な病床管理による病床利用率の向上を図るとともに、診療報酬への適切な対応により収入を確保すること。

(3) 適切な支出の徹底

経営分析やコスト管理などにより、適切な支出を徹底すること。また、医療機器・診療材料の調達にかかる業務の集約や包括的な発注を行うなど、費用の抑制を図り、

より一層の経費節減を行うこと。

(4) 計画的な投資と財源の確保

建物や設備の改修、医療機器の整備・更新などの投資については、あらかじめ中期目標期間中の整備・更新計画を策定し、事前に半田市・常滑市と検討・協議したうえで、計画的に行うこと。また、将来の設備投資に向けた財源を確保すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 病院運営における DX の推進

病院運営における DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により QOS（クオリティ・オブ・サービス）の向上を図ること。

2 施設・設備の整備

各病院の医療機能や地域の医療ニーズ、医療課題等を総合的に勘案し、計画的かつ効率的に施設や医療機器等の整備を実施すること。

3 法令・社会規範の遵守及び情報公開

(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底

法令や社会規範等を遵守するとともに、情報セキュリティ対策と個人情報保護を徹底すること。また医療サービスが提供できないことによる地域医療への影響を考慮し、サイバーセキュリティ対策を図ること。

(2) コンプライアンス体制

職員一人ひとりが公的医療機関の一員として、法令・行動規範と倫理を遵守し、行動する体制を構築すること。

(3) 情報公開

業務運営の透明性を確保し、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

4 法人の経営環境等の変化への対応

本中期目標において、患者動向や医療ニーズなどの変化により、新たな対応が必要となった場合には、半田市・常滑市の協議において必要な見直しを行う。

議案第 8 2 号

新学校給食センター建設管工事（週休 2 日交代制工事）請負変更契約の
締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

- 1 工 事 名 新学校給食センター建設管工事（週休 2 日交代制工事）
- 2 工 事 場 所 半田市十一号地 1 9 番 2 6 号
- 3 変更前請負契約金額 金 5 8 6 , 3 0 0 , 0 0 0 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 5 3 , 3 0 0 , 0 0 0 円）
- 4 変更後請負契約金額 金 6 4 7 , 7 7 9 , 0 0 0 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 5 8 , 8 8 9 , 0 0 0 円）
- 5 変更による契約金増減額 金 6 1 , 4 7 9 , 0 0 0 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 5 , 5 8 9 , 0 0 0 円）
- 6 請負契約者 半田市亀崎町九丁目 1 2 3 番地 8
三和株式会社
代表取締役 岡田 行雄

(案)

資料 1

工 事 請 負 変 更 契 約 書

収 入
印 紙

1. 工 事 名 新学校給食センター建設管工事（週休2日交代制工事）
2. 路線等の名称 なし
3. 工 事 場 所 半田市十一号地19番26号
4. 工 事 概 要 別添変更設計書、仕様書及び図面のとおり
5. 工 期 原契約書のとおり
6. 変更前契約金額 金586,300,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金53,300,000円)
7. 変更後契約金額 金647,779,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金58,889,000円)
8. 変更額 増 額 金61,479,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金5,589,000円)
9. 特に定めた条件

令和5年6月30日付けで締結した工事請負契約について、上記のとおり変更するものとする。

ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

以上契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和5年12月 日

発 注 者 半田市東洋町二丁目1番地
半 田 市
半田市長 久世 孝宏

受 注 者 愛知県半田市亀崎町9-123-8
三和株式会社
代表取締役 岡田 行雄

変 更 概 要

1. 本工事は、予定価格の算出にあたり、令和4年10月から適用した公共工事設計労務単価を適用しているため、特例措置に基づき、令和5年3月から適用する新労務単価にて再計算を行い、請負代金額の変更を行う。

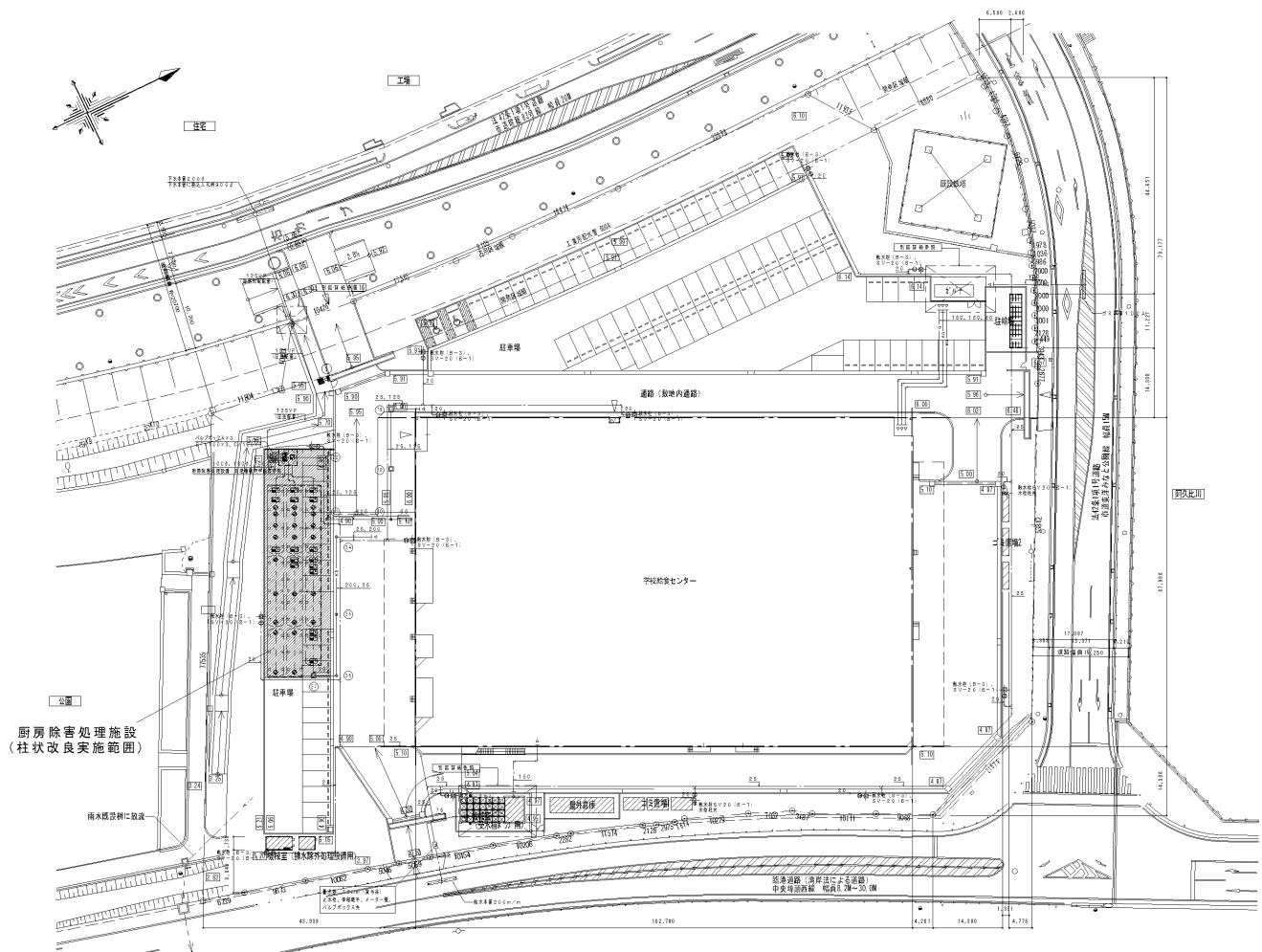
※特例措置

公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について（4半総第1099号）

2. 厨房除外処理施設の地耐力を詳細に調査した結果、設計上必要な基準の地耐力を満たしていないことが判明したため、地耐力確保のための地盤改良工事を追加で行う。

※柱状地盤改良工事

φ1,400 改良長：5.40m	0.0m	→	529.0m
φ1,400 改良長：4.81m	0.0m	→	19.2m
固化材 300 kg/m ³	0.0 t	→	105.0 t



議案第 83 号

半田市知多半田駅前再開発ビル駐車場の指定管理者の指定について
半田市知多半田駅前再開発ビル駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

半田市長 久世孝宏

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
半田市知多半田駅前再開発ビル駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社はんだ賑わいビル開発
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

